

令和2年 第3回定例会

青木村議会会議録

令和2年9月9日 開会

令和2年9月18日 閉会

青木村議会

令和2年第3回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月9日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	9
○報告第2号及び報告第3号の上程、説明	12
○議案第1号の上程、説明	14
○議案第2号の上程、説明	35
○議案第3号の上程、説明	38
○議案第4号の上程、説明	40
○議案第5号の上程、説明	42
○議案第6号の上程、説明	44
○議案第7号の上程、説明	47
○社会福祉協議会会計決算の報告	49
○監査報告	51
○議案第8号の上程、説明	54
○議案第9号の上程、説明	54
○議案第10号の上程、説明	55
○議案第11号の上程、説明	56
○議案第12号の上程、説明	57
○議案第13号の上程、説明	58
○議案第14号の上程、説明	59

○議案第15号の上程、説明	59
○議案第16号の上程、説明	64
○発議第1号の上程、説明	65
○散会の宣告	67

第2号 (9月11日)

○議事日程	69
○出席議員	69
○欠席議員	69
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69
○事務局職員出席者	70
○開議の宣告	71
○議事日程の報告	71
○一般質問	71
松澤正登君	72
居鶴貞美君	83
坂井弘君	93
山本悟君	124
金井とも子君	129
宮入隆通君	140
○総括質疑	153
○委員会付託	153
○散会の宣告	154

第3号 (9月18日)

○議事日程	155
○出席議員	156
○欠席議員	156
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	156
○事務局職員出席者	157

○開議の宣告	158
○議事日程の報告	158
○委員長審査報告	158
○報告第1号の質疑、討論、採決	160
○報告第2号の質疑	163
○報告第3号の質疑	164
○議案第1号の質疑、討論、採決	164
○議案第2号の質疑、討論、採決	166
○議案第3号の質疑、討論、採決	166
○議案第4号の質疑、討論、採決	167
○議案第5号の質疑、討論、採決	168
○議案第6号の質疑、討論、採決	168
○議案第7号の質疑、討論、採決	169
○議案第8号の質疑、討論、採決	170
○議案第9号の質疑、討論、採決	170
○議案第10号の質疑、討論、採決	178
○議案第11号の質疑、討論、採決	178
○議案第12号の質疑、討論、採決	181
○議案第13号の質疑、討論、採決	182
○議案第14号の質疑、討論、採決	183
○議案第15号の質疑、討論、採決	184
○議案第16号の質疑、討論、採決	193
○発議第1号の質疑、討論、採決	193
○閉会の宣告	197
○署名議員	199

令和 2 年 9 月 9 日（水曜日）

（第 1 号）

令和2年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年9月9日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 健全化判断比率について
- 日程第 5 報告第 3号 資金不足比率について
- 日程第 6 議案第 1号 令和元年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 2号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 3号 令和元年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 4号 令和元年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 5号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 6号 令和元年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 7号 令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第 8号 青木村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 9号 青木村文書館設置条例について
- 日程第15 議案第10号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 上田地域広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第19 議案第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第15号 令和2年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第21 議案第16号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算につ

いて

日程第 2 2 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書について

日程第 2 3 一般質問

出席議員（10名）

1 番	宮 入 隆 通 君	2 番	坂 井 弘 君
3 番	松 澤 正 登 君	4 番	金 井 とも子 君
5 番	宮 下 壽 章 君	6 番	杳 掛 計 三 君
7 番	居 鶴 貞 美 君	8 番	小 林 和 雄 君
9 番	堀 内 富 治 君	10 番	山 本 悟 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	杳 掛 英 明 君
総務企画課長 兼事業推進 室 長	片 田 幸 男 君	参 事 兼 建設農林課長	花 見 陽 一 君
住民福祉課長	小宮山 俊 樹 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理	多 田 治 由 君
商工観光移住 課 長 兼 商工観光移住 係 長	中 沢 道 彦 君	保 育 園 長	若 林 喜 信 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	稲 垣 和 美 君	総務企画課長 総務係長	小 林 宏 記 君
代表監査委員	内 藤 賢 二 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	片 田 幸 男	事 務 局 員	小 林 宏 記
---------	---------	---------	---------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（宮下壽章君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第3回青木村議会定例会を開催いたします。

本定例会開催に当たり、お願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、6月定例議会同様に、換気のためドアの常時開放、マスク着用、皆さんの座席の間隔を空け、職員も最少人数の出席として行います。

11日の一般質問につきましては、特に時間短縮、傍聴制限はいたしません。感染防止に当たり質疑、答弁ともに要点を得た明瞭簡潔な内容となるようお願い申し上げます。

◎議事録署名議員の指名

○議長（宮下壽章君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、4番、金井とも子議員、10番、山本悟議員を指名します。

◎会期決定

○議長（宮下壽章君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

去る9月2日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日9日から23日までの15日間と決定しましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月23日までの15日間と決定しました。

日程について、事務局より日程表をお配りいたします。

日程について申し上げます。

本日9日は開会、議案説明のみで散会といたします。10日木曜日は議案審査のため休会、

11日金曜日は一般質問と令和元年度一般会計及び特別会計の決算についての総括質疑、委員会付託を行います。12日土曜日と13日日曜日は休日のため休会、14日月曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、15日火曜日は議案審査のため休会、16日水曜日は社会文教委員会の委員会審議、17日木曜日は議案審査のため休会、18日金曜日は委員長報告、審議・採決、19日土曜日と20日日曜日、21日月曜日、22日火曜日は休日のため休会、23日水曜日は審議・採決の日程といたします。

◎村長挨拶

○議長（宮下壽章君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、令和2年第3回青木村9月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今、日本は、長野県は、そして青木村は、未曾有の緊急事態の真ただ中におります。いまだ衰えぬ新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。未知のウイルスとの闘いは、その確たる治療方法や安全なワクチンの開発にも当分時間を要するようでございます。

これまで我々の命を守るために奮闘いただいております医療従事者の皆さん、あるいは保健所職員の皆さんには、心から感謝を申し上げたいと思います。

村民の皆さんには、感染防止対策に十分御配慮いただいておりますが、村から2名の感染者が発生してしまいました。村民の皆さんには、これに対しまして、冷静な対応をいただきました。

上田圏域でクラスターが発生し、1日当たりの感染者が連日2桁に達するなど厳しい状況となりましたことから、8月28日、県の定めた新しい感染レベルにおいて、上田圏域はレベル4に引き上げられ、新型コロナウイルス特別警報が発令されました。村では早速、議会の全員協議会を開催していただきまして対応を協議していただくとともに、村民の皆さんへさらなる感染防止対策をお願いしているところでございます。

引き続き、県とも連携し、村民の皆さんの命と健康を守るため、感染拡大の防止に努める

とともに、社会活動・経済活動の地域経済の回復に一層力を尽くしてまいります。

コロナ禍の中、例年、村で一番にぎわいを見せる夏まつりや産業祭も中止になるなど、多くの行事・大会の開催ができない状況です。私が心配するのは、そのような中で、村民の皆さんが精神的に落ち込み、元気をなくしてしまうこととございます。規則正しい生活を送り、正しく適切な情報を得て、新しい生活様式を取り入れるなど、私たち一人一人が感染防止するための行動を自ら考え、実践していただくことを大切に思っております。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策といたしまして、政府が実施しました国民1人当たり10万円の特別定額給付金は、青木村では8月11日に全ての方に給付が終了いたしました。

また、国の地方創生臨時交付金を活用して、村が取組をしております新型コロナウイルス対策に関わる事業の進捗状況につきまして御報告を申し上げます。

事業費総額約2億9,000万円で、25に及ぶ事業に取組をしております。子育て・教育・福祉関係では7事業、7,600万円で、主なものといたしましては、保・小・中学校の給食の無料化や、高齢者などへの応援として地域消費券の配付などがございます。

また、農業・商工業・地域経済対策には10の事業、約1億300万円の事業費で、主なものといたしましては、国が実施している持続化給付金の充実・上乘せ事業、特別プレミアム地域消費券発行事業で、コロナの影響を受けている地域経済への対策を行っております。

生活環境・交通安全インフラ整備関係では、5事業、約1億1,000万円の事業費で、長期化する新型コロナウイルスの影響を鑑み、村民の皆さんが安心して生活を送れるよう環境を整備しております。

梅雨明けから連日35度を超す猛暑となりまして、全国の観測地点で最高気温の記録更新が続き、熱中症の危険が叫ばれているなど、地球温暖化を実感しております。長期天気予報によりますと、秋は短く、冬は寒いとのこととございます。

8月1日、長い梅雨が明けたその日、夏まつりは中止といたしましたが、悪疫退散と先祖への鎮魂を祈願いたしまして青木村花火大会を開催いたしました。色とりどりの花火が澄み切った青木村の夜空を彩り、華やかな音と光がコロナ禍の中で沈んでいた心に元気を与えてくれました。御協力をいただいた皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

8月15日は、約310万人もの尊い命が犠牲となりました第2次世界大戦の75回目の終戦記念日とございました。安倍総理大臣は式辞の中で、戦争の惨禍を二度と繰り返さない、この決然たる誓いをこれからも貫いてまいりますと述べております。

その当時、私は年少で、戦争の記憶は僅かしかございませんが、同級生の中にお父さんを亡くした同級生が4人もおりまして、平和の尊さを身にしみ感じております。戦後の混乱から経済成長を成し遂げた昭和の時代、戦争のない平和の平成の時代を経て、令和の時代も不戦の時代であってほしいとの強い願いを込めて黙禱をいたしたところでございます。

青木村社会福祉協議会では、生活困窮者のためフードバンクを開設し、民生児童委員の皆さんのお力添えをいただきまして、必要とされる皆さんへお届けすることができました。今後もこの活動を実践してまいりますので、御協力をお願いいたします。

次に、村にとりまして念願でございました企業誘致について、東証一部上場企業の株式会社竹内製作所さんが当郷岡石地区への進出を決めていただき、現在、着工に向けた諸手続を進めているところでございます。このプロジェクトの推進に当たり、大きな課題の一つでございました農業振興地域除外手続につきまして、このたび県から同意をいただくことができました。今後は土地開発公社におきまして、用地の買収、造成工事と進めてまいります。

この予算を公社が金融機関から借り入れることとなりますが、今議会では、それに必要な債務保証をお願いしておりますので、よろしくをお願いいたします。

8月27日に公表されました内閣府月例経済白書によりますと、8月は、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られるとのことでございます。

さきの6月定例会閉会后、本日までの主な行事の報告でございしますが、コロナ禍の中、多くの会議・行事が中止となりましたことから、特に申し上げることはございません。

さて、本9月議会は決算議会でございます。令和元年度の青木村決算状況について申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額は30億7,771万693円、歳出総額は28億9,539万9,823円でございます。歳入歳出差引額では1億8,231万870円の黒字となりました。

歳入の主なものといたしましては、村税が1億1,230万4,000円、歳入合計に対する構成比は13.4%でございます。前年度より25万9,000円の増となりました。

地方交付税は15億2,075万6,000円で、構成比49.4%、前年度より3,768万4,000円の増となりました。

国庫支出金は2億3,363万5,000円で、構成比7.6%、地方創生拠点整備交付金の増加によりまして、前年度より7,970万9,000円の増となりました。その主な内訳といたしましては、地方創生拠点整備交付金7,993万円、介護給付・訓練等給付費負担金4,881万8,000円、児童

手当負担金4,463万7,000円、寄附金は1億1,106万1,000円で、構成比3.6%、前年度比8,879万6,000円の増でございます。主なものは、企業版ふるさと応援寄附金8,300万円、ふるさと応援寄附金894万3,000円、五島慶太翁顕彰事業寄附金789万円でございます。

村債は1億1,110万円で、構成比3.6%、前年度比2,760万円の増となりました。主なものは、学校教育施設等の整備事業費2,910万円、緊急防災・減災事業費1,070万円、臨時財政対策債6,000万円でございます。

歳出の主なものは、まず総務企画課関係でございますが、地方創生推進交付金事業では、タチアカネ蕎麦推進プロジェクト1,351万5,000円、地方創生拠点整備事業では、五島慶太未来創造館建設事業1億7,603万3,000円、消防費、指定避難所空調設備工事、4施設でございますが、1,076万1,000円。

次に、税務会計課関係でございますが、固定資産課税客体調査業務委託費1,203万1,000円。

住民福祉課関係で、出産祝い金485万円は、前年度比12名増の32名、210万円の増ございました。障害児教育早期支援施設の改修工事で212万7,000円。

次に、建設農林課関係でございますが、保全松林健全化整備事業委託料2,944万円。

商工観光移住課関係では、定住促進応援補助金20件で1,854万円。

教育委員会関係では、小・中学校施設空調設備設置工事に6,892万1,000円。

災害復旧の関係では、林道の修繕3件、177万7,000円、農地農道等の修繕で18件で709万円、道路橋梁災害関係で16件で643万円ございました。

積立金につきましては、青木診療所施設等整備基金2,287万4,000円、五島慶太翁顕彰事業基金179万円を取り崩しましたが、他の基金の取崩しは行わずに、財政調整基金356万9,000円、情報通信関連事業基金850万円、新たに森林環境譲与税基金411万4,000円を積立てをしたところでございます。

特別会計につきましては、国民健康保険、簡易水道特別会計等、特別会計につきましては、いずれも黒字決算となり、健全な財政運営を堅持できたところでございます。

財政状況につきましては、財政健全化判断比率並びに公営企業の経営状況を判断する資金不足比率につきまして、国が定めました早期健全化基準を大きく下回っております。償還金の程度を示します実質公債費比率は、前年度から0.2%減少いたしまして、6.5%ございました。

財政状況及び公営企業の経営状況共に健全財政がなされ、議員の皆様の御協力をいただき

ましたことから、令和元年、平成31年度全体といたしましては、健全財政を堅持した決算とすることができることができました。ありがとうございました。

しかしながら、昨年度、台風19号、そしてコロナ対策と、多額の歳出を要しつつありますことから、今後、年単位で、大変厳しい財政運営をしなければならない状況下にあります。村民の皆さん、議会の皆さんにも、御理解と御協力をいただきたいと思います。

去る9月4日に、村の監査委員の内藤賢二代表監査委員、小林和雄監査委員から、令和元年度青木村会計歳入歳出決算につきまして意見書を頂きました。この審査に当たりまして、監査委員には長い時間をかけ、慎重な審査をいただきますとともに、適切な意見書を頂き、ありがとうございました。今後は、頂きましたこの御意見を職員共々真摯に受け止めさせていただきます、日々の業務の中で生かしてまいりたいと思います。

次に、令和2年度一般会計補正予算について、その概要を申し上げます。

一般会計補正予算（第3号）の専決についてでございます。

国の令和2年度第2次補正予算成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金が増額されたことを受けまして、歳入歳出それぞれ1億8,386万4,000円を増額いたしまして、総額を36億9,632万2,000円といたしました。

歳入につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金1億8,236万4,000円、県補助金、商工費補助金、地域支え合いプラスワン地域促進事業補助金1,100万円、財政調整基金マイナスの950万円。

歳出につきましては、臨時交付金事業といたしまして、24事業、1億9,914万9,000円を増額いたしまして、当初予算計上いたしました事業の8事業につきまして、臨時交付金事業に振り替え、1,278万5,000円減をいたしたところでございます。

次に、一般会計補正予算（第4号）の補正についてでございます。

歳入歳出それぞれに2,427万6,000円を追加いたしまして、総額を37億2,059万8,000円としました。

歳入につきましては、総務費国庫補助金、社会資本整備総合交付金100万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金857万5,000円、大雪の倒木被害のありましたリフレッシュパークあおき、パークセンターみやぶちの建物災害共済276万2,000円、前年度繰越金といたしまして1,097万4,000円でございます。

歳出につきましては、企画費の委託料、これは防災実施計画策定業務の委託料270万6,000円、それと洪水ハザードマップ作成に247万5,000円、災害復旧費飯縄山線林道の修繕

工事250万円を計上したところでございます。

以上、提案申し上げました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。詳細につきましては教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、報告第1号について御説明申し上げます。

令和2年度青木村一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度青木村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,386万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ36億9,632万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月22日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の地方創生臨時交付金の第2次配分を受けて実施する事業につきまして、専決をさせていただいたものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2歳入について御説明申し上げます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金は、予算額の増減はございませんけれども、節2児童福祉費負担金の保育料180万円を減額し、給食費に係る部分に交付金

を充当して、今年度分の給食費を公費負担とするものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、1億8,236万4,000円を追加し、2億5,012万5,000円とするもので、節1総務管理費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金の第2次配分でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目6商工費補助金は、1,100万円を追加し、1,175万円とするもので、節1商工費補助金の地域支え合いプラスワン消費促進事業補助金は、村が実施しております地域消費券事業のプレミアム分につきまして、一定のルールに基づいて、その一部を県が補助するものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1目1基金繰入金は、950万円を減額し、4億5,625万1,000円とするもので、1次分の補正の際に、交付金以外の一般財源分を財政調整基金により賄う予算組みをしておりましたけれども、第2次分で交付金を充当できる部分が増えたことによりまして、基金の繰入金は減額とするものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目7諸費は、250万円を減額し、891万4,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、中止となりました夏まつりの補助金を減額し、規模を縮小して実施しました花火大会の経費につきましては、臨時交付金事業費の取組19感染予防に配慮したモデルイベント実施事業の中で計上いたしました。

目10地方創生臨時交付金事業費は、1億9,914万9,000円を追加し、2億8,587万8,000円とするもので、節7報償費381万6,000円は、お手元に事業一覧表をお配りしているかと思いますが、そちらの取組6の宿泊者等拡大事業に関わる地域消費券使用分で、1次分で100名掛ける8か月分を見ておりましたけれども、追加で100名、計200名掛ける8か月分、81万6,000円を追加で計上いたしました。

また、取組番号22の新生児特別定額給付金事業として、今年度4月28日以降に出生となった新生児に対しまして一律10万円を支給するものでございまして、30名分の300万円を計上してございます。

節10需用費172万円は消耗品費で、取組番号7の休校に伴う学習等支援事業の小学校補助教材代の追加分52万円、取組11の避難施設環境向上事業の追加分として、給水パック、アレルギー対応保存食、大人・子供用のおむつ、粉ミルク、授乳用品等で105万円を見込みました。印刷製本費15万円は、取組20の高齢者等感染予防支援金事業で配付する地域消費券

の印刷代でございます。

節11役務費82万1,000円は通信運搬費で、取組6の宿泊者等拡大事業追加分と取組20の高齢者等感染予防支援金事業等に係る郵送料を計上してございます。

節12委託料1,197万3,000円は、取組1の公共的空間安全・安心確保事業で、施設の洗浄委託料として110万円、取組7の休校に伴う学習等支援事業で、小学校心理分析診断委託で17万8,000円、取組12の地域公共交通高度化事業の基本計画策定業務委託料として280万円、取組14の持続化給付金拡充・上乗せ事業の商工会への審査業務委託料として600万円、取組16の保・小・中学校給食費軽減事業の保育園の給食費管理システムの導入委託として30万円、取組24の鳥獣害対策事業の測量委託として159万5,000円を計上しております。

節14工事請負費2,347万4,000円は、取組1の公共的空間安全・安心確保事業で、保育園、小・中学校、文化会館、民俗資料館等の網戸ですとかの対策工事として1,607万4,000円、取組11の避難施設環境向上事業で、防災倉庫の設置費用440万円、これは1次の中では備品購入費に計上してございましたが、基礎工事も含めた工事費として、こちらに改めて計上してございます。それから、取組17の行政事務体制継続事業で、役場の各室へのLANの敷設、それから環境整備工事等に300万円をそれぞれ見込みました。

節17の備品購入費3,797万9,000円は、取組1の公共的空間安全・安心確保事業で、消毒液の生成器や保育園の冷風機、小・中学校総合体育館の換気ファン、中学校の高機能食器洗浄機等で676万7,000円、取組11の避難施設環境向上事業で、石油ストーブ、大型扇風機、パーティション等をはじめ、電源供給が可能な電気自動車3台、給水タンク2台と運搬用のトラック2台、山間部避難誘導車として1台ほかで1,917万1,000円、取組12の地域公共交通高度化事業では、フルデマンド用のワゴン車1台380万円、取組17の行政事務体制継続事業で、パソコン、プリンター、机等に630万5,000円、取組23の学校情報通信技術向上事業で、小・中学校のICT環境整備のGIGAスクール構想の補助対象外の部分について、プロジェクター、教師用パソコン等の購入に552万1,000円を見込んでおります。

節18負担金補助及び交付金1億1,936万6,000円は、負担金で、取組16の保・小・中給食費軽減事業に2,102万円、補助金5,449万6,000円は、取組1の公共的空間安全・安心確保事業で、村内の診療所あるいは道の駅等への対策補助金として2,046万4,000円、取組4のプレミアム消費券発行事業で追加分2,080万円、取組16の保・小・中学校給食費軽減事業で、幼稚園に通園されているお子さんの給食費相当分として70万2,000円、3歳未満児への給食費相当額として240万円、取組19のモデルイベント実施事業で810万円、取組24の鳥獣害対

策事業で、電気柵の設置補助金として203万円を予定しております。

支援金4,385万円は、取組14の持続化給付金拡充・上乗せ事業で、上乗せ分1,450万円、拡充分650万円、取組15の認定農業者応援事業で625万円、取組18の公共交通応援事業では、千曲バスへの支援金として300万円、取組20の高齢者等感染予防事業で、高齢者への地域消費券分900万円、障害者や要介護者分として560万円、取組21のひとり親家庭応援給付金で120万円をそれぞれ見込んでおります。

項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は、110万円を減額し、2,218万7,000円とするもので、節13委託料の実証実験実施委託料は、10月から予定している新たな運行に際し、商工会等への委託経費を見込んでおりましたけれども、運転手を中心に自前で行うことといたしましたので、減額をお願いするものでございます。

続いて、民生費以降、農林水産業費、それから、次のページへいきまして商工費、教育費、いずれも減額となってございますが、こちらは当初予算化しておりましたものを臨時交付金事業に振り替えたことによる減額となっております。説明のほうは省略をさせていただきます。

以上、報告第1号 令和2年度一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。御審議いただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎報告第2号及び報告第3号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第4、報告第2号 健全化判断比率について、日程第5、報告第3号 資金不足比率についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、報告第2号、それから報告第3号について御説明を申し上げます。

初めに、報告第2号 健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度の健全化判断比率について、別紙のとおり報告する。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

令和元年度健全化判断比率報告書。

実質赤字比率につきましては、普通会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、赤字額がございませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、資金の不足が生じていないため、こちらも比率は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計が負担する標準財政規模に対する元利償還金等の比率となります。元利償還金の減額により、単年度では6.5%で前年度と同様でございましたけれども、指標となる3か年の平均では、前年度から0.2%減の6.5%となっております。

続いて、将来負担比率につきましては、普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対して地方交付税で措置される見込額ですとか、財政調整基金積立金をはじめとする充当可能財源等の額が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は算定されませんでした。

なお、下段の国の基準数値は早期健全化基準を記載しています。いずれの数値も早期健全化基準を下回り、良好な状態でございます。

以上が報告第2号についてでございます。

続きまして、報告第3号について御説明申し上げます。

資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度の各公営企業における資金不足比率について、別紙のとおり報告する。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

こちらも裏面をお願いいたします。

令和元年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率であり、青木村で対象となります会計は、簡易水道特別会計、特定環境保全公共下水道事業会計の2会計でございます。いずれの会計におきましても資金不足額は生じていないため、比率は算定されていない結果となっております。

なお、備考欄に記載されている金額は、おのおのの会計における事業の規模、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額となっております。

以上、報告第3号について御説明申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第6、議案第1号 令和元年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、令和元年度各会計決算の説明についてさせていただきます。

一般会計、特別会計共に、数値の朗読をもつての説明は記載のとおりでございますので、できるだけ簡略化させていただきたいと思っております。

また、決算書は見開きの2ページとなっておりますので、説明では左のページの数字をお示ししてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

決算書の目次の次のページ、一般会計、特別会計、歳入歳出決算書の総括表をお開きください。

令和元年度青木村全会計の総括表でございます。各会計の収入済額、支出済額の構成割合について御説明を申し上げます。

歳入の収入済額の構成割合は、一般会計64.8%になります。国民健康保険特別会計11.6%、簡易水道特別会計4.0%、別荘事業特別会計0.4%、特定環境保全公共下水道事業特別会計5.9%、介護保険特別会計12.0%、後期高齢者医療特別会計1.3%、収入済額合計が47億5,028万5,713円は、前年度対比でプラスの3.3%、1億5,016万7,158円の増になります。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合は、一般会計が16.4%になります。国民健康保険特別会計12.0%、簡易水道特別会計3.6%、別荘事業特別会計0.4%、特定環境保全公共下水道事業特別会計6.1%、介護保険特別会計12.5%、後期高齢者医療特別会計1.4%、支出済額合計が45億2,255万1,334円は、前年度対比でプラスの4.4%、1億9,125万7,781円の増となります。

それでは、議案第1号の令和元年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

村税13.4%、不納欠損額は30万600円、収入未済額は1,351万4,679円でございます。地方

譲与税1.1%、利子割交付金の構成割合は出てまいりません。配当割交付金0.1%、株式等譲渡所得割交付金の構成割合は出てまいりません。地方消費税交付金2.3%、自動車取得税交付金0.1%、地方特例交付金0.4%、地方交付税49.4%、分担金及び負担金0.7%、161万4,800円の収入未済額が出てまいりますが、保育料でございます。使用料及び手数料2.6%、1,283万9,894円の収入未済額が出てまいりますが、通信放送サービスの利用料、住宅使用料でございます。国庫支出金7.6%、県支出金4.8%。

4ページにまいりまして、財産収入0.2%、寄附金3.6%、繰入金0.8%、繰越金7.6%、諸収入1.7%、村債3.6%でございます。

歳入合計3億7,771万693円、前年度対比プラス5.1%、1億4,998万8,324円の増でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.4%、総務費23.9%、民生費23.2%、衛生費6.5%、農林水産業費6.8%、商工費3.9%、土木費11.1%、消防費4.3%、教育費10.6%、災害復旧費1.1%。

8ページへまいります。

公債費7.2%、予備費、支出はございませんでした。

支出合計28億9,539万9,823円、前年度対比でプラスの7.5%、2億228万3,571円の増でございます。

歳入歳出差引残高は1億8,231万870円、執行率は93.6%、歳入総額に対します残高割合は3.2%になります。

12ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細書でございますので、節の収入済額を中心に申し上げてまいります。

款1村税、前年度とほぼ同額で25万8,154円の増でございます。現年・滞納繰越分合計で徴収率ですが、項1村民税97.9%、収入未済額は83万6,869円の増になっています。

項2固定資産税95.6%、収入未済額は72万1,900円の増。

項3軽自動車税93.5%、収入未済額は25万9,500円の増。

項4村たばこ税、前年度より68万867円の増。

項5入湯税、前年度より3万7,900円の減となっています。

村税全体での徴収率は96.8%でございます。

款2地方譲与税、前年度対比プラス13.1%、387万2,002円の増となっています。

項1 地方揮発油譲与税は前年度より97万7,000円の減、項2 自動車重量譲与税は前年度より73万5,000円の増でございます。

14ページをお願いします。

項5 森林環境譲与税は、新設によりまして411万4,000円の皆増でございます。

款3 利子割交付金、前年度対比マイナスの53.6%、45万9,000円の減でございます。

款4 配当割交付金、前年度対比のプラス20.6%、30万円の増。

款5 株式等譲渡所得割交付金、前年度対比のマイナス17.1%、20万9,000円の減。

款6 地方消費税交付金、前年度対比マイナス5.3%、399万8,000円の減。

款7 自動車取得税交付金、マイナス41%、285万8,000円の減。

款8 地方特例交付金、プラスの527%、993万7,000円の増でございます。

16ページへまいります。

款9 地方交付税、前年度対比で2.5%のプラス、3,768万4,000円の増。内訳は、普通交付税で3,936万2,000円の増、特別交付税で167万8,000円の減でございます。

款10 交通安全対策特別交付金、皆減でございます。

款11 分担金及び負担金、前年度対比マイナス3.4%、71万9,859円の減でございます。

項1 分担金、目1 農林水産業費分担金は、当郷区中村水路及び入奈良本区向沖水路の改修に伴うものでございます。

項2 負担金、目1 総務費負担金、節1 高速情報通信サービス負担金は、通信サービス加入負担金で8件、放送サービスの加入負担金で11件でございます。節2 地方創生事業実施負担金は、そばイベント等開催経費に充てたものでございまして、長和町からでございます。

目2 民生費負担金、節1 社会福祉費負担金は備考のとおりでございます。節2 児童福祉費負担金及び節3 滞納繰越金は保育料でございまして、合計では前年度より272万5,910円の減となっております。

収入未済額は現年・滞繰合わせて161万4,800円で、前年度対比29万4,720円の増でございます。

18ページをお願いします。

目32 災害復旧費負担金20万1,801円は皆増でございまして、農地・農業用施設災害復旧費負担金でございます。

款12 使用料及び手数料、前年度対比マイナス2.5%、202万8,617円の減でございます。

項1 使用料、目1 節1 総務使用料、バスターミナル喫茶店の使用料は24万円の皆減、村

営駐車場の使用料は個人分7台、青木区、商工会、それぞれで3万1,115円となっています。村営バス運行収入は前年度より14万1,310円の減でございます。節2現年度分高速情報通信サービス使用料、前年度より通信サービスで51万3,700円の減、放送サービスは2万4,000円の増でございます。節3滞納繰越分、高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで4万7,286円、放送サービスで1万8,000円、それぞれ増となっています。

なお、収入未済額の内訳は、節2現年度分は2万3,300円の減、節3滞納繰越分は30万4,614円の増でございます。

節4光ケーブル使用料は、43万5,679円の増となっています。

目2商工使用料、節1観光施設使用料、キャンプ場使用料は、前年度より3,100円の減、昆虫資料館使用料も1万3,350円の減でございます。

目3土木使用料、教員住宅、校長住宅、村営住宅、若者定住住宅に係るもので、前年度対比マイナスの5.0%、171万8,480円の減でございます。

なお、前年度より収入未済額は166万80円の増でございます。

目4教育使用料、節1保健体育使用料、前年度より13万7,550円の増、節2会館使用料、前年度より11万3,712円の減、節3美術館使用料、前年度より4万4,360円の減でございます。

20ページをお願いします。

項2手数料、目1総務手数料、節1徴税手数料は昨年と同額、節2戸籍住民基本台帳手数料、前年度より12万3,830円の増でございます。節3総務管理費手数料、広告宣伝通信手数料は情報電話に係るもので、ほぼ同額でございます。

目2衛生手数料、犬の新規登録手数料17頭分、注射済証の交付手数料が277頭分、一般廃棄物処理料の許可申請手数料は4件分でございます。

款13国庫支出金、前年度対比でプラスの51.8%、7,970万9,183円の増でございます。

項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の節1社会福祉費負担金38万3,174円の減、節2児童福祉費負担金、児童手当負担金は116万9,334円の増、節3保険基盤安定負担金につきましては、国保税の軽減分のうち2分の1を国で見えていただくものでありまして、30万6,009円の増でございます。

目2衛生費国庫負担金、未熟児療育医療事業負担金は4万3,005円の増となっています。

項2国庫補助金、22ページでございますが、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、備考欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は前年度より77万7,000円の増、

総務省所管のマイナンバー制度に向けてのシステム整備に対するものでありまして、住基及び税システム中間サーバー個人番号カード事業等整備に充てたものでございます。また、地方創生推進交付金660万7,698円はタチアカネ推進プロジェクトに、拠点整備交付金7,993万108円は五島慶太未来創造館の建設費に充てたものでございます。

目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費補助金は、介護保険事業費補助金1万7,000円の減、障害者地域生活支援事業補助金9万3,000円の増、新たに行われましたプレミアム消費券事業が事務費との合計で280万3,261円でございます。節2 児童福祉費補助金、児童教育無償化のための電算システムの改修補助286万8,000円、事務費の補助98万2,000円が追加されまして、424万2,000円の増でございます。

目3 衛生費国庫補助金、合併処理浄化槽設置補助についてはマイナスの11万円、皆減となっています。疾病予防対策事業補助金43万8,000円、母子保健衛生費補助金は91万3,000円、それぞれ増でございます。

目4 土木費国庫補助金、節1 土木費補助金、前年度より242万5,000円の増、橋梁修繕工事に係るものでございます。節2 住宅費補助、ブロック塀除去事業補助金が追加され、5万円の増。

目5 教育費国庫補助金、繰越事業が、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金と私立幼稚園施設利用給付金が追加されまして、1,576万9,400円の増でございます。

24ページへまいります。

項3 委託金は、参議院議員選挙費委託金で617万830円の増でございます。

款14 県支出金、前年度対比マイナスの3.2%、490万4,836円の減でございます。

項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、前年度よりプラスの82.1%、64万1,700円の増でございます。節4 保険基盤安定負担金、税の軽減分のうち4分の1を県で見ていただくものでございますが、128万8,363円の増となっています。

項2 県補助金、26ページでございますが、目1 民生費補助金、前年比で15万円の減でございますけれども、新たに未婚の児童扶養手当受給者に対する給付金事務費補助金が追加されました。

目3 衛生費県補助金は、特に申し上げることはございません。

目3 農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金、野生鳥獣被害総合対策事業補助金は221万1,000円の減、機構集積支援事業補助金は64万円の減でございます。

28ページをお願いします。

節2 林業費補助金、松林健全化推進事業補助金の伐倒駆除につきましては268万3,000円の増、保全松林健全化整備事業補助金は113万9,000円の減でございます。

目6 商工費県補助金、節2 観光費補助金は、元気づくり支援金事業の五島慶太翁顕彰事業で98万5,000円の減。

目9 教育費県補助金、節1 社会教育費補助金も同じく元気づくり支援金事業で、ニュースポーツ推進事業の終了によりまして、110万4,000円の減となっています。

項3 委託費、目1 総務費委託金、節1 総務管理費委託金、市町村特例処理事務委託金は、県の任意事務による委託金でございます。節2 徴税費委託金、県民税の賦課徴収事務に対する委託金であります。節4 統計調査費委託金は、国勢調査の準備作業があり、前年より91万5,211円の増となっています。節5 選挙費委託金は、県議会議員選挙に係る費用でございます。

目2 民生費委託金、30ページへまいりまして、目3 農林水産業費委託金、特に申し上げることはございません。

款15 財産収入、前年度対比プラス2.4%、15万2,847円の増でございます。

項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、N I S S I N A P S等への土地貸付け等に係るものでございます。

目2 節1 利子及び配当金は、基金の運用益でございます。

項2 財産売却収入、目2 不動産売却収入は、上小しんりん祭に合わせて十観山の森林公園を整備した際の立木の売却収入でございます。

款16 寄附金 1億1,106万1,335円は前年度対比8,879万6,224円の増、五島慶太翁顕彰事業及び未来創造館の建設に係る企業版のふるさと応援寄附金、クラウドファンディング等の寄附金によるものでございます。

目4 総務費寄附金500万円につきましては、義民太鼓こまゆみ会のアイルランド国際交流に向けた寄附でございます。

款17 繰入金は、前年度対比でマイナスの90.2%、2億4,653万3,581円の減でございます。内訳は備考欄のとおりでございますが、道の駅関連の公共施設整備基金繰入れ2億円、財政調整基金7,000万円、授産所基金310万9,669円の減となっています。

款18 繰越金、前年度対比マイナス8.4%、225万1,856円の減でございます。

32ページをお願いします。

款19諸収入、前年度対比プラス3.2%、155万5,441円の増でございます。

項2村預金利子、歳計現金の短期運用に係る利子分でございます。

項3貸付金元利収入、備考欄、勤労者生活資金融資預託金元金は、長野県労働金庫の上田支店への預託金でございます。商工預託金の元金、こちらは、八十二銀行三好町支店と上田信用金庫川西支店へ750万円ずつ預託したものでございます。

項5雑入、目1雑入、節1市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売上げから市町村に配分されるもので、39万4,299円の減となっております。節2消防団員退職報償金、前年度より167万4,000円の減、節3雑入、備考欄、雑入995万9,041円の内訳につきましては、お手元に資料を配付してございますので、説明は省略させていただきます。

34ページです。

款20村債、前年度対比プラス33.1%、2,760万円の増でございます。

項1村債、目1地域活性化事業対策債、節1循環型社会形成事業債480万円の増。当郷区中村農業用水路の改修工事分でございます。

目2緊急防災・減災事業債1,070万円は、避難所空調設備の整備事業4か所に係る経費でございます。

目3節1臨時財政対策債、普通交付税の不足分を補填するもので、1,700万円の減でございます。

目12学校教育施設等整備事業債2,910万円は、小・中学校の空調設備の整備に係るものでございます。

以上、一般会計の歳入合計は、当初予算額27億6,000万円、補正予算額が2億231万4,000円、繰越事業費繰越財源充当額が1億3,022万6,000円、予算現額の計が30億9,254万円、調定額が31億598万666円、収入済額が30億7,771万693円、不納欠損額が30万600円、収入未済額は2,796万9,373円でございます。

36ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になってございます。

款1議会費、支出済額で3,978万5,382円、昨年とほぼ同額でございます。

項1議会費、節1報酬等、議員10名分の人件費が主なものでございます。

なお、議長交際費及び後述の村長交際費の内訳につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

節11需用費、印刷製本費は議会だより年4回の印刷代、節13委託料は議事録の作成に係

るものでございます。

款2 総務費、前年度対比プラス53.5%、2,467万6,742円の増でございます。

項1 総務管理費、目一般管理費、節1 報酬、産業医1名、嘱託職員1名の報酬でございます。節2 給料、特別職1名、一般職11名の給料等でございます。節3 職員手当から、38ページへまいりまして、節4 共済費につきましては、給料、賃金に伴うものですので、省略させていただきます。節13委託料と節14使用料及び賃借料は、電算機器に関する保守料、委託料、使用料が主なものでございますが、ほかに役場宿直の委託料239万6,207円、複写機の使用料219万3,059円などがございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は自治体情報セキュリティクラウド利用負担金105万8,366円、県職員派遣に伴う負担金1,037万5,206円が主なものでございます。補助金は、地区運営補助金259万9,545円が主なものでございます。

目2 文書広報費、こちらは、広報あおきの発行や例規集等、参考図書の管理に関する費用をお願いしてございます。節13委託料、地区文書連絡員の委託料142万9,260円、例規システムの委託料261万6,000円、特定個人情報及び情報セキュリティ点検監査業務374万円を支出してございます。

目3 財政管理費、節11需用費は、予算書及び決算附属資料の印刷代でございます。

目4 会計管理費、節2 給料、一般職2名分でございます。

40ページでございます。

節11需用費、印刷製本費は、決算書の印刷代が主なものでございます。節5 財産管理費、節11需用費、役場庁舎の管理に係る光熱水費が主なものでございまして、修繕費につきましては、庁舎玄関のカーテンウォール雨漏り修繕221万4,000円、リフレッシュパークの施設修繕に93万1,058円ほか、公用車の修理等でございます。節12 役務費、保険料は、村有物件の災害共済の分担金436万9,793円が主なものでございます。節13 委託料、庁舎の清掃管理業務委託料266万5,050円、公共施設7か所の警備業務の委託料156万5,370円、雨量計サーバーの更新改修321万8,400円、空調の改修工事の実施設計委託料296万3,400円が主なものでございます。節14 使用料及び賃借料、賃借料は運動公園、村営住宅等の公共施設の地代に加え、公用車のリース代等に係るものでございます。節15 工事請負費、リフレッシュパークあおきの導水路の改修工事465万3,000円でございます。節18 備品購入費、災害等での活用を見込んでおりますドローンの購入22万7,700円、五島慶太未来創造館で使用しますパソコン等54万400円が主なものでございます。節22 補償補填及び賠償金98万8,350円は、

沓掛区の観光造林の立木の買取りに係るものでございます。

目6企画費、地域おこし協力隊やふるさと納税に関する支出でございまして、公衆無線LAN整備工事が終了したことから、前年比2,334万4,317円の減となっています。節8報償費、ふるさと応援寄附金返礼金の代金213万84円、地域おこし協力隊の活動報償費1名分で199万2,000円が主なものでございます。節12役務費、地域おこし協力隊に係る公用車や住宅の維持費等で、ふるさと寄附金に係る手数料も含まれております。42ページ、節13委託料、備考欄のふるさと寄附金では、ウェブサイトの運用事業分、返礼品発送業務の委託料でございます。節14使用料及び賃借料、備考欄の賃借料は、地域おこし協力隊の住宅借上料、車両のリース料が主なものでございます。節16原材料費、花でおもてなしプロジェクトの花の代金等でございます。節18備品購入費、協力隊のパソコンを購入したもの、節19負担金補助及び交付金、負担金は上田地域広域連合の負担金676万円が主なものでございます。補助金については、村民活動支援補助金3件で49万2,000円の支出等でございます。

目7諸費、前年比166.5%、1,735万9,376円の増で、義民太鼓の皆さんのアイルランド国際交流の実施、それから中学校の国際交流、オーストラリアへの訪問を実施したことによります。節1報酬、青少年補導員6名分、節15工事請負費、カーブミラーの設置等6件でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は有料道路通行料の負担軽減事業の負担金、補助金で夏まつり補助金250万円、義民太鼓アイルランド交流事業1,333万7,116円、オーストラリアの国際交流事業243万5,110円、高齢者運転免許自主返納者の支援補助18万円が主なものでございます。

目8情報通信サービス事業、節1報酬、嘱託職員1名、節7賃金は臨時職員1名でございます。節13委託料は、サーバー保守委託料848万3,250円が主なでございます。

44ページをお願いします。

節14使用料及び賃借料、使用料は光ファイバーケーブルの電柱添架料305万1,055円が主なものでございます。節15工事請負費、情報センターのUPS無停電電源装置の更新改善工事が602万6,400円、こちらが主なものでございます。節25積立金850万円は、情報通信施設等整備基金の積立てでございまして、年度末の残高は545万円でございます。

目10地方創生プロジェクト事業費、前年度対比176.9%、1億3,377万854円の増でございまして、タチアカネそばのPR事業、五島慶太未来創造館の建設に係る支出が主なものでございます。

そば関連では、報償費では蕎麦ナイターにおける抽選会の記念品16万円、ナイターの実

施委託料324万円、商品開発プロジェクト委託料330万円、御当地そばイベントの実施委託料216万円など、未来創造館の建設では、委託料で測量設計監理業務1,926万8,000円、展示物の設計作成の委託料710万2,700円、工事請負費では建設工事が1億4,919万7,000円が主なものとなっています。

項2村営バス運行管理費、前年比7.6%、153万9,351円の増でございます。

目2運行管理費、節1報酬、委員報酬は地域交通会議の委員9名分、嘱託職員報酬については運転手3名分でございます。節7賃金は、代替運転手に係るものでございます。

46ページです。

節11需用費は、光熱水費はバスターミナルに係るもの、節13委託料は青木村交通利用に関する意向調査委託料236万5,000円が主なもの、19負担金補助及び交付金565万2,000円は運賃低減バスの運行事業の負担金でございます。

項3徴税费、目1税務総務費、節2給料、一般職3名分でございます。節7賃金、臨時職員2名分でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は納税申告相談を実施するときのコピー機のレンタル料、節19負担金補助及び交付金、負担金は地方税電子化協議会の負担金8万4,141円、地方税滞納整理機構負担金4万9,000円が主なものでございます。

48ページをお願いします。

節23償還金利息及び割引料、住民税還付金等で、前年度より6万5,215円の減でございます。

目2賦課徴収費、節11需用費の印刷製本費は、各種の納付書、それから窓開き封筒の印刷代が主なもの、節12役務費、手数料は指定金融機関の取扱い手数料80万円が主なものでございます。節13委託料、来年度の評価替えに向けて標準宅地鑑定評価委託を実施しまして183万1,060円の支出、地方税共通納税システムに係る委託の増加によりまして429万8,308円の増となっています。節14使用料及び賃借料、賃借料は家屋評価のシステムのリース料でございます。

項4戸籍住民基本台帳費、目1節2給料、一般職2名分、節13委託料は、印鑑、戸籍、住基の電算処理業務の委託料でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は総合戸籍システムのハードリース料413万2,944円、住基ネットワークのハードリース料が41万3,600円でございます。

50ページをお願いします。

項5選挙費、目1選挙管理委員会費、節1報酬、選挙管理委員4名でございます。

目2 選挙啓発費、支出はございません。

目3 参議院議員選挙費、7月21日に執行されました参議院議員の選挙に係る経費でございます。

目4 県議会議員選挙費、4月7日執行の県議会議員選挙の経費でございます。

52ページでございます。

項6 統計調査費、前年度より91万8,864円の増となっております。本年度は、工業統計、学校基本調査、農林業センサス等を実施しております。

項7 目1 監査委員費、節1 報酬、監査委員2名分でございます。

款3 民生費、前年度対比マイナス1.0%、1,194万7,146円の減でございます。

項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節1 報酬、委員報酬は民生児童委員さん17名分、嘱託職員1名分でございます。節2 給料、一般職3名分、節8 報償費、出産祝い金で、内訳は第1子が10人、第2子が15人、第3子5人、第4子1人、第5子も1人、前年より12人の増でございました。

54ページです。

節19 負担金補助及び交付金、負担金で主なものは、社会福祉協議会の負担金432万6,047円でございます。節28 繰出金、国保特別会計への繰出金で、前年度より460万5,205円の増となっております。

目2 障害福祉費、節15 工事請負費、障害児教育早期支援施設たんとの開所に向けた工事費212万7,300円、節19 負担金補助及び交付金は、たんと運営補助金400万円が増となっておりますが、節20の扶助費、障害者医療給付費等で286万7,348円の減、節23 償還金利子及び割引料で、前年度事業の精算として291万7,505円の減となっております。

目3 老人福祉費、くつろぎの湯の改修工事が終了しまして、工事請負費が減となったため、前年度比で4,318万7,473円の減でございます。

節1 報酬、介護保険事業計画の老人福祉計画策定委員8名分でございます。節8 報償費、高齢者祝い金が主なもので、99歳以上16名、88歳の方38名分、その他でございます。節11 需用費、燃料費は、くつろぎの湯の灯油代でございます。節13 委託料、前年度より147万2,711円の増ですが、3年ごとの介護計画に合わせて実施します日常生活圏域高齢者ニーズ調査に係る費用で、65歳以上1,300人を対象に実施されました。節19 負担金補助及び交付金、負担金は長野県後期高齢者医療広域連合の負担金6,038万8,049円、シルバー人材センターの負担金86万5,601円が主なものでございます。補助金では66万1,000円、高齢者クラブの

補助金でございます。節20扶助費、老人保護措置費7名分でございます。節28繰出金、介護保険特別会計へ8,744万4,733円、後期高齢者医療特別会計へ1,593万4,146円を繰り出しております。

目4地域包括支援センター費、マイナスの22.8%、639万2,079円の減でございます。

56ページをお願いします。

節1報酬、嘱託職員1名、節2給料は一般職員2名です。節7賃金、主に保健師1名分でございます。節13委託料、介護保険サービス計画作成委託料137万5,520円、介護予防ケアマネジメント委託料117万7,040円でございます。

目5国民年金費、特に申し上げることはございません。

目6人権対策費、支出はございませんでした。

目7地域消費化対策強化事業費、節8報償費、子育てサポータークラブの委員20名分、節11の需用費については、子育てハンドブック500冊の印刷費でございます。

58ページ、目15プレミアム付消費券事業、臨時的事業で消費税の増税対策としまして、低所得者の世帯や子育て世帯がプレミアム付の消費券を購入できる制度でございまして、節12の役務費は消費券を送る郵送料、節13委託料は電算システムの委託料、19負担金補助及び交付金は消費券の補助金でございます。

項3児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料、電算処理委託料でございます。

目2児童措置費、節20扶助費、児童手当6,451万円、乳幼児・児童医療給付費874万9,547円でございます。

目3母子・父子福祉費、節20扶助費、母子・父子家庭の医療給付費でございます。

目4保育所費、節1報酬、嘱託職員3名、嘱託医2名分でございます。節2給料、一般職員11名分。

60ページへまいりまして、節7賃金、主に保育士が14名、給食調理員3名でございます。節11需用費、修繕料はFFの暖房機の入替え37万4,000円、南側駐車場の区画線の改修工事20万9,000円が主なものでございます。節13委託料、電算委託料が323万5,040円、子ども・子育てニーズ調査60万7,000円、保育料の無償化に係る例規整備情報提供委託料43万2,000円が主なものでございます。節15工事請負費、年長児のトイレ改修工事17万4,000円が主なものでございます。節18備品購入費は、リズム室の冷風機14万400円、職員の更衣室用ロッカー9万9,880円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、バスの定期代で、村負担分18万4,550円が主なものでございます。

目5 児童福祉施設費、児童センターに係るものでございます。節1 報酬、嘱託職員1名、節7 賃金は臨時職員、主に3名分、節8 報償費、水曜クラブの講師謝礼等でございます。節11 需用費、修繕料は図書室のFF暖房機の撤去と棚の設置5万6,100円、節15 工事請負費は図書室のエアコンの設置工事でございます。

項4 生活保護費、支出はございませんでした。

項5 災害救助費、節20 扶助費27万9,241円は、4月9日発生の林野火災及び10月12日の台風19号による避難者等への炊き出しに係る支出でございます。

○議長（宮下壽章君） 説明途中でありますが、ここで暫時休憩といたしたいと思います。

10時45分から再開いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、款4の衛生費からお願いいたします。

款4 衛生費、前年度対比マイナスの16.4%、3,677万1,356円の減でございます。

項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節1 報酬、委員報酬は12地区の衛生委員、保健補導員42名、嘱託職員1名、嘱託員2名でございます。節2 給料、一般職員4名分、節7 賃金、各種健診や事業での保健師、精神保健福祉士、保育士、栄養士、事務者の賃金でございます。節8 報償費、さわやか体力づくりの講師謝礼、心配事相談の弁護士報酬等でございます。

64ページです。

節13 委託料、胃検診、肺がん検診をはじめ各種検診等の委託料1,047万4,470円、保健センターの管理費92万1,819円、電算処理の委託料325万5,804円が主なものでございます。節19 負担金補助及び交付金、負担金は病院群輪番制度の運営負担金110万7,000円、初期救急センターの負担金109万1,665円が主なものでございます。補助金では、青木診療所の施設整備補助金2,287万4,000円が主なものでございます。節23 償還金利子及び割引料、国庫返納金は母子保健事業の国庫負担金の確定に伴うものでございます。

目2 予防費、節11 需用費、医薬材料費はワクチン代等でございます。節13 委託料、主には予防接種の委託料でございます。節19 負担金補助及び交付金、人間ドックの受診補助で34名と小児のインフルエンザの予防接種の補助金でございます。

目3 環境衛生費、節12 役務費、資源物収集運搬費でございます。節13 委託料、合併浄化槽の法定点検検査委託料55万5,000円、合併浄化槽の保守点検業務の委託料166万円、不法投棄ごみの処理委託料11万6,174円が主なものでございます。節19 負担金補助及び交付金、負担金は大星斎場の負担金91万3,000円が主なもの、補助金は各地区のごみ分別指導補助金79万9,992円があります。ほかに、合併浄化槽の設置補助金46万6,000円等でございます。

項2 清掃費、目1 じんかい処理費、節11 需用費、消耗品費は、村指定のごみ袋の代金でございます。節12 役務費、収集運搬費、燃やせるごみの収集運搬370万1,640円、燃やせないごみの収集運搬440万7,960円でございます。節13 委託料、燃やせないごみの処理業務の委託料でございます。節18 備品購入費、ごみステーション1基分でございます。節19 負担金補助及び交付金、上田クリーンセンターの負担金955万7,000円、ごみ処理広域化推進事業負担金138万9,000円、焼却灰の処理リサイクル事業の負担金149万8,370円の内訳でございます。

66ページです。

目2 し尿処理費、節19 負担金補助及び交付金、汚泥再生処理施設の経費負担金721万9,779円は長和町に支払っております。また、運搬を担う業者に遠隔地運搬補助金35万1,806円を補助してございます。

項3 上水道費、内訳は簡易水道特別会計の繰出金5,079万6,000円で、前年度より913万4,000円の減でございます。

款5 農林水産業費、プラス13.2%、2,317万6,696円の増でございます。

項1 農業費、タブレットパソコンを使用した農地システムの導入によりまして、前年より308万5,521円の増でございます。

目1 農業委員会費、節1 報酬、農業委員・推進委員12名分、それから、節13 委託料は農地情報システムの管理委託料28万1,220円、農地台帳システム保守委託料45万7,800円、タブレット型支援システム導入委託料211万9,089円、システム保守委託料が40万5,504円、農地公開システムの再アップロード69万1,200円等でございます。

目2 農業総務費、節1 報酬、嘱託職員1名分、節2 給料は一般職員3名分でございます。

68ページです。

節19負担金補助及び交付金は、千曲川ワインバレー特区の連絡協議会負担金10万円、21上小農業活性化協議会の負担金2万3,800円でございます。

目3農業振興費、節7賃金、2名分でございます。節11需用費、修繕料は、石臼の製粉機が目立て加工に係る費用でございます。節13委託料、有害鳥獣駆除委託料414万円、農業支援センターの委託料156万5,000円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、補助金では農業生産者団体補助金、農技連補助金、農業近代化資金利子補給事業、水田営農機械設置補助、マーケットニーズ対応産地支援事業補助金等を支出してございます。交付金では中山間地域等直接支払交付金1,392万8,711円、有害鳥獣駆除対策協議会の交付金317万7,656円、多面的機能支払交付金は1,006万6,752円、農業次世代人材投資資金4名分で600万円でございます。

目4畜産業費、節19負担金補助及び交付金、負担金は酪農ヘルパー組合の負担金、補助金は家畜診療所運営分担金等でございます。

目5農地費、工事箇所等増により、前年度対比で492万970円の増でございます。節19工事請負費、循環型社会形成事業で、当郷区中村水路、昨年実施しました先線でございますが、436万3,200円、入奈良本向沖水路368万5,000円でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は農道台帳管理事業の賦課金1万9,000円と長野県土地改良連合会への賦課金でございます。

70ページです。

目6生産調整推進対策費、節19負担金補助及び交付金、負担金は農業再生協議会事務費負担金、補助金は集落転作等推進補助金でございます。

目7山村振興費、特に申し上げることはございません。

目8国土調査費、節1報酬、嘱託職員1名、節2給料は一般職員1名分、節7賃金は臨時職員1名分でございます。節13委託料、一筆測量委託料が田沢7区・8区、中村1区・2区、認証請求書作成費用137万5,000円を含んでおりまして、547万5,290円の支出でございます。地籍調査の支援システム保守業務委託料137万5,000円が主なものになってきます。

72ページです。

項2林業費、目1林業総務費、節19負担金補助及び交付金、負担金は長野県みどりの基金20万円、林業振興会負担金7万8,000円が主なものでございます。補助金では、信州上小森林組合林業機械導入事業、ハーベスターの購入でございますが、27万5,000円、それから、青木小学校のみどりの少年団への活動補助金でございます。節25積立金は、森林環境譲与

税の創設により新規に始まったものでございまして、基金積立金でございます。

目2 林業振興費、節13委託料、備考欄の委託料は、信州上小森林組合の青木支所への林務委託料でございます。国補事業の委託料につきましては、全て松くい虫対策ございまして、前年比481万3,800円の増でございます。村単事業委託料、松くい虫伐倒駆除につきましては520万4,400円の増、森林造成事業は上小しんりん祭に係る植栽等の準備145万1,520円でございます。節15工事請負費、村単工事請負費は林道ナガサワ線の舗装修繕工事99万4,680円、猟友会館のエアコン設置費31万5,360円、捕獲鳥獣残渣処分場設置工事が495万円でございます。節16原材料費、林道補修材料等でございます。節18備品購入費、鳥獣捕獲用のくくりわな、それから森林づくり推進支援事業の物品の購入等でございます。

款6 商工費、前年度対比で6.5%マイナス、788万243円の減となりました。

74ページです。

項1 商工費、目1 商工総務費、節2 給料は一般職員3名分、目2 商工業振興費、節19負担金補助及び交付金、負担金では、上田地域定住自立圏事業の負担金23万5,109円等でございます。補助金では、商工貯蓄共済融資保証料の補助金276万6,716円、地域消費券の事業補助金210万円、プレミアム消費券の事業267万7,344円、小規模事業振興補助金400万円、商工会の補助金170万円等を支出しています。

目3 観光費、節7 賃金、体験事業のそば打ちやおやき作り、観光施設の草刈り、キャンプ場の管理人等が主なものでございます。節11需用費、印刷製本費は観光の総合パンフレットの印刷が20万880円、五島慶太未来創造館の開館に係ります印刷物の製作45万5,400円が主なものでございます。節13委託料、駐車場トイレ等清掃委託料が135万5,612円、ノベルティグッズの作成委託料58万2,500円、そのほかに、五島慶太翁の生家の復元プロジェクト385万円がでございます。

76ページです。

節19負担金補助及び交付金、負担金は県観光協会の負担金5万6,000円、上田駅観光案内所負担金17万7,000円が主なものでございます。補助金では、産業祭のタチアカネ花・実祭りの補助150万円、田沢・杓掛温泉旅館組合の補助が50万円、観光事業推進協議会補助金50万円が主なものでございます。

目4 昆虫資料館費、節1 報酬、嘱託職員1名、節7 賃金、臨時職員1名でございます。節8の報償費については、講演、イベント等の謝礼が3件でございます。節11需用費、印刷製本費は入館券2,000枚、それから、官報16号の300部の印刷代でございます。節13委託料

は消防設備の点検委託料でございます。

目 5 移住・定住促進費、節 7 賃金、臨時職員 1 名分、節 11 需用費、光熱水費は田舎暮らし体験住宅の水道料及び電気料、燃料費についてはガス代でございます。節 12 役務費、節 14 使用料につきましても、体験住宅の管理に係る支出でございます。

78 ページです。

節 19 負担金補助及び交付金、負担金は田舎暮らし楽園信州推進協議会の負担金 1 万円と、東京で開催されました信州で暮らす、働くフェア参加負担金 8 万円でございます。補助金は定住促進応援補助金 20 件分 1,854 万円、民間の賃貸住宅の家賃補助が 81 万円でございます。

目 6 道の駅関連の施設運営費、節 11 需用費、修繕料は食堂北側のウッドチップ工事 21 万 4,500 円、西側水路の鉄板敷設の作業工事 15 万 1,200 円でございます。節 13 委託料、道の駅管理委託料 441 万 6,200 円、情報・休憩施設等関連施設の管理委託料 460 万 7,800 円、ふるさと公園の管理委託料 460 万円等でございます。

款 7 土木費、前年度対比でプラス 5.0%、1,535 万 852 円の増でございます。

項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 1 報酬、嘱託職員 1 名、節 2 給料は、一般職員 2 名分でございます。節 13 委託料、道路台帳補正業務委託料 70 万 2,000 円が主なものでございます。節 19 負担金補助及び交付金、負担金は国道 143 号青木峠新トンネル建設促進村民会議の負担金 100 万円、長野県治水砂防協会の負担金 7 万 2,000 円、補助金はブロック塀等除去費補助 1 件分で 10 万円が主なものでございます。節 28 繰出金、下水道特別会計繰出金で前年度より 117 万 8,000 円の増となっています。

80 ページです。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費、節 1 賃金は、入奈良本の除雪作業に係る賃金 2 名分、節 11 需用費、消耗品費は道路の融雪剤、修繕料は村道の修繕工事 53 か所に係るものでございます。節 13 委託料、備考欄の委託料は除雪に係るもの、村単事業委託料は国道北 2 号線の改良工事に係る土地の所有権移転登記等の委託料 31 万 2,294 円が主なものでございます。節 14 使用料及び賃借料、賃借料は建設資材の支給事業に係る重機等の借上げ 4 地区分でございます。節 15 工事請負費、6 か所で前年度より 1,423 万 9,400 円の減、節 16 原材料費、建設資材等支給事業の 6 件 312 万 8,596 円、あとは村の直営工事の材料費でございます。

目 2 道路新設改良費、節 2 給料、一般職 1 名分、節 13 委託料、節 15 工事請負費は、村単の村松国道北 2 号線及び中村地区の道路新設工事に係るものでございます。節 17 公有財産購入費、国道北 2 号線の道路改良工事に伴う代替地に係る支出でございます。

82ページです。

節22補償補填及び賠償金、繰越し分は国道北2号線に係る物件移転補償、そのほかは中村地区の道路新設工事に係る補償でございます。

目3橋橋梁維持費、節15工事請負費は、村松の会吉1号橋の補修工事に係る支出でございます。

目5河川改良費、節13委託料、青木の森の支障木伐採作業、琴山川の河川改修工事の繰越しとなった分でございます。

項3住宅費、目1住宅管理費、節11需用費、修繕料は68件、村営住宅、教員住宅に係るもので、前年度より136万4,973円の増でございます。節13委託料、公営住宅管理システムの電算委託料が主なものでございます。

目2住宅建設費、節19負担金補助及び交付金、住宅リフォーム補助が8件、費用の2割、上限20万円を補助するもので、前年より124万6,000円の減でございます。

款8消防費、前年度対比プラス4.0%、480万5,748円の増でございます。

項1消防費、目1常備消防費、上田広域消防に係る村の負担金で、前年より103万1,000円の増でございます。

目2非常備消防費、節1報酬、団員報酬は昨年とほぼ同額、節3職員手当等、機関員手当は昨年と同額で、出動手当については単価が500円から1,000円に見直されたため、56万1,000円の増でございます。

84ページです。

節8報償費、退職報償金10名分422万1,400円が主なものでございます。節11需用費、消耗品費は、LEDのヘッドライト25万9,200円のほか、団員のはっぴ、作業服、ヘルメット等の補充に係るものでございます。節12役務費、保険料は消防福祉共済掛金247名分、節19負担金補助及び交付金、負担金は退職報償掛金384万円、200人分です。消防団員公務災害補償掛金58万5,200円、県消防防災ヘリコプター運行協議会の負担金17万1,700円等でございます。補助金は、分団運営補助金が133万791円、消防団の本部運営補助金52万円、地域消費券購入補助金59万8,500円が主なものでございます。

目3消防施設費、節11需用費、修繕料は、積載車等の車検、それからポンプその他の修理でございます。節13委託料、委託料は非常通報装置の保守委託料、節15工事請負費については、指定避難所4か所の空調設備の工事でございます。節18備品購入費は消防用のホース140万4,000円、本部等設営用のエアテント133万9,200円が主なものでございます。節

19負担金補助及び交付金、県防災行政無線の設備保守管理経費負担金 2万611円等でございます。

目4水防費については、特に申し上げることはございません。

款9教育費、前年度対比でプラスの29.6%、7,010万8,491円の増でございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬、教育長代理、それから教育委員3名分。

目2事務局費、節1報酬、こちらは子ども・子育て会議の委員報酬10名分、節2給料、特別職1名、一般職4名分でございます。

86ページです。

目3教育指導費、節8報償費、保・小一貫教育の委員の謝礼ほか、小・中学校の各行事におけるバスの運転手の謝礼等でございます。

88ページです。

節13委託料、AETの派遣委託料でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は定住自立圏事業の負担金、補助金は私立幼稚園就園奨励補助金8名分のほかに、子育てのための施設等給付金が創設されまして、183万7,252円の支出となっています。節20扶助費、対象者は就学援助費でプラス7名、特別支援教育就園奨励費についてはプラス10名、支出額は161万2,970円の増となっています。

目4学校施設環境改善事業費、小・中学校のエアコンの設置工事に係る費用で、節13委託料は施工管理業務の委託料でございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬、嘱託職員5名、校医5名分でございます。節7賃金、講師6名、メディアコーディネーター、図書館司書、調理員等の賃金でございます。節11需用費、修繕料は音楽室等の照明のLED化工事50万4,144円、防火シャッターの修繕工事32万9,230円が主なものでございます。節12役務費、手数料はタブレットパソコンのソフト更新手数料25万8,500円、同じくiフィルターの更新手数料34万5,600円等でございます。節13委託料、防火設備点検委託料61万2,360円、校内ネットワークシステム保守委託料54万円が主なものでございます。節15工事請負費は、VODシステムの更新工事329万9,400円、防犯カメラの設置工事38万5,000円が主なものでございます。節18備品購入費、楽器の購入が22万3,992円、採択替えによる教師用の図書325万4,390円、デジタル教科書118万3,600円等でございます。

目2教育振興費、節14使用料及び借上料、金管バンドの交歓演奏会のバスの借上料、節19の負担金補助及び交付金はバスの定期代の村負担分18名分でございます。

90ページです。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節1 報酬、嘱託職員16名、校医は5名でございます。節17賃金、村費講師と代替給食調理員でございます。節11需用費、修繕料は体育館の倉庫シャッター修繕工事15万5,650円、相談室のエアコン設置工事14万2,560円等でございます。節13委託料、校内ネットワークの保守委託料54万円、消防設備保守点検委託料59万9,440円が主なものでございます。節15工事請負費、台風19号被害によります校舎の屋根の修繕506万円、給食室のガス回転釜更新工事121万円、防火シャッター危険防止装置の設置工事118万8,000円等でございます。節18の備品購入費、給食室の牛乳保管庫56万1,600円、冷蔵庫・冷凍庫88万円、図書館システムの更新工事85万8,000円が主なものでございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、節1 報酬、社会教育委員3名の報酬でございます。節11需用費、生涯学習カレンダーの印刷代47万9,600円が主なものでございます。

92ページです。

目1 公民館費、節1 報酬、分館主事12名分でございます。節7 賃金、スポーツ推進活動推進員の活動、公民館行事の開催に伴います臨時雇人料でございます。節8 報償費、子どもはつらつネットワークコーディネーター、あおきっこ寺子屋の講師、あおきっこ合宿の協力学生や調理ボランティアの報償費でございます。節18備品購入費、文化会館の事務室の机や棚を入れ替えたものでございます。節19負担金補助及び交付金、補助金は分館活動補助金65万円が主なものでございます。

目3 文化会館費、節1 報酬、嘱託職員1名分、節7 賃金は文化会館の当直2名分で118万5,301円となっています。

節13委託料、文化会館の清掃委託料208万9,440円が主なものでございます。

目4 文化財保護費、節1 報酬、文化財専門委員4名分、節7 賃金は古文書の整理等の賃金1名分でございます。

94ページです。

節11需用費、修繕料は牧寄の遺跡の看板修理でございます。節13委託料、当郷岡石地区の埋蔵文化財の試掘調査でございます。節19負担金補助及び交付金、民俗芸能補助金8団体で56万円、義民顕彰会の運営補助金5万円等でございます。

目5 青少年健全育成費、節1 報酬、節3 職員手当等は部活動の外部指導に係るもので、指導員手当3名分、通勤手当2名分でございます。節8 報償費、スポーツ少年団指導者謝礼126万8,200円、小・中学校のクラブ活動指導者謝礼21万2,200円でございます。節19負担金

補助及び交付金、補助金は育成会の補助金40万6,000円、その他夏まつりの参加補助、スポーツ少年団の活動補助等でございます。

目6美術館費、節1報酬、嘱託職員2名分、節7賃金は臨時職員4名分でございます。

96ページです。

節15工事請負費、美術館の火災通報装置の設置工事25万800円、喫茶店のブラインド交換工事12万6,360円でございます。節16原材料費は、喫茶店で提供します商品の原材料となっています。

目7図書館費、節1報酬、1名、節2給料は一般職員1名分、節7賃金は月により臨時職員3名から6名となっています。節11需用費は、消耗品費、図書館で提供します月刊雑誌等はここから支出をしています。

節13委託料、図書館ネットワークシステム維持管理業務委託料80万9,121円が主なものでございます。節18備品購入費、図書の購入代164万7,487円、図書館ネットワークの機器更新188万1,000円、ブックトラック2台で7万5,600円等でございます。節19負担金補助及び交付金、図書館ネットワークの運営費負担金98万9,000円が主なものでございます。

98ページです。

目8歴史文化資料館費、目2民俗資料館費については、特に申し上げることはございません。

項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬、こちらはスポーツ推進委員9名分でございます。

目2体育施設費、節1賃金、総合体育館の管理人賃金69万2,998円、プールの管理人賃金45万395円でございます。節11需用費、光熱水費は体育館、グラウンドの照明の電気代、プールの水道代等でございます。修繕料では、プールの平板等修繕14万400円、プールの塗装修繕10万8,000円等でございます。医薬材料費については、プールで使用します薬剤の購入費でございます。節13委託料、備考欄の委託料は、総合体育館、運動公園等の清掃委託料204万9,417円、体育施設の器具等の保守46万7,690円が主なものでございます。節18備品購入費はサッカーゴールの運搬車2台12万1,824円、熱中症計8台18万5,328円でございます。節19負担金補助及び交付金、入奈良本、夫神、村松のマレットゴルフ場の整備補助でございます。

款10災害復旧費、台風19号の被害によりまして3,202万674円を支出してございます。

100ページでございます。

項1の農林水産業施設災害復旧費、目1農地・農業用施設災害復旧費、節11需用費は、修繕料については農地ほか18か所、節15工事費は村松芳ヶ沢地区ほか3か所の復旧工事を実施したものです。

目2林業施設災害復旧費、節11需用費の修繕では、西洞、それから湯の入の林道の修繕、節15工事請負費については林道長沢線の復旧工事でございます。

項2公共土木施設災害復旧費、目2道路橋梁災害復旧費、節11需用費の修繕では、16か所で施工をしてございます。

102ページです。

節15工事請負費の3か所は繰越しとなっております。

款11公債費、前年度対比マイナスの1.9%、405万3,881円の減でございます。

項1公債費、目1元金で128万1,401円の減、目2の利子で277万2,480円の減となっております。

一般会計の歳出合計については、当初予算額27億6,000万円、補正予算額2億231万4,000円、繰越事業費繰越額1億3,022万6,000円、予算現額の計が30億9,254万円、支出済額が28億9,539万9,823円、翌年度繰越額の繰越明許費9,896万7,000円、不用額は9,817万3,177円でございます。

以上、令和元年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第7、議案第2号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、令和元年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

106ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国民健康保険税17.3%、不納欠損額は1万6,700円、収入未済額が1,166万2,509円ござ

います。使用料及び賃借料、国庫支出金、構成割合は出てまいりません。県支出金70.4%、繰入金8.4%、繰越金2.1%、諸収入1.3%でございます。

収入合計 5億5,269万3,568円、前年度対比でプラスの2.2%、1,204万6,814円の増でございます。

108ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費0.7%、保険給付費71.7%、国民健康保険事業納付金25.7%、保険事業費1.0%、諸支出金1.0%、予備費は支出ございません。

歳出合計が 5億4,308万4,820円、前年度対比でプラスの0.5%、243万8,066円の増でございます。

歳入歳出差引残高は960万8,748円、執行率は98.4%、歳入総額に対します残高割合については1.7%となっています。

112ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 国民健康保険税、前年度対比でプラスの5.9%、534万883円の増、徴収率は89.1%、収入未済額は前年度より36万8,800円の減でございます。

款 2 一部負担金、114ページで、款 3 使用料及び手数料については、特に申し上げることはございません。

款 4 国庫支出金、税番号制度システム改修に係る補助金でございます。

款 5 県支出金、項 1 県負担金及び補助金、前年度対比で86万7,896円の増でございます。

目 1 保険給付費交付金、普通交付金ですが 3億8,564万9,584円、節 2 の保険給付費交付金、特別交付金ですが328万9,000円の内訳でございます。特別交付金については保険者の事業に対する評価分でございます。

款 6 繰入金、前年度対比でプラスの24.1%、960万5,205円の増でございます。

項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金、こちらは国保税の軽減分でございます。節 2 の保険基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者等を対象とした保険料の軽減相当額を国・県・村で補填するものでございます。節 4 出産育児一時金繰入金、支出の出産育児一時金のうち一定割合を繰り入れたものでございます。節 5 財政安定化支援事業繰入金、基盤安定繰入金より算定しました法定内での単費の繰入れでございます。

116ページ、項 2 目 1 基金繰入金、国民健康保険基金より2,500万円を取り崩して繰入れ

をしてございます。

款7 繰越金、前年度対比でマイナスの44.1%、906万9,865円の減でございます。

款8 諸収入、前年度対比で646万195円の増でございます。

項2 雑入、目5 雑入、備考欄にあります健康診査収入については、特定健診の自己負担分276名分でございます。

歳入合計、当初予算額5億4,685万3,000円、補正予算額514万1,000円、予算現額計5億5,199万4,000円、調定額5億6,437万2,777円、収入済額5,269万3,568円、不納欠損額は1万6,700円、収入未済額は1,166万2,509円でございます。

118ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 総務費、前年度対比マイナス8.3%、46万1,521円の減でございます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節13委託料、国保連合会の委託料37万7,515円、国保資格システムの電算委託料126万566円でございます。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費、節13委託料は国保税の電算委託料でございます。

項3 運営協議会費、節1 は国保運営協議会の報酬5名分でございます。

款2 保険給付費、前年度対比プラス0.5%、187万6,573円の増でございます。

項1 療養給付費90万5,097円の増でございます。

120ページです。

項2 高額療養費28万6,705円の減でございます。

項3 移送費、支出はございません。

項4 出産育児諸費、出産育児一時金5名分でございます。

122ページです。

項5 葬祭諸費、7名分で昨年より2件減でございます。

項7 結核精神諸費768件分で、昨年より39件の増でございます。

款3 国民健康保険事業納付金、県が医療給付費等見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる分を除いて、各市町村ごと納付金を決定するものでございます。総額で1億3,962万7,835円、医療給付分で9,905万2,202円、後期高齢者医療支援分で2,988万6,364円、124ページへまいりまして、介護保険納付金1,068万9,269円の内訳でございます。

款4 保健事業費、前年度対比マイナス2.3%、12万5,097円の減となっています。

項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費、節19負担金補助及び交付金、人間ドックの補助

金で、日帰り110人、泊まりが9名分でございます。

項2目1 特定健康診査等事業費、節13委託料、国保特定健診の委託料でございます。

款8 諸支出金、前年度対比プラスの15.7%、71万6,047円の増となっています。

項1 償還金及び還付金加算金、目1 一般被保険者保険税還付金、所得構成等で保険税が可能となった場合にお返しするもので、9件分でございます。

目5 保険給付費等交付金償還金、節23償還金利子及び割引料、平成30年度国民健康保険事業の療養給付費等負担金の確定による返還金でございます。

款9 予備費は支出ございません。

歳出合計、当初予算額5億4,685万3,000円、補正予算額514万1,000円、予算現額計5億5,199万4,000円、支出済額5億4,308万4,820円、不用額は890万9,180円でございます。

以上、令和元年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第8、議案第3号 令和元年度青木村簡易水道特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、令和元年度青木村簡易水道特別会計決算について御説明を申し上げます。

130ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

分担金及び交付金0.9%でございます。使用料及び手数料40.8%、不納欠損額はなく、収入未済額1,084万8,866円でございます。繰入金35.1%、繰越金4.5%、諸収入、率は出てまいりません。村債18.7%でございます。

歳入合計1億8,976万9,010円、前年度対比でマイナス0.6%、112万1,203円の減でございます。

132ページをお開きください。

歳出の総括表になりますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

運営管理費52.1%、公債費47.9%、予備費は支出ございません。

歳出合計 1 億6,383万7,905円、前年度対比でマイナスの10.1%、1,845万7,448円の減でございます。

歳入歳出差引残高は2,593万1,105円、執行率は93%、歳入総額に対します残高割合は13.7%になります。

136ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 分担金及び交付金、前年度対比プラスの0.5%、8,000円の増でございます。

項 1 目 1 分担金、節 1 新設分担金、一般分15件分でございます。

款 2 使用料及び手数料、前年度対比でマイナスの10.8%、937万6,324円の減になります。

項 1 目 1 使用料、水道料金でございますが、企業会計へ移行するに伴い、3月末での打切決算となっているため、収入未済額は103万7,094円の増となっています。

項 2 手数料、特に申し上げることはございません。

款 3 繰入金、前年度対比でプラスの7.7%、473万5,877円の増になります。

項 1 一般会計繰入金は一般会計から、項 2 基金繰入金は量水器基金及び施設整備基金からの繰入金でございます。

款 4 繰越金、前年度対比プラスの40.1%、245万6,636円の増。

款 5 諸収入はございませんでした。

138ページ、款 7 村債、節 1 簡易水道事業債は夫神の減圧層の建設に伴うもので、節 3 公営企業会計適用債は公会計への移行作業に係るものでございます。

歳入合計、当初予算額 1 億8,759万9,000円、補正予算額マイナスの1,134万3,000円、予算現額計 1 億7,625万6,000円、調定額が 2 億61万7,876円、収入済額は 1 億8,976万9,010円、収入未済額については1,084万8,866円でございます。

140ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款 1 運営管理費、前年度対比マイナスの18.4%、1,931万5,033円の減となります。

項 1 総務費、目 1 一般管理費、節 2 給料、一般職員 1 名分、節 7 賃金については臨時職員 1 名の 6 か月分が主なものでございます。節13委託料、健診委託料が99万6,146円、委託人 1 名のほか、シルバー人材センターにお願いしてございます。あとは電算システムの委託料 116万1,504円でございます。節27公課費、消費税の納付金でございます。

項2施設管理費、目1維持管理費、節11需用費、消耗品費、浄水場等で使用します薬品代が主なものでございます。

142ページです。

修繕料、夫神地区の老朽管布設替えに伴います県道の本復旧工事266万7,600円、滝川浄水場の滅菌設備の改修工事165万円が主なものでございます。

備考欄、その他についてはメーター機の交換108万249円、メーター機のボックスの取換え187万2,977円でございます。節13委託料、公営企業会計の適用業務委託料356万4,000円、水道管理図作成委託料27万5,000円、水質検査委託料487万7,420円、水道施設の草刈り委託料221万3,096円、配水池の清掃管理委託料81万7,100円が主なものでございます。節13工事請負費、こちらは夫神地区の減圧槽の更新工事2,469万5,000円、中村の浄水場ほか監視装置の設置工事528万円が主なものでございます。節16原材料費、交換用の量水器の購入が主なものでございます。

項3目1受託工事は支出がございませんでした。

款2公債費、前年度対比プラスの1.1%、85万7,585円の増でございます。元金分が222万9,562円の増、利子分が137万1,977円の減となっています。

款3予備費の支出はございません。

歳出合計、当初予算額1億8,759万9,000円、補正予算額マイナスの1,134万3,000円、予算現額が1億7,625万6,000円、支出済額1億6,383万7,905円、不用額は1,241万8,095円でございます。

以上、令和元年度青木村簡易水道特別会計の決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第9、議案第4号 令和元年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 令和元年度青木村別荘事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

146ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

財産収入、収入はございません。繰越金11.6%、別荘管理収入は76.3%、不納欠損額52万9,200円、収入未済額は415万6,600円でございます。受託事業収入は収入がございません。諸収入0.2%、繰入金11.9%、歳入合計が2,095万7,413円、前年度対比プラスの1.0%、32万9,769円の減でございます。

148ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

予備費は支出がなく、事業費が100%でございます。

歳出合計1,990万7,517円、前年度対比でプラスの5.6%、105万7,148円の増でございます。

歳入歳出差引残高104万9,896円、執行率は95.5%、収入総額に対します残高割合は5.0%になります。

152ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 財産収入は収入がございません。

款2 繰越金、前年度対比マイナスの53.7%、282万7,369円の減でございます。

款3 別荘管理収入、前年度対比でプラスの0.2%、3万8,600円の増でございます。収入未済額は前年度より48万4,400円の増となっております。

款4 受託事業収入はございません。

款5 諸収入、テニスコートの使用料については、前年度より1,000円の減でございます。

歳入合計、当初予算額1,741万7,000円、補正予算額343万6,000円、予算現額2,085万3,000円、調定額が2,564万3,213円、収入済額が2,095万7,413円、不納欠損額52万9,200円、収入未済額は415万6,600円でございます。

154ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 事業費、前年度対比でプラスの5.6%、105万7,148円の増となっております。

項1 別荘事業費、節1 報酬、嘱託職員1名分、節7 賃金、臨時職員、事務は主に1名、現場作業が8名でございます。修繕料については、別荘敷地内の道路修繕3か所、街灯が1か所、その他公用車、刈払い機等の修理でございます。節13委託料、備考欄の委託料は別荘敷地内の夜間パトロールの委託料、節14使用料及び賃借料、賃借料は案内看板の土地代、

それから軽トラックのリース料が1台分でございます。節15工事請負費、元年度の災害復旧、水路改修工事が308万円、のり面土砂撤去工事65万3,400円が主なものでございます。節16原材料費、セメント用の砂、それからコンクリートブロックなど、軽微な修繕に使用する材料の購入費でございます。節18備品購入費、コピー機41万9,796円、刈払い機が2台で8万3,880円となっています。節19負担金補助及び交付金は区費の協力金、節25積立金については支出がございません。節27公課費については、消費税の納付金97万8,200円が主なものでございます。

款2予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額1,741万7,000円、補正予算額343万6,000円、予算現額計が2,085万3,000円、支出済額が1,990万7,517円、繰越明許費が2,004万2,000円、不用額はマイナスの109万6,517円でございます。

以上、令和元年度青木村別荘事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 説明途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は1時ちょうどということをお願いいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第10、議案第5号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書158ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

分担金及び負担金3.1%、使用料及び手数料21.4%、収入未済額は510万8,428円でございます。繰入金70.8%、繰越金2.4%、諸収入は構成割合は出てまいりません。村債2.2%、歳入合計2億7,748万7,407円、前年度対比マイナス2.9%、827万3,093円の減でございます。

160ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

下水道費19.4%、公債費80.6%、予備費は支出がございません。歳出合計2億7,388万6,471円、前年度対比マイナスの1.9%、528万3,761円の減になります。

歳入歳出差引残高360万936円、執行率97.6%、歳入総額に対します残高割合は1.3%になります。

162ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 分担金及び負担金、前年度対比プラス5.3%、43万円の増になります。

項1 分担金、節1 下水道費分担金、受益者分担金で、一般住宅18件、工場が1件でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料は、前年度対比マイナス9.8%、648万4,452円の減でございます。

企業会計への移行に伴い3月で打切決算となっているため、徴収率は92.1%、収入未済額は57万9,186円の増となっています。

項2 手数料、特に申し上げることはございません。

款3 繰入金、前年度対比プラスの0.6%、117万8,000円の増でございます。

一般会計からの繰入れは117万8,000円の増、備考欄、うち建設改良費とあるのは、歳出の款1 項1 公共下水道建設費の支出額でございます。

款4 繰越金、前年度対比マイナス29.5%、275万7,121円の減でございます。

款5 諸収入、項2 雑入は、福島原発の事故に伴う補償金で、放射能検査の委託分でございます。

款7 村債、公営企業会計適用債で、固定資産台帳の整備に係るものでございます。

歳入合計、当初予算額2億7,777万2,000円、補正予算額292万5,000円、予算現額計2億8,069万7,000円、調定額2億8,259万5,835円、収入済額2億7,748万7,407円、収入未済額

510万8,428円でございます。

166ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 下水道費、前年度対比マイナスの9.1%、531万5,851円の減となっております。

項1 公共下水道事業建設費、節19負担金補助及び交付金、負担金は宅内工事村負担金で4件分、補助金は下水道区域外の補助金9件分で、前年度より34万円1,035円の増でございます。

項2 公共下水道管理費、節2給料、一般職員1名分、節7賃金、臨時職員1名6か月分で、簡易水道特別会計と折半で1名を通年で雇用してございます。節11需用費、消耗品費、浄化センターで使用した薬品代、その他でございます。修繕料、前年より23万8,948円の増となっております。曝気装置の改修等でございます。節12役務費、通信運搬費は脱水汚泥収集運搬費169万9,200円が主なもの、節13委託料の浄化センターの管理委託料749万8,000円、脱水汚泥処理業務委託料402万3,778円、水質等検査業務委託料172万6,924円、ほかに公営企業会計適用業務497万2,120円、本管清掃点検作業68万2,000円を支出してございます。

168ページをお願いします。

節27公課費、消費税納付金で、前年度より77万1,700円の減でございます。

項3 公共下水道受託工事費は支出ございません。

款2 公債費、前年度とほぼ同額でございます。

目1 元金は前年度より512万5,467円の増、目2 利子については509万3,377円の減となっております。

款3 予備費は支出ございません。

歳出合計、当初予算額2億7,777万2,000円、補正予算額292万5,000円、予算現額計2億8,069万7,000円、支出済額2億7,388万6,471円、不用額は681万529円でございます。

以上、令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第11、議案第6号 令和元年度青木村介護保険特別会計決算の

認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、令和元年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

172ページをお願いします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

保険料19.6%、収入未済額は192万9,020円でございます。使用料及び手数料、率としては出てまいりません。国庫支出金23.4%、支払基金交付金26.1%、県支出金14.7%、繰入金15.4%、繰越金0.9%、諸収入、村債は収入がございません。

歳入合計 5億6,872万9,351円、前年度対比でマイナスの0.7%、380万5,982円の減でございます。

174ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費2.3%、保険給付費93.4%、財政安定基金拠出金、基金積立金は支出がございません。地域支援事業3.8%、諸支出金0.4%、公債費、予備費は支出がございません。

歳出合計 5億6,369万2,727円、前年度対比でマイナスの0.7%、394万5,371円の減でございます。

歳入歳出差引残高503万6,624円、執行率99.1%、歳入総額に対します残高割合は0.9%でございます。

178ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 保険料、前年度対比でマイナス0.6%、70万2,520円の減でございます。徴収率は98.3%、収入未済額は10万5,440円の増でございます。

項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、節 1 現年度分特別徴収保険料は、年金より特別徴収されるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款 3 国庫支出金、前年度対比マイナスの1.9%、251万5,337円の減でございます。

項 1 国庫負担金、前年度比287万5,621円の減、項 2 国庫補助金36万284円の増でございます。

180ページをお願いします。

款4 支払基金交付金、前年度対比でプラスの2.4%、341万4,063円の増でございます。

款5 県支出金、前年度対比マイナス0.8%、67万4,608円の減でございます。

款6 繰入金、前年度対比でプラスの1.7%、145万4,602円の増でございます。

182ページにまいります。

項2 基金繰入金はございませんでした。

款7 繰越金、前年度対比でマイナスの49.4%、478万4,182円の減でございます。

諸収入、それから184ページへまいりまして、款9の村債、収入はございませんでした。

歳入合計、当初予算額5億6,513万8,000円、補正予算額353万8,000円、予算現額計5億6,867万6,000円、調定額5億7,065万8,371円、収入済額5億6,872万9,351円、収入未済額は192万9,020円でございます。

186ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 総務費、前年度とほぼ同額でございます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節13委託料、電算委託料でございます。

項2 介護認定審査会費、広域連合への負担金でございます。

項3 趣旨普及費、他の科目から支出したため支出はございません。

款2 保険給付費、前年度対比プラスの0.3%、131万3,769円の増でございます。

項1 介護サービス等諸費、要介護1から5の認定者に係るものでございます。

目1 居宅介護サービス給付費1,283万9,997円の増、188ページへまいりまして、目5 施設介護サービス給付費970万9,150円の減。

項2 介護予防サービス等諸費、要支援1・2に係るものでございます。

目1 介護予防サービス給付費185万4,194円の減でございます。

190ページへまいります。

項3 その他諸費、国保連合会への審査手数料でございます。

192ページへまいります。

項4 高額介護サービス等費、負担額が一定額以上となった場合に、超えた分に対し支給されるものでございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、有料老人ホーム等施設入居者に係るものでございます。

項6 高額医療合算介護サービス等費、介護保険と医療保険の自己負担額の合算額が一定額以上の場合に支給されるものでございます。

194ページへまいります。

款3 財政安定化基金拠出金、款4 基金積立金は支出がございません。

款5 地域支援事業、対前年度比でプラスの4.2%、87万2,179円の増でございます。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費、要支援1・2の方、または介護予防ケアマネジメントにより各サービスが必要とされた方に係るものでありまして、項2 一般介護予防事業費、こちらは全ての高齢者を対象とする事業でございます、脳力アップ教室などの開催等に係る支出でございます。昨年とほぼ同額になってございます。

196ページです。

項3 目包括的支援事業・任意事業費、目2 権利擁護事業は、いずれも成年後見人に係るものでございます。

節13委託料、成年後見センター運営事業運営業務委託料でございます。

目4 任意事業、節8 報償費、介護者の集い講師謝礼、節13委託料は介護予防地域支え合い事業、緊急通報システムの業務委託料、あとは訪問理美容のサービス助成金でございます。節19負担金補助及び交付金、介護用品の補助金でございます。節20扶助費、寝たきりの認知症老人介護慰労金でございます。

款6 諸支出金、対前年度プラスの71.0%、604万9,794円の増でございます。

198ページへまいりまして、項1 償還金及び還付加算金、目1の第1号被保険者保険料還付金、前年度において収入超過になっていた分で、本年度に歳出還付したものでございます。

目2 還付金、30年度の精算に伴う介護給付費の国庫負担金247万5,016円の返還がございました。

款7 公債費、款8 予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額5億6,513万8,000円、補正予算額353万8,000円、予算現額計5億6,867万6,000円、支出済額5億6,369万2,727円、不用額は498万3,273円でございます。

以上、令和元年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第12、議案第7号 令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計

決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、お願いします。

令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。

202ページをお願いします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療保険料75.7%、不納欠損額が18万2,900円、収入未済額は215万100円でございます。使用料及び手数料は構成割合として出てきません。繰入金23.9%、諸収入、構成割合としては出てきません。繰越金0.3%。

歳入合計6,293万8,271円、前年度対比でプラスの2.7%、166万2,367円の増でございます。

204ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げてまいります。

後期高齢者医療広域連合納付金100%、諸支出金、構成割合は出てまいりません。予備費は支出がございません。

歳出合計6,274万2,071円、前年度対比でプラスの2.4%、146万6,167円の増でございます。

歳入歳出差引残高は19万6,200円、執行率は99.9%、歳入総額に対します残高割合は0.3%になります。

208ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療保険料、前年度対比プラスの5.6%、250万5,864円の増です。徴収率は95.3%、収入未済額は37万2,622円の減でございます。

項1 目1 特別徴収保険料は、年金より特別徴収されるものでございます。

款2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3 繰入金、前年度比マイナスの88万5,997円でございます。

項1 一般会計繰入金、目1 節1 保険基盤安定繰入金、保険料の軽減分に係るものでございます。

款4 諸収入、項1 目1 雑入、過年度分の還付金に係る収入でございます。

款5 繰越金、前年度の繰越金でございます。

歳入合計、当初予算額6,144万7,000円、補正予算額131万9,000円、予算現額計6,276万6,000円、調定額6,527万1,271円、収入済額6,293万8,271円、不納欠損額が18万2,900円、

収入未済額は215万100円でございます。

210ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、前年度対比プラスの2.7%、161万9,867円の増となります。

項1 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。

項2 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金、保険料の過誤納により還付したものでございます。同額を歳入において県広域連合より補填されてございます。

款3 予備費、歳出はございません。

歳出合計、当初予算額6,144万7,000円、補正予算額131万9,000円、予算現額計6,276万6,000円、支出済額6,274万2,071円、不用額は2万3,929円でございます。

以上、令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

◎社会福祉協議会会計決算の報告

○議長（宮下壽章君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和元年度青木村社会福祉協議会会計決算について報告をいただきます。

多田会計管理者、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 令和元年度青木村社会福祉協議会の会計決算について御説明を申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

補助金11.6%、配分金3.0%、事業委託金51.9%、使用料及び手数料16.8%、繰越金16.4%、諸収入0.3%でございます。

歳入合計3,107万6,913円、前年度対比でマイナスの10.8%、374万6,224円の減でございます。

5ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

事務費9.6%、事業費が90.4%、予備費は支出がございません。

歳出合計2,616万6,930円、前年度対比でマイナスの12.0%、357万1,633円の減でございます。

歳入歳出差引残高490万9,983円、執行率は97.1%、歳入総額に対します残高割合は15.8%になります。

7ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 補助金、前年度対比でマイナス50.8%、371万8,000円の減でございます。

項1 村補助金、青木村からの補助金でございます。

款2 配分金、前年度対比でプラスの2.5%、2万2,941円の増でございます。長野県共同募金会からの収入でございます。

款3 事業委託金、前年度対比でマイナスの1.9%、31万4,000円の減でございます。

項1 村委託金、老人センター分で2万円の増、くつろぎの湯で33万4,000円の減でございます。

款4 使用料及び手数料、522万5,347円は前年度対比でマイナスの4.4%、23万9,464円の減でございます。

項1 使用料、老人福祉センター等使用料で7万7,100円の減、くつろぎの湯使用料で15万9,650円の減、移送車等使用料で600円の増でございます。

項2 手数料、特に申し上げることはございません。

款5 繰越金、前年度よりプラスの11.9%、54万540円の増でございます。

款6 諸収入、前年度対比でマイナス29.6%、4万1,241円の減でございます。

歳入合計、当初予算額3,125万8,000円、補正予算額マイナスの431万3,000円、予算現額計2,694万5,000円、調定額が3,107万6,913円、収入済額は調定額と同額で、収入未済額はございません。

9ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 事務費、前年度対比でマイナスの59.2%、366万800円の減でございます。

項1 事務費、節1 報酬、会長1名、理事4名、評議員6名、嘱託職員1名分でございます。あとは特に申し上げることはございません。

款2 事業費、前年度対比でプラスの0.4%、8万9,167円の増でございます。

項1 援護費、節20扶助費、両親・片親のいない家庭への慰問金25世帯分でございます。

項2 慰霊祭費、特に申し上げることはございません。

項3 助成金、節19負担金補助及び交付金、高齢者クラブ連合会補助金が29万円、身体障害者協会補助金40万円、ボランティアの会補助金25万円が主なものでございます。

項4 心配事相談事業費、12ページです。節1 報酬、心配事相談員3名、法律相談員として司法書士4回分でございます。

項5 老人センター費、節7 賃金は臨時職員、主に2名分でございます。

項6 在宅介護者リフレッシュ事業費、項7 福祉ふれあい事業費、特に申し上げることはございません。

項8 くつろぎの湯運営費、節1 報酬、嘱託職員1名分、節7 賃金、臨時雇人料で2名程度です。

14ページになります。

節11 需用費、消耗品費は石けん類等、風呂の清掃用具等です。修繕料は、くつろぎの湯のポンプ、モーター等修繕19万1,180円、ろ過器交換修理41万9,807円、ボイラー真空ヒーター等の修繕21万7,800円が主なものでございます。節13 委託料、貯湯槽等の清掃委託料38万1,200円、施設清掃業務委託料33万2,200円が主なものでございます。節14 使用料及び賃借料、備考の賃借料につきましては、温泉の貸湯料、田沢の財産組合への支払いとなっております、30万円がでございます。

款27 公課費、消費税でございます。

項9 地域支え合い福祉計画事業費、地域支え合い事業に係るものでございます。

節19 負担金補助及び交付金については、単価2万円の9地区分でございます。

項10 結婚推進事業費、節1 報酬、結婚相談員4名分でございます。

項11 防災事業費、特に申し上げることはございません。

16ページにまいりまして、款3 予備費、支出はございません。

歳出合計、当初予算額3,125万8,000円、補正予算額マイナスの431万3,000円、予算現額計2,694万5,000円、支出済額が2,616万6,930円、不用額は77万8,070円でございます。

以上、令和元年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げます。

◎監査報告

○議長（宮下壽章君）　ここで、監査委員より監査報告があります。

内藤代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（内藤賢二君）　それでは、令和元年度青木村各会計歳入歳出決算審査結果について報告申し上げます。

なお、皆様には既に審査意見書が配付されておりますので、時間等の関係もありますので、要点をまとめて報告とさせていただきます。

審査の期間と場所は、令和2年8月18日から28日までの間、役場第2・第3会議室及び現場にて実施いたしました。

審査に当たっては、全国町村監査委員協議会編著の統一的な監査基準にのっとり、次のことに重点を置いて監査いたしました。

村長から提出されました各会計歳入歳出決算書等の書類が関係法令に準拠して調製されているか、決算書の計数は適正か、財政運営は健全か、財政の管理は適正か、予算の執行が最少の経費で最大の効果を上げるよう効率的に執行されているかを主眼に置き、関係諸帳簿、証拠書類等の照合を実施し、必要と認めるときは関係者の出席を求めて審査をいたしました。

令和元年度一般会計決算は、歳入で30億7,771万1,000円、歳出で28億9,540万円、歳入歳出差引残高1億8,231万1,000円となりました。

歳入については、収入済額が30億7,771万1,000円であり、予算現額に対する決算額の比率が99.5%でした。災害復旧事業等の繰越明許費に伴う未収入特定財源を加味すると101.9%となり、適正と認めました。

歳出については、支出済額が28億9,540万円、予算現額に対する執行率は繰越明許を加味し96.8%となっており、適正と認めました。

歳入歳出全般を見て、昨年10月、台風19号により100か所を超える災害箇所がありました。人命に被害がないところが幸いでした。災害復旧に迅速に的確に取り組まれつつ、計画されました事業も執行されており、例月の出納監査を通じて、支出負担行為や支出命令伝票への記載、添付書類等整備されており、問題は見受けられませんでした。

なお、特別会計においての細部に関する事項等は記してあるとおりであります。御覧いただくことで省略させていただきます。

以上のとおり、審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び公有財産に関する調書は法令に準拠して作成してあり、

決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、誤りのないものと認めました。

限りある財源の有効利用を図り、経費の節減に努めた点を評価し、前年の指摘事項についての措置は改善の方向に努力していることを確認いたしました。

なお、全体としての審査意見は次のとおりであります。

まず、歳入では、地方交付税への依存が大きい状況に変わりはありません。算定基礎である人口の減少が見込まれています。過度に依存することなく、国の動向を注視してください。

税・料金の未収については、新たな滞納者を出さないために初期段階での折衝を強化され、公平性の観点からも引き続き滞納額の縮減に努めてください。

歳出では、地方創生拠点整備事業による五島慶太未来創造館建設事業が増加となりました。東急グループ創業者、鉄道王、教育者としての顕彰事業を柱に、交流や往来による地方創生事業の拠点として活用をされることを期待いたします。

また、小・中学校や指定避難所の空調設備設置工事に取り組みられたことを評価いたします。

一方で、各種基金の積立てや有利な資金運用を行うなど、堅実な財政運営に努められたことも確認いたしました。財政の健全化指数の実質赤字比率、連結実質赤字比率共に黒字で、国が示す基準を下回り健全でした。

実質公債費比率は単年度では0.2%改善され、過去3年間の平均値で前年同数の6.5%と早期健全化比率を下回り、将来負担比率についても健全な数値であることを確認いたしました。

職員の給与水準及び計数管理については、給与水準を示すラスパイレス指数について、平成31年4月1日時点で91.2と、近隣市町村類似団体に比較して職員数が少ない中、幾多の事業を確実に実施されたことに敬意を表します。ここ数年、集中豪雨、高温気象、地震、台風、いづどこで起きても不思議ではありません。自然災害に備え、日頃からの防災意識や地域のつながりを高め、防災対策のさらなる拡充に努めてください。

以上、令和元年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（宮下壽章君） 代表監査委員より監査報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。13時50分より会議を再開します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時50分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第13、議案第8号 青木村税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、お願いします。

議案第8号 青木村税条例の一部を改正する条例（案）。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いします。

青木村税条例の一部を改正する条例。

青木村税条例（昭和37年青木村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項に次の1号を加える。

（6）天災、その他の特別の事由がある者。

附則。

施行期日、この条例は公布の日から施行する。

こちらの改正につきましては、今ある条例の減免に関する定めの部分について、減免規定はございますけれども、自然災害等により生活困窮となった場合等には該当しない状況になっています。現在の社会情勢等を考慮する中で、減免の範囲を拡大するものでありますので、よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第14、議案第9号 青木村文書館設置条例についてを議題とし、

提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） では、お願いします。

議案第9号 青木村文書館設置条例（案）。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

お聞きください。

令和元年度3月議会で請願がありました青木村文書館の設置条例でございます。

第1条で、村の歴史的、文化的価値を有する行政資料、地域資料、その他の記録の収集、整理、保管及び研究を行う目的を明確にいたしました。

第2条では、名称は青木村文書館とし、位置は青木村田沢3252番地といたしました。これは青木村文化会館の住所でありまして、会館の3階に設置します。

3条で、管理は青木村教育委員会が行うこととします。

4条、5条で、利用の許可や利用の制限について書いてございます。

6条では、使用料は無料にするといたしました。ただし、コピーや郵送料は請求者の負担といたします。

8条で、ほかに必要な事項は規則で定めるとしてございます。

現在、文化会館の3階に収蔵してある寄託された古文書と役場の改築移転時のときの主な行政文書、青木村村史編集時の資料が文書館の所蔵文書になります。重要な文書の散逸を防ぎ、村民への利用を図っていく文書館とする計画でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第15、議案第10号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） では、議案第10号をお願いします。

青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

お聞きいただきまして、2ページをお願いいたします。

概要説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）が令和2年3月4日に公布され、同年4月1日から施行されました。

青木村も条例で放課後児童健全育成事業、申し訳ございません、これ、「を」と書いてありますが、「の」の間違いでございます、すみません。の設備及び運営に関する基準を定めているために、今回改正するものでございます。

主な改正では、放課後児童支援員の専門性の向上や人員配置を図るために、県が行う研修会、これは今までもそうなんですが、行う研修会に加えて、新たに中核市の長が行う研修会に参加することも可能ということになっております。

また、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者も支援員として認めることが可能になってございます。

これは、青木村では児童センターの職員に関する条例になります。

以上でございます。御審議の上、御決定をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第16、議案第11号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それでは、議案第11号をお願いします。

青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

お聞きいただきまして、一番最後の4ページをお願いいたします。

概要説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を行う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年3月26日に公布され、4月1日から施行されております。これに基づいて、青木村の条例を改定するものであります。

家庭的保育事業とは、保育者の居宅等で、主に3歳児未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育で、青木村には現在のところ、該当の施設はございません。今後、そのような施設の申請があった場合は、今回改正した条例に基づきまして、目的、原則、衛生管理や秘密保持、職員、保育時間、設備等に関して基準を設けるものでございます。

以上でございます。御審議いただき、よろしく御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第17、議案第12号 青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議案第12号をよろしく申し上げます。

青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

一番後ろのページで概要説明を申し上げます。

この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する法律は、令和元年5月31日に令和元年内閣府令7号及び8号として改正されました。これは幼児教育・保育の無償化に伴う改正でございまして、青木村でも同様の基準条例改正を行う必要があり、今回の改正といたしました。

この改正は経過措置が設けられておりまして、9月30日が期限になりますので、本議会で改正をお願いするものであります。

まず、青木村特定教育・保育施設は、青木村では青木保育園が該当する施設となります。改定の主な内容は、「支給認定」を「教育・保育支給認定」としたり、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」としたりするなどの用語の改定が主な改定であります。

また、食事の提供に要する費用では、市町村民税所得割合算額が定められておりますが、青木保育園では令和元年度に改定した保育料は、この基準に基づいて既に改定が図られておりますので、申し添えます。

特定地域型保育施設は小規模の保育を行う施設で、ここの施設は青木村では該当の施設はございません。

今回の改正は、国の改正にのっとり現在の条例の改正を行い、今後様々な施設の申請がなされた場合に備えるための改正となります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第18、議案第13号 上田地域広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第13号について御説明申し上げます。

議案第13号 上田地域広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項本文の規定により、上田地域広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

提案の趣旨でございますけれども、上田地域広域連合では、東御市の旧北御牧村地域の可燃ごみにつきましては、川西清掃センター操業停止後、平成31年4月1日から令和2年11月30日までの間、上田地域広域連合と川西保健衛生施設組合の両議会の事務委託に関する規約の議決の下、上田地域広域連合で処理を受託し、東部クリーンセンターで焼却処理を行っているところでございます。また、現在、施設整備が進められております新佐久クリーンセンターは、本年夏頃から試運転を開始し、同年12月1日から本格稼働の予定でございます。

す。

これに伴い、川西保健衛生施設組合では可燃ごみ等の事務処理を終了することになり、旧北御牧地域の可燃ごみは上田地域広域連合の処理事務として、東部クリーンセンターで焼却処理を行うこととなります。このため、広域連合から構成市町村に対しまして、地方自治法の定めによる所要の手続について協議依頼がございましたので、提案をさせていただくものでございます。

1枚おめくりをいただいた裏側でございますが、変更の内容について申し上げます。

別表中の15、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務の(3)東御クリーンセンターの処理区域の括弧書き「ただし、旧北御牧村地域を除く。」を削除して、北御牧村を加えた「東御市」とするものでございます。

最後に、附則でございますが、この規約は令和2年12月1日から施行したいというものでございます。

以上、議案第13号について御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第19、議案第14号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第14号につきましては、教育委員会委員の任命でございます。これは人事案件でございますので、慣例に従いまして、最終日に改めて提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第20、議案第15号 令和2年度青木村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課長

及び教育長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第15号 令和2年度青木村一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和2年度青木村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,427万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,059万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございますが、事項といたしまして、金融機関に対する債務保証費ということで、土地開発公社が行う借入れに対して村が債務保証をするものでございます。期間は令和2年度から令和3年度、限度額は8億円でございます。

続いて、7ページ、8ページを御覧ください。

2歳入について御説明申し上げます。

款1村税、項5目1入湯税は、6,000円を追加し190万3,000円とするもので、節2滞納繰越分は、昨年度の入湯税に一部納入漏れがございましたので、今回、滞納繰越分として補正をお願いするものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、957万5,000円を追加し2億5,970万円とするもので、節1総務管理費補助金は、社会資本整備総合交付金で洪水ハザードマップの作成補助金として100万円、それから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で857万5,000円でございます。

続きまして、目2民生費国庫補助金は、19万9,000円を追加し4億4,781万5,000円とするもので、節1社会福祉費補助金14万9,000円は自立支援給付システムの改修に対する補助金、節2の児童福祉費補助金5万円は児童手当、マイナンバー情報連携整備に対する補助金でござ

ございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金は、39万1,000円を追加し1,354万6,000円とするもので、節2児童福祉費補助金で、ひとり親世帯臨時特別給付金に係る事務費の補助金でございます。

続きまして、款16財産収入、項2財産売却収入、目2不動産売却収入は、6万9,000円を新たにお問い合わせするもので、節1土地売却代金は行政財産の用途廃止に伴う土地の売却に関わるものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1目1基金繰入金は、30万円を追加し4億5,655万1,000円とするもので、五島慶太翁顕彰事業基金からの繰入れをお願いするものでございます。

款19項1目1繰越金は、1,097万4,000円を追加し1億4,624万円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

款20諸収入、項4目1雑入は、276万2,000円を追加し2,934万9,000円とするもので、節4村有建物災害共済金で、リフレッシュパークあおきの食堂施設みやぶちの倒木被害に関わる共済金でございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

3歳出につきましては、担当課ごとに御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費は、210万7,000円を追加し2億9,228万2,000円とするもので、節2委託料51万2,000円は、空調設備更新工事によりまして電気保安業務委託料が17万3,000円の増、それから、雨量計の定期点検委託料は、元年度、昨年度の委託料につきまして、NTTがコロナ禍でテレワークや在宅勤務となっておりましたことによりまして村への請求書の発行が遅れ、元年度での支出がかないませんでしたので、今年度で対応させていただくものでございます。節14工事請負費159万5,000円は、さきの長雨によりまして崩落しました田沢温泉内湯の駐車場ののり面の復旧をするための費用を計上いたしました。

目6企画費は、818万1,000円を追加し4,343万9,000円とするもので、節2委託料518万1,000円は005の委託料で、防災実施計画アクションプランの策定業務委託料に270万6,000円、それから、ハザードマップの作成委託料は、最新のデータによりまして洪水ハザードマップを更新する費用として247万5,000円を計上いたしました。節18負担金補助及び交付金300万円は、商工会館の喫茶室改修負担金でございまして、お使いになられる方が実施する改修工事のうち村が負担すべき費用について、負担金としてお支払いする予定でございます。

以上、議案第15号 令和2年度一般会計補正予算（第4号）につきまして、歳入全般と総務企画課関係の歳出につきまして御説明申し上げました。御審議いただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、次に、福祉課関係について御説明申し上げます。

9、10ページをお願いいたします。

款2総務費、項4目1戸籍基本台帳費298万1,000円を追加し、3,568万7,000円とするもので、節12委託料、戸籍情報システム電算保守委託料は、社会保障・税番号制度システム整備で整備内容が確定し、増額となったものでございます。44万ほど補助対象外部分はありますが、残りは全額国費で賄われるものでございます。

節13委託料及び賃借料は、戸籍総合システムハードリース料で、1か月分の追加でございます。

款3民生費、項1社会福祉費306万4,000円を追加し、9億1,212万5,000円とするもので、目2障害者福祉費、節13委託料は障害者介護給付支払システムの導入経費でございます。節23償還金利子及び割引料、国庫負担金返納金は障害者医療費、障害者自立支援給付費及び障害児入所給付費に係るもので、前年度の交付分を精算により返納するものでございます。

目15プレミアム付商品券事業費、節22償還金利子及び割引料は、前年度のプレミアム付消費券事業費精算に伴う国庫返納金でございます。

項2児童福祉費は、49万2,000円を追加し2億1,616万9,000円とするもので、目1児童福祉総務費、節12委託料は、児童手当システム、マイナンバー連携に係る整備でございます。

目7ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業は、新たに39万1,000円を計上するもので、節10需用費、次のページをお願いいたします。節11役務費、節17備品購入費は、いずれも事業実施に伴う諸支出で、全額県費で賄われるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費67万1,000円を追加し、9,505万3,000円とするもので、目3環境衛生費、節12委託料は条例更新等業務委託料で、環境保全に関する条例及び施行規則見直しにおける技術的部分に係るコンサル担当業務でございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明申し上げます。慎重審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

す。

12ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費45万4,000円を追加し、4,814万7,000円とするものです。節12委託料、中山間地域等直接支払事業、地形図作成委託料15万4,000円を計上しております。入田沢・横引地区の補助対象面積増加に伴う経費となっております。節18負担金補助及び交付金、6次産業フロンティア支援金30万円につきましては、当初1件分を計上しておりましたが、野菜加工品に伴う1件追加の要望がありましたので計上させていただきます。

項2林業費、目1林業総務費2万8,000円を追加し、69万2,000円とするものです。節18負担金補助及び交付金、S G E C森林認証工事料等負担金につきましては、上小地区の森林の認証期間5年目を迎え、更新に伴う再認証審査公示に伴う経費となります。

13ページをお願いします。

款10災害復旧費、目2林業施設災害復旧費250万円につきましては、当郷地区飯縄山林道ののり面復旧、路肩修繕に伴う経費を計上しております。

以上、建設農林課関係の御説明をいたしました。御審議いただき、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） それでは、商工観光移住課関係の補正のほうを申し上げます。

款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費でございます。5万1,000円補正いたしまして、計480万8,000円となります。こちらにつきましては、住宅使用料還付金ということでございますけれども、村が管理する住宅から退去された方が生じ、それに対する家賃の還付金が生じたものでございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

11ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目4学校施設環境改善事業費でございますが、286万円を新たに加えました。これは、節1委託料として、学校施設長寿命化計画策定委託料でございます。国は、本年度中にこの計画を策定するように求めておりまして、今後、大規模改修工

事を行う際には、この計画があることが前提になってまいります。

本年度の当初予算に村の施設の長寿命化計画を計上したところではありますが、学校施設は施設数も多く、また検査項目も多くなることから、今回の予算が追加で必要になってきたものでございます。

続いて、項4社会教育費、目4文化財保護費であります。21万6,000円を増額いたしました。これは、節2補助金で、村の指定文化財になっている西禅寺のカヤの枝落としにかかった費用への補助になります。

次に、目4美術館費ですが、4万円を増額いたしました。これは、節6修繕料の増で、美術館の自動ドアの感知器の修繕料になります。

次に、目10五島慶太未来創造館費ですが、63万円を増額して1,094万9,000円といたしました。節12委託料の増は、007生家材加工委託料の増で、五島慶太の生家の木材を使って、パンフレットを置く棚や入り口に置く撮影用の椅子などを製作するための費用でございます。

節14工事請負費の増は、五島慶太未来創造館の案内板を中学校入口の信号機のある交差点に設置するものであります。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第21、議案第16号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第16号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用49万5,000円を追加し、2億995万2,000円とするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書中「損益勘定留保資金10,451千円」を「損益勘定留保資金10,576千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款資本的支出、第3項固定資産購入費12万5,000円を追加し、12万5,000円とするものです。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いします。

令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算内訳書。

収益的支出。

款1下水道事業費、項1営業費用、目2処理場費、節4修繕費、浄化センター受変電設備修繕49万5,000円を計上しております。変圧基盤、操作用変圧器の更新をするものです。

資本的支出。

款1資本的支出、項3固定資産購入費、目1有形固定資産購入費、節1工具器具及び備品購入費12万5,000円につきまして、浄化センター検査用顕微鏡1台を購入するものです。日々の活性汚泥、細菌等の顕微鏡試験から運転状況を管理しておりますが、今回、故障により交換をするものです。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎発議第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第22、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それでは、御説明申し上げます。

発議第1号 令和2年9月9日。

青木村議会議長、宮下壽章殿。

提出者、青木村議会議員、居鶴貞美。

賛成者、青木村議会議員、松澤正登。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

裏面をお願いいたします。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記といたしまして、1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2として、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3として、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5として、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺る

がす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議決後の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣です。

以上、議員の皆様の御賛同を賜りますようお願いし、説明とさせていただきます。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは、この後、全員協議会を開きますので、議員控室のほうへ御移動をお願いします。

散会 午後 2時31分

令和 2 年 9 月 1 1 日（金曜日）

（ 第 2 号 ）

令和2年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年9月11日(金曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	多田治由君
商工観光移住 課長兼住居 係長	中沢道彦君	教育次長兼 公民館長	宮下剛男君
保育園長	若林喜信君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター 長	宮澤章子君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	稲垣和美君	総務企画課 課長補佐兼 企画財政係長	小林利行君

課兼室長
画佐進
企補推
務長業
総課事係

塩澤和宏君

課兼長
祉佐係
福補
民長
住課福

上原博信君

課長
祉係
福民
住民

奈良本いずみ君

課長
画係
企務
総務

小林宏記君

代表監査委員

内藤賢二君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男

事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日、一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまでございます。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。

本日の一般質問はもとより、14日、16日は委員会審議が行われますので、御都合がございましたら傍聴いただけたら幸いです。

また、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、マスク着用、アルコール消毒等の対策を実施しておりますので、御協力いただきますようによろしくお願いいたします。

本日は、令和2年第3回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。6人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

◎一般質問

○議長（宮下壽章君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言をしてください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（宮下壽章君） 3番、松澤正登議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

議席ナンバー3番、松澤正登でございます。

通告に従いまして、私は大きな3点について一括質問をさせていただきますので、それぞれ村長をはじめ関係課長の皆さん、よろしく願いをいたします。

それでは、質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、村長をはじめ職員の皆さんには、毎日、土日を問わず対策に御苦労いただいていることに対しまして、深く感謝を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大により、社会が未曾有の困難に直面をしております。国は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、第1次補正予算、第2次補正予算として3兆円もの新型コロナウイルス感染症対策で地方創生臨時交付金事業により、青木村も、その対応をした25事業に及ぶ様々な支援計画が施行されております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大で、社会が大きく変わろうとしております。地方分散型社会への変換で、地方大学の改革や情報通信技術などの活用をし、テレワークで働く人の移住・定住を促すリモートワークの普及などが考えられております。

一方、県内では、毎日のように身近なところで感染者が発表されております。9月9日現在、県内で新規感染者が293人となっています。そこで、感染経路が不明な例も増えている状況であります。

ある大学の教授は、今まさに第2波の真ただ中にも言われています。そして、新型コロナウイルスのもたらす混乱や恐怖を生み出しているわけでもあります。

そこで、質問をさせていただきます。

第1に、コロナ発生以来、毎月計画されている村の行事、イベント等の中止が住民サービスの支障やサービス低下になっているか心配です。高齢者の中には認知症の心配もあるようだし、また大学生等は学校に行けず、鬱病状態の学生も出ていると聞いております。住民へ

の対応、サービスはどのように対応されているか、お聞きをしたいと思います。

第2点目に、村は地方創生臨時交付金を活用し、25に及ぶ経済生活支援金事業でコロナ禍を乗り切ろうとしておりますが、現状のコロナ禍の状態からして2波、3波も心配される状況であります。この後の追加支援策等の考えはあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

3点目、コロナ感染予防のため新しい生活様式が定着して、住民はそれぞれ強い意識を持って感染予防に努力していると感じておりますが、聞くところによると、朝の通学、通勤時はバスを利用している高校生も増えているようです。朝のバス運行時間帯に利用する生徒が集中しており、時間によって、かなりの過密化状態になっていることの父兄から心配の声を聞きました。通学、通勤時間帯での増便か運行時間帯変更により改善ができないか調査をし、対応をお願いをしたいと思います。

4番目に、コロナ感染症対策として、PCRの受診検査の体制についてお伺いをいたします。

各自治体で地域の医師会などと連携し、保健所を介さなくても、かかりつけ医や地域の診療所からの紹介で、直接感染伺いの人を受け付けるPCR検査センターの設置が進められておりますが、現状から鑑みて、一層身近なところで検査を希望する必要も増加するのではないかと考えます。PCRの受診検査の体制と費用負担についてお伺いをしたいと思います。

5番目に、感染者が出たとき、感染者への誹謗中傷行為が心配です。岩手県で初めて確認された感染者の勤務先に抗議や問合せが殺到、小諸の銀行支店で窓ガラスを割られる被害、長野では家の窓にくわが投げ込まれると、個人や企業への非難が、正気の判断を委縮させてしまうことになってはならない。

現在でも、感染者の発表が出ると、どこの誰だとの話題は持ち切りで、会社では新たなハラスメントも出ているかと聞いております。すると、感染を隠そうとする人が増え、経路不明の感染者が増えるのではないかと心配する声が聞こえます。

感染者を中傷や非難から守ることは、地域住民を守ることに繋がります。一人一人が意識していけるようにしなければならないが、村としての住民への呼びかけはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、大きな2番目でございますが、防災・減災についてお伺いをいたします。

新聞報道等を見ていると、世界は異常気象変動の影響を受けて各地で甚大な被害が起っています。日本でも豪雨や河川の氾濫、土砂崩落など自然災害の頻発化、激甚化にさらされております。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興につな

がる対策が必要と考えます。

そこでお伺いをいたします。

まず、第1に、村として災害に備えた対策がどの程度進んでいるかお伺いをいたします。

2番目として、老朽化しているインフラ対策は進んでいるのかお伺いをいたします。

3番目に、砂防ダム、砂防堰堤の点検整備についてお伺いをいたします。

青木村には多くの砂防堰堤が設置され、その効果を発揮しておりますが、最近のものを除き、多くは過去の災害期、昭和34年から36災、昭和57災、58災時以降の造築ではないかと思われま

す。現在見ますと、ほとんどが堤体内いっぱい土砂が堆積しており、目的は果たしているものの、現在のような土砂災害が発生したときには、耐え切れず、下流に大きな被害を起しかねない堰堤があちこちで見受けられるようになりました。

毎年のように、この要望等も提出しているところではありますが、なかなか新しい工事はありません。点検して現状を把握し、堤内の樹木の除去や、またしゅんせつ工事が必要と考えますが、今後の予定等があればお聞かせをいただきたいと思

います。大きな3番目をお願いいたします。青木村の公共交通についてお伺いをいたします。

青木村では、村営バス、デマンドバスの運行形態を一部見直し、10月から新たな公共交通の仕組みの導入、試行運転を予定していることは新聞、広報等でも報道されております。その目的は、経費の削減や現利用者の利便性の維持、免許返納者等、新たな利用者獲得などで村の公共交通の維持を図っていく事業と認識しております。

そこで、何点かお伺いをいたします。

まず、1点、令和元年度バスの利用状況と運営経費等の状況をお聞かせをいただきたいと思

います。2番目に、今までもいろいろな議論をされてきましたが、フルデマンドバス方式に変更した理由は。また、どんな車両に変わり、台数は何台で運行するのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、利用する人は、健常者というより障害を持つ人や高齢者が多いと思うが、車椅子の人も乗車できるのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

4番目に、村民で70歳以上の人は、今まで利用券提示で無料だが、100円設定したのはどういう理由であるか、お聞きをしたいと思います。

次に、運転者は委託されるのか、誰が運転するのか、お聞きをいたします。

最後に、運転時間設定を日中のみに限定しているが、利用者が望んでいるその配慮がされているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

以上、質問をいたしますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） おはようございます。

議会開会日、議長さんから答弁も簡潔にという御指示をいただいておりますので、各課長を含めて簡潔にさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうから2点について答弁を申し上げたいと思いますが、1点目は、1の間1、2、コロナの関係についてであります。

行事、イベントの中止による影響についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の第2波で上田圏域は特別警戒区域に指定されました。

健康診断は、各年齢等の節目の月、あるいは年代で必ず受けていただかなければならないものと考えております。時間を区切る、あるいは人数を分散させる、こういったことで実施しているところでございます。

春に予定いたしました特定健診につきましては、10月には実施したいということで、関係機関と調整を進めているところでございます。

また、健康増進のための講座、教室は実施できないところがあるわけでございますけれども、代わりに包括支援センターの職員の訪問を増やしたり、あるいは受講を申し込んでいたが心配される方の高齢者の様子を伺うなどしております。

そして、家でできる体操のチラシ、こういったものをお願いをしております、定期的に心配なうちには訪れまして、その状況を確認するとともに、きちっと行われていればチラシの記載にチェックを入れるなど、運動の励みになるような工夫もしております。併せて生活の様子を伺いまして、熱中症予防のアドバイス、あるいは健康、栄養管理等についても助言を実施しております。

以上が福祉関係ですが、教育関係についても申し上げたいと思いますが、保育園、小学校、中学校ではたくさんの行事があるわけですが、多数の保護者、あるいは住民の方が密になるようなものにつきましては中止をさせていただいております。フォーラム、アイリスセミナー等であります。

総合文化祭、あるいは成人式は、熱中症に配慮することで、あるいは運動会、就学旅行も

配慮することで実施したいというふうに思っております。

先日も中学校の修学旅行を実施いたしましたけれども、生徒はもちろん、保護者からも本当によかったというふうに評価いただいているところでございます。

村の多くの事業の開催に当たりましては、命を守ることを第1といたしまして、中止する、しない、実施する場合の感染防止など配慮しながら事業を今後も展開してまいりたいと思っております。

それから、問1の5についてでございます。

感染者が出て誹謗中傷の件でございますけれども、村内では2人の感染者が出てしまいましたけれども、村民の皆さんには大変落ち着いた行動を取っていただきました。対応を取っていただきました。さすが義民の子というふうに、大変うれしく思った次第でございます。

私もこの人権問題というのは大変心配しておりまして、その感染者が発症した当日、情報電話等を通じまして、村民の皆さんへ、このようにお願いをいたしました。人権についてもお願いしますと。感染者やその家族、感染者が発生した店舗への詮索、誹謗中傷などは厳に慎んでください、感染者は、病気だけではなく、偏見などの恐怖とも闘っていらっしゃる方です。うわさ話など、不当な言動も同様になくさなければなりませんということをお願いいたしました。防災メール、広報車等を通じての啓蒙に努めたところでございます。

それから、私の胸にシトラスリボンがありまして、昨日も皆様をお願いをしたところでございますが、この3つの輪のリボンは、感染症から回復した皆さんに、「お帰りなさい」、「ただいま」と言えるような地域を目指しまして、感染者に対する差別と偏見、こういったことを意思表示を表明するという活動で、社会福祉協議会でボランティアの皆さんをお願いをいたしまして、協力を得て製作したものでございます。

早速、小学校、中学校でも大きな反響があったということで、また教育長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 今、村長さんからお話があったシトラスリボンについて御報告申し上げます。

新聞にも載りました、昨日、社会福祉協議会が中心になって、ボランティアの会からシトラスリボンの小・中学校に贈呈していただきました。

中学校では生徒会の皆さんが待っていてくれて、この運動を自分たちが先頭に立って広げていきたいと話されておりました。リボンも作成する計画だということでもあります。コロナ禍の学習を行っていたために、今回の活動をすぐに理解してもらったところでもあります。

小学校からは、午後に電話がありまして、これをきっかけにして差別や人権について学びたいと。これから先生方や高学年の児童が中心になって、リボンを全校児童分作成して配りたいという報告がありました。両校には贈呈の話をしてあっただけなのに、子供たちや先生たちが瞬時に反応していただいて積極的にこのような提案になりました。

新型コロナウイルス感染による差別をしない学びが今後両校で展開されることになっています。これが大きなウエーブになって青木村全体に大きな輪が広がることを願っておりますし、学校の先生方や子供たちが熱い思いで対応してくれたことに、本当に感動しているところであります。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

〔総務企画課長兼事業推進室長 片田幸男君 登壇〕

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 私のほうから、今の間1の関係の2番目の御質問と3番目の御質問について御答弁申し上げます。

まず、2番目、現在、臨時交付金を活用して様々な事業を展開しているところですが、今後の追加支援策の考えとかはどうかというような御質問だったかと思えます。

先ほどお話のとおり、今、25に及ぶ事業を展開しております。こちらは、やはり小さな子供さんからお年寄りまで、幅広く公平な立場で支援を講じているという状況でございます。

今後ですけれども、国の交付金も、また第3次があるというようなお話もございますので、もし3次があったときには、例えば今、もう地域消費券も全て完売しているような状況でございますので、こちらを追加発行するとか、あるいはお勤めの方であっても、収入が著しく減少している方も中にはいらっしゃるかと思いますし、後は借家等にお住まいで家賃の支払いに苦慮されている方等もいらっしゃるかと思います。このような今後の状況を見ながら、ぜひ皆さん方からも御意見をお寄せいただいて、追加の支援が必要と思われる部分については十分な支援をまたしてまいりたいというふうに考えております。

それから、3番目の朝のバスが大変混雑しているというような中で、バスの増便や運行時間の変更はどうかというような御質問だったかと思えますが、千曲バスにつきましては、お聞きしたところ、消毒のほうはもう徹底して行っているということでございます。また、併

せて最近では、車内を光触媒で抗菌コートといいますか抗菌処理をして、ウイルス等の不活性化に努めているということでございます。

また、今月号の広報にも御紹介してございますけれども、バス、電車、タクシーの利用に当たっての3つの注意点というようなことで、まず1つ目が換気ですね、それから、2つ目は目、鼻、口は触らない、それから、3番目としてマスクの着用、この3つをみんなで守れば、感染のリスクはほとんどないというようなことで紹介をさせていただいているところでございます。

御承知のとおり、バス業界も今回のコロナウイルスの影響で、高速バスの利用がなかったりとか、団体利用の観光バスの減少など、大変大きな打撃を受けておるところでございます。加えて慢性的な運転手不足、それから台数の制限もあるというような中で、増便はなかなか難しいということでございます。そんな中で、やはり利用者側でも、できる対策はしっかり取って、バスの利用をお願いしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小宮山俊樹君 登壇〕

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 私のほうは、1の問4、PCRについて御説明申し上げます。

PCR検査につきましては、従来から保健所を介して検査する方法に加え、かかりつけ医や診療所等の医師からの紹介で検査できるPCR検査センターを上田医師会が設置いたしました。週3日、受検者を受け入れておりましたが、これを週6日に増やし、件数も日6件を12件に増やしました。これは体制を整えば、15件まで増やすということでございます。報道によりますと、さらに18件という話もございます。

次に、小県医師会でございますが、こちらは体制が整っている幾つかの病院がその機能を担う形で整備されておるところでございます。保健所での検査もPCR検査センターでの検査も、どちらも全額公費で賄われますので、受検者の御負担はございません。

そのほかに実費を伴う検査もございます。保健所からの指示や医師からの紹介がなくても、仕事等で非感染者であることの証明が必要とされるような場合、御利用いただくようになります。上田地域では、丸子中央病院がやっておるところでございます。この場合、PCR検査が3万800円、抗原検査で1万6,500円、これに証明発行費用等を別途頂くという形でございます。

なお、発熱等のウイルス症状があるときは、迷わず上田保健所に相談されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

〔総務企画課長兼事業推進室長 片田幸男君 登壇〕

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、続きまして、2番目の御質問いただきました防災・減災について、順次お答えをしていきたいと思っております。

私のほうからは、最初に御質問をいただきました村として災害に備えた対策がどの程度進んでいるかというような御質問だったと思っておりますが、こちらについてお答えしたいと思います。

昨年の台風19号の教訓から、ソフトの面では、今、新しい洪水ハザードマップの作成をして居るところでございます。また、行動実施計画ということでアクションプラン、こちらも作成について今進めているところでございます。

また、各地区で進めていただいています地区防災マップの作成も、もう入田沢区については全ての地区で終了して、今年度は中挟区と杓掛区のほうで順次進めていただいているところでございます。

また、ハードの面でも、指定避難所の空調設備の整備、それから役場にあります無停電装置の更新、また備品関係も今回のコロナの対策と併せて給水車とか給水タンク、それから災害時には電源として使用できる電気自動車の購入ですとか、段ボールベッドやパーテーション、非常食等、災害に備えた様々な物品の購入を行っているところでございます。

また、ラポートあおきにも福祉避難所ということで、また老人センター大広間についても新たに指定避難所とすることで今進めているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

〔参事兼建設農林課長 花見陽一君 登壇〕

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、防災・減災についての問2の関係でございます。老朽化したインフラ対策についての件でございます。

1点目としまして、道路の関係でございますが、道路の舗装等の老朽化に伴う修繕については、地元要望の優先事項の高いものや緊急性の高いものを中心に施工を進めさせているところでございます。

また、橋梁の関係につきましては、平成28年度に実施した法定点検の結果、修繕措置が

必要と判定された4段階評価のうち、レベル3以上の7橋の修繕については、昨年度までに全て措置が完了しているところでございます。

また、農業水路に関しまして、今年度、長寿命化計画ということを計画してございます。農業用水路の長寿命化計画につきましては、国・県よりも整備が求められておりまして、本年度は主要水路に限定して現地踏査を行い、計画策定を行う予定でございます。

続きまして、問3の砂防ダム、砂防堰堤の点検等につきましてでございます。

砂防施設の点検に関しましては、平成24年度から25年度にかけて砂防関係施設の緊急点検を実施し、砂防施設、堰堤床固、帯工等に関しては、全353施設、うち堰堤が33施設の点検を実施したところでございます。原則5年ごととする定期点検を平成30年度から令和3年度にかけて、156施設の点検を順次進めていく予定でございます。

定期点検につきましては、目視により施設の状態、発生している異常の有無や程度を観察するもので、それぞれの健全度について、要対策、経過観察、対策不要の3段階で評価いたします。要対策と判断された箇所につきまして詳細調査を実施し、状況に合わせて補修や改築等を実施していく予定でございます。

砂防堰堤の新設を予定している箇所としましては、大字田沢の入田沢にあります中之組沢で砂防堰堤を1基計画中です。現在、堰堤の詳細設計中で、工事は来年度以降となり、今年度は環境調査を実施する予定でございます。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

〔総務企画課長兼事業推進室長 片田幸男君 登壇〕

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、続きまして、大きな3番目の御質問、青木村の公共交通についてということで御質問をいただいております。

まず、1つ目に、令和元年度のバスの利用状況と運営経費の状況はという御質問でございますけれども、元年度の村営バスの利用者数につきましては、全路線で減少となっております。利用者の総数は9,905人ということで、最も利用がありました平成22年度の2万6,573人の半分にも満たないという状況になっております。

1日当たりの利用者数も41.1人ということで、昨年49.3人から8.2人減少、1便当たりも1.8人という状況でございました。子供の数が減少しているというようなことも、この利用者の減には響いているところでございます。

運行収入についてですけれども、収入は81万570円ということで、前年が95万1,880円に對しまして14万1,310円の減となってしまいました。経費につきましては、元年度決算額が

2,180万4,559円で、前年よりも150万円ほど伸びている状況でございます。国の補助がここに232万8,000円、こちらもちよっと減少の傾向にあるんですけれども頂いているもの、それから、公共交通という考え方の中で、千曲バスへの運賃低減バスの負担金が別途572万2,000円、こちら現実的には負担して、お支払いしている額については、皆さんに御利用をいただいているということから、減ってきている状況でございます。

それから、2番目にフルデマンドに変更した理由、また、どんな車両に変わって、何台で運行するのかというような御質問ですけれども、特に日中便のセミデマンドの運行について課題があったというふうに認識しております。空気を運んでいるんじゃないと言われるほど、やゆされるような効率の悪い運行であったかと思えます。また、曜日運行というようなことで、曜日ごとにタイヤが違っているというようなことで、分かりづらいといった御指摘もいただいていたところでございます。

議員さんの御指摘のとおり、これをフルデマンドに変更することによりまして効率的な運行ができ、また経費の削減にもつながると。また、家の前までといいますか、うちの近くまでの送迎が可能になります。そんなことで、免許返納される方はもちろん、利用者の利便性は大きく向上するのではないかというふうに考えております。

車両の関係ですけれども、今よりも若干狭い道を通ることも想定されますので、現状10人乗りの大きなワゴン車と大きなバスで動いていますけれども、一回り小さいワゴン車を購入して、当面は今の車両も残しながら、利用の状況を見て順次切り替えていくことを考えております。

また、運行ですけれども、今までと同じで、朝夕の関係については、マイクロバスというか大きなほうのバスで2台で朝夕は動かして、日中のフルデマンドについてはワゴン車2台で運行を考えております。

それから、3番目の御質問で、障害を持つ方も多いと思うが車椅子での乗車ができるかという御質問ですけれども、当然、障害を持たれている方でも、御自身で乗降ができる方については御利用をいただくことはもちろん可能でございます。しかしながら、車椅子での利用というのは現状想定をしておりません。

例えば介助が必要で、御自身で移動することが困難な場合には、福祉や介護の移送サービスというのがございますので、そちらを御利用いただくことも検討いただきたいというふうに考えております。

それから、4番目の御質問で、70歳以上の方、今まで利用券を提示することで無料だっ

たが、100円としたのはというような御質問ですけれども、朝夕の定期便、時刻表で動く定期便については、これまでどおり無料でございます。

それから、日中のフルデマンドを有料としたのは、今回はもうほぼタクシーと同様のサービスが受けられるという利便性の部分と、もう一つは、極端なことを言ってしまうと、本当に隣のうちに行くのにバスを呼ぶと、そんな方はいらっしゃらないと思うんですけれども、だとか、1日中、特定の方の専用車になりかねないというような懸念もあるわけでございます。利用される方にも一定の責任を持っていただくということと、公平性という観点から、これまで無料の方も日中の利用については100円、有料というふうにさせていただいたところでございます。

ただ、一度中心部へ自宅から来られまして、この中で診療所から帰り、くつろぎの湯に寄っていきたいというときに、くつろぎの湯まで、このエリア内については無料で移動していただけるようなことを考えております。

それから、運転者は委託するのか、誰が運転するのかということでございますけれども、この事業はタクシー会社へ委託してやっている自治体も多いわけでございますけれども、青木村にはタクシー会社も営業所も、かつてはありましたけれども、今はない状況でございます。そんなこともありまして、これまでどおり村直営で運行を考えております。したがって、運転手も、現在3名おりますけれども、この体制でスタートをさせる予定でございます。

また、運行時間設定が日中のみに限定していると、利用を望んでいる人の配慮はということでございますけれども、朝夕はスクールバスとしての利用、役割ですとか、通勤、通学の利用があるため、やはりこれまでどおりの時刻表による運行が必要だというふうに考えております。そんなことで、デマンドの運行については日中のみということで考えております。

また、日中、千曲バスを御利用して青木のバスターミナルで下車される場合には、予約なしで、そのバスターミナルから村内の目的地へは移動ができるような体制を今考えております。

また、今までもやっておりましたけれども、5時過ぎの最終便、これも、これまでどおり運行して送り届けるというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

コロナウイルス対策につきましては、引き続き大変な御苦勞をいただいているわけでござ

いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、防災・減災につきましても、大きな災害がないことを願うわけでございます。

また、公共交通につきましては、回ってみますと、いいことをやってくれると、こんなふうなお声も聞いておりますので、一層また御努力をいただき、村の利便性といいますか、そういうものを図っていただきたいなど、こんなふう感じております。

ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 次の質問者に入る前に、質問席の消毒をいたしますので、しばらくお待ちください。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（宮下壽章君） 続きまして、7番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、担当課長より一問一答方式にて答弁をお願いをいたします。

質問事項は、持続可能な村づくりについてでございます。

ただいま松澤議員のほうからもありましたんですが、コロナの関係、また自然災害、また世界情勢等から先行き不透明感が漂っております。今までとはあらゆる面できま変わりすると、そういう認識が一般的でございます。

村民の方から青木村の将来について、よく質問をいただきます。私は、皆さん方の力が大きいと、このように答えております。

村長の行政手腕は高く評価されており、職員の皆さんの評価もおおむね良好であります。行政における三大要素は、人、もの、金と言われております。この三大要素も踏まえて、財政、人口、インフラについて質問をまいります。

第5次青木村振興計画基本構想、平成24年から平成33年、これは令和3年になります。来年に終わりますが、これをはじめとして、日本一住みたい田舎の総合戦略、地域再生計画、人口ビジョン等が公表されております。その中で、村長が、「日本一住みたい村、これからの10年」と題して、2月に商工会の新春講演会が行われております。

私は、青木村の将来に対する施策は理解をしております。冒頭申し上げましたが、コロナ等により予測が大変厳しく、難しくなっております。この状況の中で質問に入ります。

第5次青木村長期振興計画基本構想が間もなく終了となります。10年後の青木村のあるべき姿、こちらについてのお考えをまずお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、御質問の中にありましたように、これから10年というのは、コロナがどういうふうに動いていくのか、あるいは予想だにしない大型の災害があるかもしれないという大変不確実なところでございます。来年10年目を迎え、あるいは後期5か年も来年度最終年になりますけれども、今、後半の5か年では、4つの重点プロジェクトで、御案内のとおり、道の駅高機能化、143トンネルに向けての整備促進、小中学校2クラス化、それから健康寿命延伸、この4つを大きく柱として推進しております。

青木村の10年後は、大変元気で豊かな青木村が実現しているというふうに思うし、また私たちは今、それに向けて努力をしているわけでございます。御質問の財政、人口、インフラ、大変大きな課題で、やるべきことは山積しておりますが、10年後には今、この重点推進プロジェクト4つのことに併せまして、その成果として、果実として青木峠のトンネルの開通、あるいは5ヘクタールを超える工場の創業、五島慶太翁に関する企業、大学からのたくさんの方の来村など、こういったことを活用して、日本一住みたい村になっているというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、かつて日本創生会議が、全国の約1,800の自治体のほぼ半数の市町村が2040年までに消滅の可能性に直面すると、このように試算が発表されました。青木村は該当なしでございましたんですが、2017年に全国持続可能性市町村リストが持続可能な地域社会総合研究所から公表されました。

御覧いただいた方もあろうかと、このように思いますが、まず、この新しい全国持続可能性市町村リスト、このリストに対する考え、あるいは感想で結構ですが、ございましたらお願いをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 消滅候補都市、1,713の市町村の中で約900近い市町村が消滅するというショッキングな数字、あるいはデータが出ました。青木村はその中に入っていないのは、やっぱり先輩たちが大変立派な村づくりをしてきていたからだというふうに感謝をしてお

ります。

御質問のこのリストについて、切り口は似たようなところもございます。これは2017年に新しくできた研究所で、独自の開発の分析プロジェクトによりまして、人口動態、あるいはこれの予測などしておられるようでございます。

このリストは、いろいろただ消滅候補都市を上げるだけでなく、離村とか中山間村とか人口安定に向けて先駆している自治体を洗い出したり、そういったことで我々にも一つの激励を与えてくれている資料にも使い方によってはなるというふうに思っております。

非常に長期的な未来を考えて、いろいろデータも駆使して提案等をしていただいているというふうに思いまして、一定の評価はできるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） このリストによりますと、大分先なんですけど、25年後、2045年なんですけど、私もここまで生きていけば100歳に手が届くあたりになるんですけど、この2045年で高齢化率が48.1%、人口総数減少率0.81%等、まだそのほかあるんですけど出されております。

この数字を見まして、先ほどと同様に、どのような感想、あるいはお考えかどうかをお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） これは、非常に機械的に統計的に出した数字というふうに思っております。今ある数字、過去から今、そしてそれをスライドさせた数字というふうに思いますし、現状のままだと、そんなに違わない数字なのかもしれません。

しかし、青木村に関しては、ただいま申し上げましたように、当然大きな社会事象、3つの大きなプロジェクトがあり、その10年間の間には、これが稼働していますので、こういったことを加味されていない数字であるというふうに思っております。

青木村は、この数字を多く変えていかなければならないというふうに思いますけれども、努力しないとこういうことになるよというふうな、警鐘として受け止めるという評価もできると思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） このリストによりますと、処方等を具体的に算出するなど、利用価値が認められます。これにつきましては、やっぱり社団法人ですので、応分の費用がかかります。この団体以外も含めてですが、このように外部からの活用、こういうことも必要かどうか

か、あるいはお考えありましたらお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私も幾つかの自治体におりましたとき、こういうことを多く担当させていただきました。青木に来てもそうなんですけれども、やはり役場の職員だけでは収集できないデータとか、そういったものがたくさんあります。それから、東南アジアの動きとか、日本の中京圏の動きとか、隣接する北陸とか、そういったデータが分からない、そういったことを頭に置きながら、青木村の計画はかくあるべきというふうに思っております。

御案内のとおり、この後期5か年計画、それから日本一住みたい田舎の総合戦略、このときもデータの収集等はコンサルに委託をして、その数字をいただいて、村を一番知っているのは職員、あるいは住民の方々、もちろん議会の皆さんも、議員さんもそうですけれども、そういった人たちが中心になりますけれども、収集できないようなデータ等、貴重なものがあつたりするものですから、そういうようなことはコンサルに委託して、しっかりした数字を基に計画を立てていく、そういう意味では、今、居鶴議員の御質問の中にありましたような活用については私も同感でございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 平成30年度青木村の財務書類、令和2年、今年の3月に発行されてございます。御覧いただいている方もあろうかと、このように思います。こちらになりますが、これをホームページから見ると、100ページぐらいあるんですが、この財務書類、それから今年の令和元年度の決算状況も、これもいただきましたんですが、これから財政についてお聞きをしてみたいです。

その中で、まず自主財源についてお聞きをいたします。

令和元年度の決算で大体30%ぐらいかなと思われまして、これにつきましては財政力指数に関連しており、青木村の場合は財政力指数0.23で、県下77市町村の55番目以降になっていると思いますが、これの財政力指数、青木村にとっては、この財政力指数がちょっと弱い点、ちょっとというか弱点かなと、このように私は思うんですが、これの改善は認められるところでございます。

この財政力指数は、ここ10年では大体0.02から0.23、変わっていませんので、これを改善しなければいけない。早期に改善をしていかなければいけないと。それについては、自主財源、これについて積極的に今ももちろん取り組んでいただいているんですが、そういうことから、まずお聞きをしてみたいです。

その中で地方税についてお聞きをいたします。歳入の構成比では約13%ほどですが、今後の人口問題が大きく係ってまいります。この問題につきましては、別途またお聞きをしたいというふうに思います。

その中で地方税に関わる労働生産性人口、こちらに絞って、まずお聞きをいたします。平成27年度の国勢調査で青木村は51.4%、労働力人口比率55.5%、完全失業率4.9%です。この公表された資料より、労働生産人口の見通しについてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今お話がありました労働生産人口、平成27年度の国勢調査ということで、今年、5年に一度の国勢調査の年になっております。5年前と比べますと、人口もわずかですけれどもやはり減少が進んでおります。それから、高齢化率も上昇しているということから、労働生産人口も減少しているという数値が出てくるのではないかというふうに思われます。

この問題は、青木村に限らず、今もう日本全体の問題になっているかと思えます。企業の人手不足なんていうことも言われているところでございます。民間でも、この2040年問題と言われてはいますが、こちらを見越して、さらにA Iの活用なんていうことも加速していくんじゃないかというふうに思われるところでございます。

本村では、今行っている移住政策等、ゆりかごから墓場まで安心して暮らせる村づくりと申しますか、その辺の考え方をさらに磨いて、若い世代の獲得に努める必要があるというふうに考えております。

また、今、誘致している企業が仮に操業を開始しますと、この辺も大きくまた変わってくるということに期待をしたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 希望出生率についてですが、国のほうでは1.8を2025年度に達成すると、このように目標を掲げていますが、現状は1.42であり、厳しい状況です。青木村においても、しかりです。

出生数の85%は、25歳から39歳の母による出産であります。この年齢の女性の数が減ってきております。この点につきまして、青木村の見通しと対策についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今御指摘のとおり、過去5年間の本村の合計特殊出生率を調べてみましたが、平成28年は1.01、平成29年度が1.27、平成30年度が1.34、

昨年、令和元年度は2.28、令和2年度は今途中でございますけれども、このままちょっと推計してみると1.8というふうになるだろうということでございます。今、御紹介申し上げましたとおり、出生率だけを見ると、ここ数年は増加傾向にあるというのが青木村の状況でございます。

ただし、御指摘いただいたとおり、25歳から39歳までの女性の人口は、平成28年度は254人だったのに対しまして、今年度は235人ということで、換算すると毎年4人程度減少していることとなります。

人口増に対しましては、出生率が向上したとしても、その分母となる女性の数が減少すると相殺されてしまいます。今後もこの年代の女性は減少していくのかなというふうに思われますけれども、対策としましては、やはり村の独身男性に対する婚活支援の充実、それから、結婚を機に今、村外で暮らされている御夫婦等もいらっしゃるかと思います。そういった皆さんにも青木村に帰ってきてもらうようなこと、それから、今も行っておりますけれども、出産、子育てに対しまして、より手厚い施策をまた考えていくようなことが必要かなというふうに思っております。

申し上げましたとおり、今行っている出産祝い金ですとか定住応援補助金ですとか、村営住宅、それから保小中の教育の充実、この辺が先ほど出生率が今上昇してきているというお話を申し上げましたけれども、やはり一定の効果を発揮しているというふうに思いますので、この辺についてはしっかり継続をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、土地の有効活用についてお聞きをいたします。

固定資産税の増加ということになりますが、この関係では、発議第1号で、5番目として、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含めて断じて行わないことと要望してございます。この固定資産税は決算では1億8,500万円、地方税の45%を占めております。

まず、固定資産税の増加策がありましたら、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今の現状から申し上げますと、土地に関わる固定資産税は評価額が下がってきていることもありまして、土地に係る税額については減少している傾向がございまして、家屋ですとか償却資産については、新築家屋の増ですとか企業等の設備投資により増額となってきました。

今後、青木トンネルの開通によって村の付加価値がさらに高まることに期待しています。いろいろなところでも、道路とか高速道路が開くと、その土地の評価が上がったりですとかで、そんなようなことがよくありますけれども、このトンネルの開通がまた村にとって大きな追い風になってくれることを期待しているところでございます。

また、企業誘致に今、取り組んでいるところでございますけれども、これによる固定資産税、あるいは法人住民税の増というのは、かなりのものが見込まれるのではないかというふうに考えているところでございます。

今後とも、特にこのトンネルの開通というのが大きな青木村にとって好機になるのではないかというふうに思いますので、さらに自主財源の獲得に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 償却資産の関係ですが、決算で4,100万超になってございます。これの償却資産で、ソーラーシェアリング、こちらがどうしてもというか、ソーラーシェアリングの関係についてはお聞きをしたいと。その取組、あるいは今後についてソーラーシェアリングにどのように取り組んでいくのか、その点につきましてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 自然エネルギーの普及といいますか、考え方を否定するものではございませんけれども、やはり住民ですとか周辺農地への影響、あるいは景観への配慮、それから災害への対策ですとか、そういうようなことを十分に検討していただくこと、それからやはり地元住民との合意形成、こちらを図った上で実施していただきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） どんどん質問させていただきますが、前にもお聞きをしたことがあるんですが、アセットマネジメント、資産の維持管理、こちらの推進につきまして、青木村の現状を鑑みて、今後に対する取組等、お考えがありましたらお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） アセットマネジメントは、地方自治体が住民から信託された税金を適切かつ効率的に使用して、公共サービスの充実を図るということが目的というふうに理解をしております。その効果としましては、やはり問題箇所の早期発見と適切な対応、それから、ライフサイクルコストの縮小、売却や転用すべき不要な施設の選

定、住民、利用者のニーズが高い部分への重点的な投資などが上げられるかと思えます。

行政を進める上で、改めて御提案のようなことを念頭に置いて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） さらに、公共白書、こちらの作成と公表、これについてもお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 本村では平成29年3月に青木村公共施設等総合管理計画という形で作成をしている、これが公共白書に代わるものかなというふうに考えております。

この計画によりまして本村の公共施設等の全体を把握して、長期的な視点に立って更新、統廃合、長寿命化などを総合的に行うことで、財政負担の軽減ですとか平準化、それから公共施設等の適正な配置の実現を目指しているということでございます。

また、このような視点に立って、今まさに公共施設、あるいは教育施設等の長寿命化を実施しているところでございます。この総合管理計画に基づく個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設の長寿命化計画、個別施設計画というものが今年度策定が完了する見込みでございます。また、その際にはホームページ等で公表をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、財務諸表の推移についてお聞きをしてみたいです。

先ほどの青木村の財務書類、毎年かなり労力をお使いになっているだろうと、このように推測をしているんですが、この財務書類を職員の皆さん、あるいは議員、あるいは村民の方への周知、今以上にこれの活用なんですが必要ではないかと、このように考えておるんですが、こちらについての今の必要性についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 村の経営状況を客観的に数値で把握できるということが、この財務諸表の利点ではないかというふうに考えております。特に資産の適切な管理という面では、この財務書類については有効であるというふうに考えております。

そんな中で、今、職員はもとよりでございますけれども、村民の皆さんにもホームページ等で公表はさせていただいているというところでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 私の冒頭、持続可能な村づくり、これについては、やはりこういうものを完全に職員の皆さん全員、あるいは我々もそうなんですが、これを知ることが青木村の存続につながると、私はこのように思っていますので、勉強会、あるいは村で出かけるケース、この時間を取っていただいて説明をしていただきたいと。

私の推測では、この関係で役場の職員の皆さんの中で、何人が理解されているかどうか。多少、この理解度についてはどうかなというふうに思っておりましたので、今申し上げたとおり、これの活用については、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、この中で社会資本形成の世代間負担比率、資産老朽化比率、健全化判断比率、行政コスト計算書ですが、これを全部聞くと時間かかってしまいますので、今回はこの中で資産老朽化比率、こちらについてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 資産老朽化比率につきましては、資産の取得から、どの程度減価償却されているかを示したもので、施設等の老朽化がどの程度進んでいるかが分かるものでございます。一般的には30%から50%が適正と言われている中でございますけれども、本村では58.1%ということで、全体的には若干老朽化が進んでいるというふうにも考えられます。

これは施設の中には文化会館等の建設年度の古い施設も含まれておりますので、そんなことによるものかと思いますが、耐震等の長寿命化対策も当然実施をしておりますし、今後、先ほど申し上げた長寿命化計画の中で、この建物をどうしていくのかというようなことを判断して進めていくということになるかと思えます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、先ほど申し上げたとおり、インフラの関係についてで、またお聞きをしていきたいというふうに思っております。

続きまして、人件費についてです。

決算では5億8,700万円、20.2%、職員給与3,800万、13.1%、このようになってございます。そこで、今後、オンライン化、AI、テレワーク、やはり業務の効率化、これは避けて通れないと、このように思います。ただいま申し上げたものに対しての影響、この点につきまして考えをお聞きいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 人件費についてでございますけれども、やはり私は、仕事は、村の行政を人がするというのが基本だろうというふうに思っております。民間の会社と違って、一番はやはり効率化だけでは量れない仕事というのは、分野というのはたくさんあるわけでございます。

それから、特に福祉とか教育を含めてマンツーマンというんでしょうか、フェース・アンド・フェースという顔と顔を合わせてする仕事もあるわけでありまして、御質問にありましたようなオンライン化とかテレワークとかA I、これも当然活用してやっていくことになると思っております。

今後、特にA Iの機能というのは飛躍的になりまして、この活用いかんによって事務といましようかが事務費が軽減するかどうか、あるいは効率的にできるかというのは、これのいかんによるというふうに思っております。

それで、このA Iで空いた時間帯を、やはり私ども本当に今、日本一少ない職員の数で村の運営をしておるわけございまして、保母さんを除くと一般行政職は40人そこそこでやっている。本当にほかの自治体に話すと、奇跡みたいにすごいねというふうに言われるんですけども、こういうような世の中の流れを受けてやっていくのと同時に、そのことを住民サービスに向けていきたい。例えばもっと現場へ出てやるとか、住民と会ってやっていく、そういう時間帯に使っていくというふうに思っております。

青木村は、ほかの自治体と比べて、実は人件費が非常に高いんですよ。率が高いんです。それは、やはり人の数が多い。それは当然、住民の方へのサービスのためだというふうに思っております。人件費の割合がどうだということもありますけれども、やはり住民サービスの視点で、この人件費は今後判断していきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 最後に、埼玉県志木市は、職員を10分の1に減らして、民間のNPOに委託するという地方自立計画を打ち出しまして衝撃を与えました。市長、職員、議会で構成され、小さな自治体を目指すこととしたということです。

この関係につきましては、もう大分前になりますが、平成16年に地方が描く新しい自治というところで紹介されて、私はずっとこれも持っているんですが、この中でウシロさんという方が講評してございます。

それで、この関係につきましては、村長がよく経過は御存じだと思います。あまりにも極端過ぎて頓挫したというふうにも聞いております。

いずれ全国では、このようにせざるを得ない自治体が出てくる可能性は私は否定しません。青木村という意味ではございません。青木村の10年後については大きく変わるだろと、そのように考えている村民の方が大勢おります。あるいは、村長が女性の方だとか、課長さん方の何人かは女性だと、このように私にお話をする方もあります。その可能性も私は全く否定しません。日本も女性の総理大臣、10年後ですが、この可能性もかなり高いんじゃないかなというふうに考えております。

日本地域番付のランキング、こちらについて、また皆さん方にも注視をしていただきたいというふうに思います。

今回、ちょっとコロナの関係もございましたので、以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 7番、居鶴貞美議員の一般質問を終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（宮下壽章君） 2番、坂井弘議員の登壇をお願いします。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議席番号2番、坂井弘でございます。

通告に従い、3点にわたって質問いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症第2波流行期における対策について、6月議会に引き続き質問をいたします。

まず、これまでの対策の進捗状況について伺います。

特別定額給付金につきましては、開会日の村長挨拶の中で、8月11日に全ての方への給付が終了したことが報告されました。村の御努力に感謝と敬意を表します。

また、地方創生臨時交付金の活用については、6月議会で要望いたしました学校給食費の無償化の今年度に限っての実施をはじめ、国の対象から外れた、4月28日以降、本年度中に出生した新生児への特別定額給付金の支給など、村民の暮らしに寄り添った事業が展開されておりますことを高く評価いたします。

とりわけ学校給食費の無償化については、大変ありがたかったという声が多く保護者から届いています。来年度以降についても、恒常的に実施いただくよう要望しておきます。

さて、地方創生臨時交付金を活用して村が行っている25の独自事業の進捗状況については、先月27日に行われた全員協議会での説明によれば、ほとんどの事業が計画に従って執行されており、7月申請にこだわって早めに事業を進めた村の先見性、御努力に敬意を表するところであります。

一方、村民からの申請を受けて交付手続を行う事業の中には、一部に執行率の低い事業も散見されます。ナンバー9、個人の販売農家、法人等への応援事業は、100分の35戸、ナンバー14、持続化給付金拡充上乗せ事業は、個人上乗せ分38件、拡充分35件の契約に対し15件、ナンバー15、認定農業者経営応援事業は25分の6件の支払いにとどまっています。これらが滞っている理由は何でしょう。

また、計画どおりに執行されなかった場合の予算の過不足金の処理はどうなるのかについても、併せて御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） ただいま御質問のございました点で、活用状況ということでございます。

ナンバー9のお話ありました個人の販売農家、法人等への応援給付金事業につきまして、9月10日時点でございます。51件の申請があり、受付をしております。申請期限が令和2年、今年の10月30日までということになってございます。

また、ナンバー15の認定農業者経営応援給付事業は、9月10日時点で13件ということで、52%の申請を受付しており、順次審査が済んだ申請から交付をしております。

給付金につきまして、徐々に給付の申請が上がってきているという状況でございますが、やはり農家の皆様、時期、時期によりまして繁忙期であるとか、これからまた水稻等の収穫

後の農閑期に申請をするのではないかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 14番、持続化給付金の拡充上乗せ事業につきましてでございますけれども、現時点で申請数、9月10日時点で58ございます。坂井議員のおっしゃる個人に関する上乗せ分と拡充分につきまして、個人で見ますと42、現在でございます。

ただ、58の内訳の中で、持続化給付金の上乗せは現在52なのですけれども、国の給付なしの部分につきまして、拡充分50%から30%も現在6件でございますので、こちらにつきましては少し周知を募りたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 計画どおりに執行できなかった場合、この予算の過不足の処理はどうなるのかというようなお話ですけれども、今回の交付金の配分額が2億3,798万1,000円ですけれども、それに対してまして私どもの予算の総事業費が2億8,958万6,000円ということで、5,100万円ほど上乗せした予算組みをしております。そんな中で、一つの事業の全体にこの交付金を全額充てているものもあれば、8割程度とか5割程度とかというような形で充てさせていただいている事業もございます。

また、各計画事業間で交付金のやり取りができる仕組みになっておりますので、今後の状況も見まして、その頂いた交付金は有効に活用するように、全額活用するように調整させていただく予定でございます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この全体にわたっての対象の戸数とか店舗数なんですけれども、物すごく忙しい中でやっているんですよ。ですから、完全に拾い切っていないんで、ややプラスアルファで見ているものもございますので、100にならない分は、今、片田課長が言ったとおりですけれども、数字の上で少し多めに見ているというところもありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ナンバー9の部分について、個人の販売農家、法人等への応援事業についてですけれども、申請を待たないで、村の確定申告書を精査することで支給すると、そういったことはできな

いのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 建設課のほうで、今、対応させていただいていますが、税の情報をもって対応するということではできません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） この制度については、申請するもの、あるいはそれについて、なかなか情報が伝わらなくて申請しないもの等の差が出やしないかなと危惧するところですが、できれば、そうした情報を基にやれば差がつかなくていいかなというふうに思うところでありますので、できれば検討いただきたいと思います。

続いてですが、持続化給付金については申請手続を村商工会に委託しておりますけれども、国への請求は、商工会を通さず、個人で行うことも可能かとは思いますが。その場合、村で請求者を特定し、上乘せ分25万円を支払うということは可能なのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 国のまず持続化給付金につきまして、現時点では上田商工会議所にあります国の窓口で受け付けて、そこで直接やっている制度でございます。村の拡充分につきましては、必要に応じて商工会と相談し、いろいろな書類手続などの支援を受けながら、商工会を通じて、もしくは直接村で受理するという制度でございます。

そこで、請求者の特定でございますけれども、これは持続化給付金を国からもらっている者を特定するということにつきましては、これは制度設計の折に、国の機関に直接、持続化給付金を受理した者をデータをもらえるかということをお願いしたけれども、それは難しいということをおっしゃっておりますので、こちらとしては広報を通じるという立場でございます。

なお、5月18日に村の商工会におきまして持続化給付金の説明会を開催し、国から職員を招いて説明を行い、28人の参加があり、うち1名は商工会以外の方も参加しているという状況の中で、現時点で村の中では52件の国の申請を私ども 国に申請しているということをお知らせしているものですから、一定の広報効果があったものだと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 持続化給付金の支給対象者には、事業者のほかに農業者も含まれているというふう聞いております。これまでに農業者からの申請はあったのでしょうか。

また、農業者が持続化給付金を活用できるということは、余り知られていないように思い

ます。村のホームページでも、持続化給付金拡充上乘せ事業への申請呼びかけは「村内事業者の皆様へ」となっております。農業者への情報提供をどのように行っているのかについても教えてください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 持続化給付金の農業者の皆さんの件でございます。持続化給付金の農業者の申請は数件あると聞いておりますが、ただ、村は申請窓口でないために、その情報は、あくまでも農家からある程度聞き取った限りの情報となっております。

今回、新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響によりまして、農産物の消費の低迷などの農業経営者に影響があったかについては、上田農業農村支援センターに電話相談窓口を設置したことに伴いまして、その相談窓口、農業農村支援センターで相談をしていただければという点につきましても、広報等、あとホームページなどに周知を図ってきたところでございますが、今後とも、まだ十分にちょっと事業者の理解ですね。

持続化給付金について、事業者というと、こちらサイドでは事業者全般という解釈でやっておりますが、申請の内容につきましても、その中にはやはり企業とか農業者もということの例示もされておりますので、今後、そこにつきましても周知をもう少ししていきたいなというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 私自身も農業者の端くれなわけですがけれども、農業者が該当するということをつい先ほどまで知らずにいました。そういう方は多いんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ広報をお願いしたいというふうに思っております。

さて、村民からは、持続化給付金を一度もらったくらいでは焼け石に水、事業を本気でやめようかと考えている、そういった切実な声も寄せられています。感染拡大を食い止め、村民の暮らしを守るために、今後、村あるいは広域連合や県として必要と考えられる対策、先ほど松澤議員のお答えにもあったかと思いますが、なお加えて御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今後必要となる対策、今まで多く言われたことも含みますけれども、2つ大きくあります。1つは、感染防止、拡大防止、このブレーキですよね。それからもう一つは、アクセルとして、社会経済活動の活性化、この2つに大別されると思います。

ちょっと順不同でありますけれども、PCR検査体制の強化ということで、丸子中央病院

の丸山院長さんから、よく情報をいただくんですけれども、10月からは今まで1日かかったのが約2時間程度でできるような器械を導入して、数も増やしていくというお話を前々からお伺いしています。

それから、上田でクラスターになった際に、上田の保健所の機能というのは大変重要なポストでございました。上田の保健所には、県下の保健所から各担当保健師さんたちが来て大活躍していただきましたけれども、この圏域の市町村から、青木村からも応援に職員行きましたけれども、こういった対策が大事だと。

それから、もう一つは、完全なワクチンの早期開発と、世界の全ての人たちへの実施でございませう。それから、関係する情報の公開ですね。これも正確なものを早くする。それから、災害と同時に起こるコロナ対策。コロナ対策と災害ということ。それから、これも今と同じ、熱中症とインフルエンザの同時の予防。それから、ストレスから来る心身のケア。それから、人権への配慮。それから、介護施設、病院への受診控えをなくす。これは健康診断も含めてですけれども。それから、介護保険、国保、後期高齢者の保険料、税金の減免。それから、オンライン学習のできる体制の強化。一応それで臨時交付金を今御質問いただきましたように、この交付金を十分活用して当座しのげる村の経済対策。それから、コロナが原因で退職とか休職した人が大分増えてきておりますので、こういった人への対応。それから、このコロナ禍はいましばらく続くというふうに思っておりますので、経済の活性化。それから、商工業、それからその中には中小企業とか小規模、がおられますけれども、農業者を含めた地域経済の活性化。それから、事業の継続のできる資金繰りなどの金融支援策。それから、これは私が一番頭の痛いところですが、国・県からの今年も含めて、来年、再来年、もう少しかかるでしょうか、財政支援。それから、これも弱者への命と暮らしと健康を守ること、こういったことはまだたくさんあると思っております。

今年度、次年度以降も大変かと思っておりますけれども、村予算の編成の後の事業実施など大変厳しい財政状況の中で、このウィズコロナの中、様々なことに今申し上げましたようなことも含めてアクセルとブレーキを配慮していく、このことが大切、こういうふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 幾つかのことをおっしゃっていただきました。ぜひよろしくお取組をいただきたいと思うと同時に、今、村長からお話いただいたことについては、村独自だけではなく、国や県に要請すること、あるいは地域全体に対しての要請、そういったことも多

くあるかと思えます。そういった働きかけをぜひ強めていただきたいというふうに思うところでもあります。

さて、コロナ禍の中、村民の健康を守る事業、脳と体のストレッチ教室、健康相談、介護者のつどい、男性の料理教室、さわやか体力づくり教室、体リメイク運動教室、楽しくヘルスアップ教室、いきいきサロンなど、軒並み中止されたままになっています。村民の健康維持、増進を図る目的で行われているこうした事業の中止によって、村の健康管理が低下しているということはないでしょうか。

知り合いの方と出会う場所を決めて、合流して話をしてくるのを楽しみに毎日自主的に歩いていると話してくださる方がいる一方で、家に閉じこもって四六時中テレビのコロナ番組を見ている毎日で、コロナ鬱になっちゃっていると、そう嘆く方もいらっしゃいます。3密を避けるために健康増進事業を中止せざるを得ない状況であることは理解をいたしますが、コロナ禍の中で、コロナそのものでなく、コロナ関連病に冒されるようになれば、事態はますます深刻化するばかりです。

松澤議員の際にも御答弁がありました。今後の対策、どのようにこれらについてお考えでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） その点につきましては、大変その影響を心配しております。

特に感染しやすいとされる高齢者が外出すること自体、リスクにさらされる行為でございます。健康増進のための講座や教室に代わる方法を今は模索しながらといった状況になっております。

申し訳ございませんが、現況について、どのような影響があったかというようなことをデータとしては持ち合わせておりませんが、各戸を訪問した支援センターの職員のほうから申しますと、庭の手入れがきちんとされているとか、尋ねたら村のほうに出て仕事をされていたとか、なるべく外に出て活動をされている方、そういった方はたくさん見受けられたということで、そういった意味で御自身で健康の管理をなさっている、特に心配されるような方はなかったという報告でございました。

また、そういった健康面だけでなく、教室で仲のよい友達に会えなくなって、そういったところから心の不調や認知症の傾向にという心配もございまして、そういった点につきましては、訪問の中でいろいろお話を伺ったりして、その気持ちを和らげるような、そんな活動もしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 3密を避けて、その健康づくりということを実施するために、会場を換気のよい広い場所にする、あるいは参加者を分散させて実施する、またオンラインでの実施は高齢者には難しいかとは思いますが、情報通信で体操の時間を動画配信する、あるいはチャレンジカードの取組などを仕掛ける、そういったことで工夫した活動はできないでしょうか、再度お願いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） チャレンジカードというのがどういったものかはちょっと分かりませんが、健康運動のチラシの中に、うちの職員のほうで記載欄を設けておきまして、その中できちんと運動されている方がいまして、そのようなことをやっていらっしゃる方がおいでたら、そこに職員のほうでチェックを入れて、その数が増えることで運動の励みになると、そんなような工夫はしておるところでございます。

また、4月の頃ですか、はやり初めの頃でございますが、実際に文化会館の講堂を使って、窓を全開にして少しやったこともございます。その後、そういったこともままならなくなって、結局はそれ以降、何もしていないという形になっているところでございます。

また今はまだまだ暑い時期でございますが、これから冬に向かって、なかなか窓を全開という形、寒くなってくると、そういったこともままならなくなってくる状況でございますので、季節のいい、この秋の時期ですか、もし再開できるような状況でありましたら、そういったことも、また少し考えていけたらというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） チャレンジカードについては御存じないということでしたけれども、以前に何度かお見せしに行ったことがあるかと思いますが、またお見せしたいと思っておりますので、工夫した取組、今言っていただきましたけれども、ほかにもいろいろなことを工夫をしてお願いしたいというふうに思っています。

さて、インフルエンザの流行期を控えて、予防接種の方法が検討されております。国では10月当初から高齢者の接種を優先的に始めるとしておりますが、10月に接種したら、一番流行する1、2月に免疫が切れてしまう。かといって、様子を見ていけばワクチンがなくなってしまうかもしれない、そう心配する声が上がっています。この点について、村ではどのようにお考えでしょう。また、そのための対策がありましたら、併せてお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 国では、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備えて、インフルエンザの予防接種を推進しております。医療、福祉関係者や高齢者等といったところから接種を開始し、徐々に一般の方まで範囲を広げていくという方針でございます。

インフルエンザ予防接種は、5か月程度、その効果もつという報告もございますけれども、こちらにつきましては個人差もございます。

また、今シーズン、国が確保した全体量ということでございますが3,178万本ということで、もとより全国民に行き渡る量ではないということも承知しております。心配される方のお気持ちはよく分かりますが、国の方針に従って、なるべく早く接種を受けていただきたいということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 5か月もてばいいのですけれども、3か月くらいという話もありますんで、その辺が心配どころだと思っております。

さて、村では、今年度から、生後6月以上、中学生以下の子供全員を助成対象にすることになりました。保護者からは大変喜ばれている反面、コロナ禍の中、医療機関に連れて行って接種を受けることに不安がある。医療機関でなく、学校等で集団接種のような形は取れないかという声が上がっています。

こうした保護者の要望に応え、例えば診療所のドクターが診療所ではなく公共の場所に向いて、保護者も同席しながら問診を受け、接種してもらう、そういったことはできないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 保護者同伴による予防接種について、今、提案をいただきました。村では、それに代わる方策といたしまして、インフルエンザ、それから新型コロナウイルスの同時流行に備えた発熱者専用の施設を授産所の跡地に設置することを考えております。簡単なプレハブでございますが、オハラ先生にお願いし、時間を区切って、午後4時半頃からドライブスルー方式で診察、治療等を行っていただく予定でございます。

発熱者施設の運営で、先生のほうには大分余計に御苦勞をおかけすることになります。集団の予防接種に、また先生の御負担をお願いするということになるわけでございますので、まずはこの発熱者施設、こういったところに、そういった児童とご家族の方も利用していただくような形でやっていただいたらというふうに思いますので、そう考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 発熱者外来を設置していただけるということについては、大変心強い思いがしております。

一方で、子供のインフルエンザについても、保護者の心配があるわけですが、これは制度的にできないわけじゃなくて、先生の御負担が高まるのでということですか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 先生のほうの集団予防接種について、先生がどういう考えを持っているかということについては、まだうちのほうもお話は伺っておりません。

ただ、今回、そういった集団予防接種であっても、やっぱり大きい会場を使ったりしても、一つの空間の中で行う形にはどうしてもなってしまいます。この発熱者施設につきましては、ドライブスルー方式で、原則屋外で受けていただくというふうに考えておりますので、こちらのほうが、より安全ではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 発熱された方の関係はそれで分かるのですが、そうではない子供たちがという部分では、制度的に無理だとすれば、あれかなと思っていたんですが、制度的にはクリアできるとすれば、何かそういった方向も考えられないか、ちょっと一つ検討課題として、保護者からのそういう声が上がっていますので、また検討していただきたいというふうに要望を申し上げておきます。

続いて、先ほど松澤議員からもありましたPCR検査について、やや方向を変えた形で質問いたします。

さきの6月議会で村長から、PCR検査は上田検査センターのみでなく、丸子中央、鹿教湯、依田窪、東御の各病院で実施できる体制になっている旨の御答弁がございました。実際に、丸子中央病院のホームページには自費診療でのPCR検査が案内されています。先ほど住民福祉課長のほうからも御答弁、御案内があったとおりでございます。

一方、上田市並びに県のオープンデータを確認いたしますと、6月6日の段階で上田地域検査センターの累計検体採取件数は289件、上田保健所実施件数は2,328件、実に8倍の検査が検査センター以外で行われていることとなります。

上田地域検査センターでの検体採取件数、最も多かった日は9月5日の15件、上田保健所実施件数のそれは8月27日189件、この差異をどのように理解したらよいのでしょうか。これらは、全て圏域内の各病院による検査数ということになるのでしょうか。そうだとすれ

ば、検査センター以外の病院の検査能力、キャパシティーが1日200検体近くあるということになるかと思いますが、各病院のキャパシティーについて、どれくらいなのか教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） PCRでございますが、検体を採取した保健所が検査までを実施しているのではなく、そういったことが可能な検査機関のほうに委託をして検査を行っております。PCR検査センターのほうも、また同様に行われているものと思われま

す。検体数の差は、検査能力の差ではなく、検査対象者の違いということではないかと思えます。上田圏域の大流行により、濃厚接触者への検査が保健所のほうで、その実績が多くなったのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 最後の部分がちょっと聞こえなくて、よく分からなかったんですけども、もちろん検体の採取数であるということは承知をしておりますが、要するに200検体近い数字が上田検査センターではないところでやっている。つまり、それは県内の病院でやっている部分の数というふうに理解してよろしいかどうかということです。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 病院で自前で検査をしているところは、丸子中央病院は承知しておりますが、それ以外の病院で実際にやっているという話は、ちょっと私のほうでは承知しておりません。

現実には、それとは別に検査機関がございます。長野市とか立科町とか、信大病院にもそういった機能があるというふうに聞いておりますが、そういった研究所みたいなところですね、そういったところに委託に出しているのが一般的ということでございます。

そういった機関がそれぞれどれだけの能力があるか。また、保健所がどの機関にどれだけ委託したかということについては、ちょっと公表されておられませんので、申し訳ございません。そういうことでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ちょっと私の疑問に完全に答え切られていないんですが、食い違ってしまう説明できない部分もあるかと思えますので、これ以上は質問せずに、また別の機会に納得できるまで質問したいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、コロナについて多々御質問いただいておりますけれども、私もいろいろ個人的なことも含めて、情報を県、もしくは関係医療機関から得ております。しかし、なかなか実態を、いろいろ関係があるんだろうと思うんですよ、これを公表することによって。これというか、いろいろなことをということで、それだけではなくて、その周辺だとかがあって、なかなか我々にもお答えいただけない部分があって、じゃ、村長、それを知ってどうするんだいというような話になって、そんなことで、なかなか、今、課長が答弁したように全てのことが明らかになっていない。

しかし、最小限度必要なことはやっているということで言われておりますので、その辺はそういう状況だということをお承知いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 逆に私のほうが、それを坂井、聞いてどうするんだいと言われているような思いもするわけですが、その点については今後の中で話をしていきたいというふうに思いますが、要するに、そのキャパシティーがどれくらい確保されているのか、そのことが重要ではないかというふうに思うからであります。

さて、コロナウイルスの感染拡大を食い止めるには、今のところ感染震源地、エピセンターの全員PCR検査、加えて医療、介護、教育関係者のPCR検査を徹底することが何より重要であることが各方面から指摘をされております。この点について、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 上田市内の飲食店、それから大学生のクラスターが出ましたけれども、やはり感染症患者、あるいは無菌状態ではありますけれども病原体を持っている方々、こういったことが出されました。やっぱり実際問題、皆さん、何よりも3密とかそうならないためと、その次の過程としては、これがもう今一番効果的な検査、あるいはその後の対応になると思っております。

県で患者が出現した時点で、毎日、記者発表があるんですけども、濃厚接触者、それから関係者、これを徹底的に追ってPCR検査をしているというふうに、私ども毎日このデータを追って思っております。その結果が、患者が上田地域では減少して、このところ数日、1もしくはゼロという状況が続いているというふうに思っております。

上田で大きなクラスターが発生したときに、上田保健所だけでは足りなくて、県内の各保健所から保健師さんたちを動員して、こういった大量な資材とか機材とかをやって壊滅を図

ったというふうに私は大変感謝をしております。

その中でお話もありましたように最も重要なのは、その要素になりましたのはPCR検査であったというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） PCR検査の重要性について、村長と認識が一致するところであります。

さて、9月3日から5日の間に、ただいま村長からお話ありましたように、上田市中心街の接待を伴う飲食店等に勤務する方のPCR検査が実施されました。地元からは、もっと幅広く検査すべきだという声が上がっておりました。

8月28日、政府対策本部、今後の取組では、これまでの方針を転換して、感染拡大を防止する必要がある場合には地域の関係者を幅広く検査することが可能であり、積極的な検査の実施を要請すると政府自らが方針を転換しました。面的検査の必要性を強調しているということになるかと思えます。

また、同じ文書の中で、感染多発期では、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院、入所者全員を対象に一斉・定期的な検査の実施を要請するとも記しています。

村内においても、医療、介護、教育関係機関に勤務する方の一斉・定期的な検査を実施することで、子供たちや施設利用者の安心・安全が担保されます。そのためには、キャパシティの確保並びに必要な経費の全額公費負担が求められます。いつでも、どこでも、何度でもPCR検査ができる体制の構築を上田広域連合として県や国に働きかける必要があるのではないのでしょうか。

加えて、9月4日には、厚労省対策推進本部が都道府県に対し、季節性インフルエンザ流行期の対応として、発熱時には、保健所を通さず、身近な医療機関でインフルエンザ、新型コロナウイルス、両方の検査ができる体制を10月中に構築するよう要請をいたしました。県も、この通達を受けて、1日5,000から6,000人の検査ができる体制を目指しています。

青木の診療所では、先ほどドライブスルー、発熱外来というお話がありました。こうした両方の検査ができる、そういった体制が整うのでしょうか。難しいとすれば、診療所以外の指定された診療可能な医療機関を受診しなければなりません。診療可能な医療機関を増やすことが課題であります。そのために村としてどのような働きかけをしていくのか、併せてお考えをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、御質問いただきました厚労省のこの文書、今後の取組については、具体的に7つのことが記載されております。今の御質問に関係する主なものを申し上げますと、検査体制の抜本的な樹立ということで、御質問いただいた中身になっておりますし、それからもう一つ、保健所の拡充ですね、これも大変大事だということでもあります。

全国町村会でも、今、広域連合という話がありましたけれども、町村会でも、これらの保健所の整備の体制の拡充、それから全国レベルで保健師さんを、あるいは圏域を超えてやる、あるいは県から要請なくても行く、そういうことをやってくださいということを町村会含めて国に要望を既にしておるところでございます。

今回のクラスターも、先ほどの御答弁の中で申し上げましたように、上田の保健所に県内各地の保健所から来ておりますし、それから今は上田振興局挙げて、保健所以外の職員もこれに参加をしております。

そういうことでやっておりますが、繰り返しになりますけれども、小県医師会の会長の丸子中央病院の丸山先生とは、時々連絡を取ったり、いただいたりしております。最新の情報とか御指導もいただいているわけでございますけれども、このチャンネルをしっかり活用していきたいと思っております。

それからもう一つ、上小地域の包括医療協議会というのがございます。これは、それぞれの2つの医師会、それから薬剤師会、保健師さんの団体、行政、社協等々関係するところが入っております、こういうところを活用して、こういう場も今、御質問のあるようなことを議論する場にもなっておりますので、そういうことを活用しながら、御質問にありましたようなことが実現するよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 重ねてで申し訳ありませんが、具体的に先ほど青木診療所ではという話はしましたけれども、先ほどの発熱外来というお話を聞いて、とても意を強くしたんですが、そういうところで、この2つの検査を両方できるということは可能となってくるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 小川原先生と、ちょっとこの件を具体的に話をしたことはないんですが、最新の新聞記事によりますと、県内で新型コロナとインフルエンザ、両方を検査できるをつくるのが、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、同時判定ができると

いうのを国内の2つの企業が新型コロナウイルスとインフルエンザのA型とB型、この3つを同時に検査できるような試薬が、ちょっと時間かかるかもしれませんが、多発時期には間に合うようにというような新聞記事もございました。

こういうことで、今の診療所のところで先生ができるかどうか、あるいはもっと手前だけやって専門機関に送るのか、また少し先生と相談していきたいと思っております。

いずれにしても、先生も積極的に、これは診療所としてやらなければならないことであると、村民のためにというふうに言っていておられます。我々には分からないといひましようか、お医者さん同士の役割分担、医院とか、あるいは保健所だけではなくて、民間のところでも役割分担があるようなことも伺っておりますので、そんなところも含めて小川原先生にはお願いをしてまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） よろしく願いいたします。

次に、小・中学校の少人数学級化について質問いたします。

さきの6月議会において、学校現場の3密を解消するには、過密学級を分散させることがどうしても必要だということを指摘しておきました。6月議会以降、小・中学校で新たに取られた3密対策、とりわけ密集、密接対策がありましたら教えてください。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小・中学校ともに、本当に学校ではよく努力をしていただいております。感謝しているところであります。

3密に配慮したというところですが、夏になってプールが始まりました。小学校は、更衣室は6人が着替えられる広さであるというふうに考えまして、女子が時間差で着替える、男子は教室で着替えるということにして、そうすると水泳の時間が短くなりますので、水泳の時間を2時間連続で取って、泳ぐ時間を確保したということをしております。中学校では、着替えるときにマスクをするように指導をしております。

それから、参観日ですけれども、保護者が集まることで密になることを防ぐということで、地区を分けて、3時間の交代制で行いました。中学校は1時間限定の参観日といたしました。

それから、最近ですが、9月の初めに実施できて、みんなが本当によかったということで喜んだ中学校の修学旅行ですが、部屋人数が定数だと8名程度のところを、4名から6名と少なくしてもらって対応をしたというところであります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 全国的に少人数学級を求める声が高まっております。7月3日、全国知事会、市長会、町村長会が連名で、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができる教員の確保を求める緊急提言書を国に提出をいたしました。

7月30日、全国の小中高特別支援学校長の連合会も、萩生田文科相に少人数学級の検討を求めました。

8月19日、中教審特別部会の中間まとめ骨子案にも、少人数編制を可能とするための指導体制や施設、設備の整備を図ることが盛り込まれました。

さらに、8月25日に開かれた教育再生実行会議でも、少人数学級を進め、30人未満の学級にしてほしいという意見が出され、萩生田文科相は、できることから速やかに行っていきたいという意欲は持っていると言いました。

また、8月23日付赤旗日曜版には、阿部長野県知事が一面トップに登場し、少人数学級の効果を説いています。

こうした動きについて教育長はどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 今お話のあった長野県の阿部知事が全国知事会の副会長として、国に小学校の40人学級編制を見直すよう要望したことは承知しております。国は依然として40人学級編制を変えないでいるということですので、そういう要望が上がってきたというふうに思っています。

一方で、長野県は小・中学校の全学年で35人以下学級を実現してきておりますので、長野県の方向が青木としても本当にありがたいと思っています。

今お話のように、コロナ禍を契機にして、少人数学級の要望が高くなったということは、よく分かることだというふうに認識しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木小学校並びに中学校の教室の広さはどのくらいでしょうか。

教壇スペースを除くと、子供たちの机を並べることができる広さは、さらに狭くなりますが、その中で子供たち同士の3密回避の最低基準である1ないし2メートルの間隔を空けた場合、教室の中に入ることができる子供の数は何人になるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 青木小学校ですが、1階の教室が75平方メートルです。2、3階が67.2平方メートル。青木中学校は、1、2年が70.2平方メートル、3年が64.5平方メー

トルということになります。

教室に入る子供の数はということの御質問ですけれども、これは国でも例を出しております、9月3日付で出された文部科学省の衛生管理マニュアルでは、爆発的な感染拡大のとき、文科省は「レベル3」と言っていますが、この爆発的な感染拡大のときでなければ40人の人数を想定して考えております。

青木の場合で計算してみますと、小さいほうの教室、小学校でありますと1人が1.2平方メートルの広さで27.5人です。それから、1.1平方メートルだと32人、1平方メートルだと39人という数字が、私が今計算したところではそうなります。これは黒板の前、先生のところが170センチ取って、後ろも135センチ取って、その真ん中で計算しているので、1平方メートルぎりぎり39人という数字は出たんですけれども、広いにこしたことはないというのは思っているところです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今9月3日付の文科のというお話でしたが、私はその9月3日の部分については存じ上げておりませんが、以前、5月ですか、文科のほうで出した資料では、この一、二メートルを確保するためには、68.9平方メートルの教室で20人と、そういう数字が出されていて、教室の見取り図もあるわけですよ。

今、教育長がおっしゃった39人というのは、単なる計算上のことで、机を配置したときには果たしてそれだけの人数が取れるのかということ、その限りではないと。実際、文科省の資料に従ってやったらどうなのかというふうに考えれば、もっともっと数字は狭くなるんじゃないかなというふうに思うところがあります。

さて、来年度以降、少人数学級に向けて、国でも学級定員の見直しが進むと思われま。しかし、国に迅速な動きを期待するのは、これまでの経験からすれば大変困難かと思。国の改善が進むまでコロナが待ってくれるわけではありません。即座に改善を図るには、9月議会でも主張したように、村の加配によるしかありません。

6月議会での村長の答弁は、教育委員会から相談があれば検討するというものでした。ところが国の2次補正による地方創生臨時交付金を活用した村の事業の中には、この件は盛り込まれませんでした。教育委員会から相談をしなかったということなのではないでしょうか、教育長お答えください。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 校長先生ですとか、それから先生方とも本当に様々な相談をしながら

らコロナについては対応してきたところではありますが、年度途中で学級定員を減じて学級数を増やしてほしいという要望は、それは出てこなかったんですね。

そうでなくても長い休校で混乱している子供たちが、年度途中で同じクラスの友達と分かれるということは、かなり不安になりますし、学級編制替えのために新たな作業を学校に強いることになりますので、今の時点で学級編制を減じるというのは、ちょっと現実的ではないのかなというふうには考えております。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま年度途中での編制替えはというふうにお聞きしましたので、年度途中ではなく、年度が替わる時点ではということで大変期待をしたいというふうに思っているところではありますが、現在37人の最大過密学級になっている小学校5年生、保護者や子供に聞いてみました。

学校の校長先生方がおっしゃることとも、やや重なる部分がありますが、保護者からは、「2年生から3年生になるとき1学級になったときは、2学級のままでいてほしいと強く思ったけれども、3、4、5年と一緒のクラスで過ごしてくると、1学級としてまとまりができてきているので、今さらという感じがする」と。子供からも、「1学級のほうが大勢いるので友達ができやすい」、そういった声が返ってきました。

その一方で、別の保護者からは、「プール参加などに行ってみると、子供たちがだんごになって群れている。あれでは3密になってしまう」と心配する声も上がっています。

集団活動を大切にしながらも3密を防ぐためには、どの教科も算数のように分散型の授業にすることも一つの方法ではないでしょうか。青木村らしい教育の在り方を探り、国に一步先んじて、何よりも子供たちの安心・安全な環境を整えるために歩を踏み出すときではないでしょうか、改めて村長の考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 新しく赴任された中学校の校長先生としばらく数か月してお会いすると、毎年のように、校長先生は2年、もしくは3年で代わりますので、行政から、青木村はいろいろ学校に対して手厚くやっただいていますねという感想を持っております。それから、教頭さんが校長で承認されていって、たまにいろいろ行事に来られてお会いすると、どうですかと言うと、青木村の本当にすばらしい、特に加配の先生のところはすばらしいですねという感想をいただいております。

決算議会の資料にもありますように、小学校は職員数、昨年は33人で、職員数、県費の先生が19人、村費の先生が10人。これは、講師、支援員、理科の専科、図書館、メディアコーディネーターでございます。それから、中学校は全体で25人おられますが、県費が16人、それから村費が7人。内容は、講師、司書、それから特別支援教育支援員、相談員でございます。こういった内容でございますので、私もこの替えの先生以外を含めて、学校教育には財政面も含めて十分今の村でできることはやっておるつもりでございます。

今、坂井議員の御質問のことにつきましては、例えば国から通達が来るとか、正式といたしますか、そういうような確たるものが来るとか、教育委員会からどうしてもというような要請があれば、また前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村がほかに比しても大変すばらしい状況で教育を行っているということは、もう承知をしているところであります。それに加えて、さらにコロナ禍の中で子供たちの安心・安全という観点から、もう一歩進めていただければということを強くお願いし、その件については終わりにしたいと思います。

続いて、介護報酬の上乗せ問題について質問いたします。

6月1日付、厚労省老健局が発出した新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、第12報で示された介護報酬の算定方法について御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） デイサービス、それからデイケア等の通所系及び施設等への短期入所系を実施する事業所が対象になっております。新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策に要した経費に見合う介護報酬を算定するもので、利用者からの同意が得られた場合に限り可能とするものでございます。

具体的な数字もですね。算定方法でございますが、通所系につきましては、1回の利用区分が3から5時間の場合、サービス提供回数のうち月1回までを2区分上位の報酬区分にし、5時間以上の場合はサービス提供回数を3で除し、端数を切り上げた後に4回を限度に2区分上位の報酬区分とするものでございます。報酬、利用時間等により61円から644円ほどの差額が発生するものでございます。

短期入所系は、1か月の提供回数を3で除し、端数を切り上げた数の日数分を7日を限度に緊急短期入所加算を算定するもので、1日当たり90円の差額が発生いたします。

通所、短期入所とも、これらに若干でございますが処遇改善加算を加えた額をお願いするようになります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 利用者は今までと同じサービス内容であるにも関わらず、今御説明いただいたように2区分上位の高額な利用料を払わなければならないということになるわけですね。また、限度額ぎりぎりのサービスを受けている場合には、限度額を超えた部分については10割負担を余儀なくされます。国のまさにその場しのぎの不合理的な政策というほかありません。

村内の施設であるラポートあおきでは、この通達をどのように受け止め、対処しているのでしょうか。また、上田広域内の事業所はどのような実情にあるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 利用限度を超え実費が発生した者についてですが、ラポートは対象になる方を上乗せの対象外という扱いにさせていただきました。他の事業所は事務連絡どおりの対応をいたしました。結果として実費が発生した方はいらっしゃらなかったということでございます。このことによりサービス利用を差し控えた方はいなかったというふうに認識しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ラポートあおきについては、上乗せを今後もしないということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） この厚労省の通知自体が臨時的な措置というふうに書いてありますので、恒久的に実施されるというふうには認識しておりません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） もちろんそうですが、恒常的な部分ではありませんけれども、今回の措置はしないということで了解するということがいいですね。

上田市のほうのサービス事業者ですが、これについては上乗せしたところは利用者のところはなかったということございましたけれども、上田市では、このことについて独自に補助するということが先日報道されておりました。

今のところ、そこには利用していないということのようですが、青木村民で、そういった上乗せするようなどころを利用した場合、上田市と同様の措置が取られるのか、その辺はい

かがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 上田市では限度額を超えた分について補助をするということですが、上田の事業所に短期入所する青木の村民にまで、それが適用されるものとは考えておりません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 実態がつかめてない中で質問して申し訳ないんですが、青木村村民で上田市の事業所に行っていて上乗せをされている人は、今のところいないということではないですか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 上乗せされた結果、実費が発生した方はいらっしゃらないということですが。限度額を超えた方はいらっしゃらないということですが。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 限度額は超えていなくても、つまり10割負担になっていなくても、2階級アップされた方はいるんですね。とすれば、その分は、上田市の場合は、その部分でなくて10割負担の部分をとというふうな制度ですが、飯田市の制度は御存じでしょうか。飯田市では2区分を上乗せした部分についても全額負担するという補助をしているんですね。そうした補助を村としてやるべきではないかなと思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 上田市のやり方をまず研究してみたいというふうに思います。飯田市の方法もなかなか立派な方法ですが、ちょっとそこまでのことは今のところ考えてはおりません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 利用者が今までと同じ状況の利用を受けながら、お金を余計取られるという制度はそもそも矛盾しているわけですよ。ですから、その分については村として考えていくということが、上田市とは違ってもいいと思うんですね。青木村としての優しさがそこに表れるんじゃないかと思うんですね。そういう点で、ぜひそこについて検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 実施の是非も含めて、少し考えさせていただけたらというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） よろしく申し上げます。

もう1点、コロナ関連の質問をする予定でいましたけれども、時間の関係から、その分については割愛させていただき、また違う場面でというふうに思います。

1点目の質問を終え、2点目の熱中症・自然災害から命を守るためにということで質問をいたします。

先月、本村において熱中症でお亡くなりになられた方、また救急搬送される方が相次ぎました。亡くなられた方の御冥福をお祈りし、哀悼の意を表します。

ちょうど1年前の昨年9月議会において、私は高齢者の熱中症対策について質問いたしました。その際、村が取り組んでいる高齢者の熱中症対策は、民生委員や支援センター職員によるお元気訪問、支援センター職員や配食サービスの配達者、民生委員、各地区住民による見守り活動、筋力アップポキポキ教室、脳と体のストレッチ教室、介護者のつどい、いきいきサロン、ずくだせ寄り合い出前講座等における注意啓発、介護保険サービス利用者に対する担当ケアマネジャーの定期訪問、サービス事業所からの声かけであるという答弁をいただいております。

本年度、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、こうした活動が十分に行われていたのかどうか、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 熱中症予防対策でございますが、まず4月中でございます。広報あおきに記事を掲載して注意喚起を行ったところでございます。

また、独居や高齢者世帯等、リスクを抱えている方々に民生委員を通じて訪問活動を行っていただきました。157世帯、221人で行っていただきました。

また、あの事故を受けまして、その後でございますが、8月5日から1週間、オガワラ先生と、それからミヤザワ保健師の情報電話による呼びかけを行いました。また、民生委員さんに、再び緊急でございますが、再度、訪問や電話の呼びかけをお願いしたところでございます。

包括支援センター職員も訪問回数を増やし、熱中症予防だけでなく、基礎体力を維持するための運動指導、栄養指導等も行っております。ケアマネジャーや、またサービス事業所も

真剣に動いてくださいました。ですが、新型コロナウイルスの影響で地域支え合い活動や教室、講座の開催等は見送らざるを得ないという状況でございました。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） コロナ禍の中、いろいろなお取組をいただいていると、最大限に近いお取組をいただいているということについては感謝を申し上げたいと思います。

昨年9月議会では、私はエアコンの設置補助制度の創設、熱中症計の配付を提案いたしました。村長からの御答弁は、エアコンについては国や県に話をしていきたい、熱中症計の配付については、既に実施をしている千曲市の状況などを勉強させていただきたいというものでした。

本年度、これらについて予算化されることはありませんでした。熱中症計の配付で犠牲者を出すことを防げたかどうかは定かではありませんが、力不足で予算化させることができなかったことが悔やまれます。

千曲市の状況を勉強された上での村長の見解を改めてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 千曲市に伺いましたところ、配付した結果、あれはアラームが鳴るんですね。相当数、半分ぐらいは気づいたけれども、半分ぐらいは気づかなかったというお話でした。

私も昨年から教育委員会と2つ分けて、こういうものを持って、これはアラーム鳴らないんですけれども、やっています。これを一々見るのは大変だなというふうに思ったこと、それからアラーム鳴ったほうがいいなということで、千曲市のものを少し研究してみましたけれども、一度スイッチをオフにしちゃうと、そのオンをする、なかなかしないですね。しないというのは、実は情報電話で高齢の方からよく電話あって、聞こえなくなっちゃったというんですけれども、行ってみると、プラスとマイナスありますよね、音量ですね。あれをマイナスに何かの都合でしたままになっているとか、そういう難しい機器はまず本当に必要な人には大変なのかなというふうに思っております。そういうことで、先ほど、課長が言いましたようなことを今年は十分やってきました。

どうもエアコンの効いたところにいますから、なかなかこれは危険とか、そういうところにはならないことも多いんですけれども、外に持って行って、これを時々見ながら、本当に必要な人が買物しながらやってくれるかなという、効果がもう少し、私とすれば、千曲市のは1個4,000円を超えるようなんですよ。そんなものですから、その費用対効果といいまし

ようか、命を費用対効果で語っていいかというふうに言われると答弁に窮しますけれども、そんなことを今勉強しているところでございます。

いろいろ熱中症対策、本当に亡くなられた方が出たというのは痛恨の極みでございまして、しかも、身近な人でよく知っている方なものですから、何とかしなければいけないということで、今年はそういうことを小まめにさせていただきました。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今年は腕時計式のもので、農作業をしながら体温の状況も把握してアラームを鳴らすと、そういうものも発売されているようです。そういったことも含めて研究をしていただければというふうに思います。

新型コロナ感染拡大の中、本年度は小・中学校の通学時の熱中症も心配でした。どんな対策が取られていたのか、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 本当に暑い日にマスクをして帰るのは、見ているだけでも苦しいだろうなというふうに思いましたし、かといってマスク外してもいいよとは言えないというところがあって、そこが苦しかったところですが、小学校では水筒とタオルを持参するようにして、暑いときはマスク外してもいいよと。だけど、そのときは友達との間隔を空けるようにという指示はしてあります。

それから、中学校では、登下校時のマスク着用について周りに人がいないときは外すように声がけをしたり、ネッククーラーなどの使用も許可、それから、通常は制服で登下校なんですけど、運動着での生活を推奨したということがあります。

また、中学校では、養護教諭が注意喚起のために、保健室の前に毎日熱中症注意報を出して注意を呼びかけたということをしております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 本年度、新型コロナ感染症対策も兼ねて、全国幾つもの学校で日傘対策が取られていたかと思えます。傘を広げることでソーシャルディスタンスも取れ、一石二鳥の対策だったなというふうに思うわけですがけれども、子供用の日傘を備えている家庭というのは多くないと思えます。

来年度は、進級祝い品として、どの子にも日傘をプレゼントするというような取組をしてみたいかたがでしょう。教育長、見解をお願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） いい提案をしていただいたということで、検討させていただきたい
と思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 子供の健康を守る観点から、ぜひよろしく御検討ください。

昨年の秋、台風19号襲来の際には、情報伝達の不備が問題となりました。村では、これ
を補完する新たな取組として、FMとうみに加入するとともに、災害時の臨時衛星放送局の
立ち上げが計画されているところかと思えます。これらについて、現在の進捗状況、使い勝
手、課題等について御説明ください。

また、この2つのシステム以外に、昨年度以降、新たに開発されたシステムや検討してい
るシステムがありましたら、併せて御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、お答えしたいと思
います。

今お話にありましたFMとうみによりますアプリケーションによる、はれラジにつきまし
ては、いろいろな場面で活用しているわけですが、利用普及に向けて、広報紙にも載せたり、
ホームページでも啓発を行っているところです。

今現在使っておりますけれども、非常に使い勝手がよく、記事の掲載等も簡易で便利なも
のになっています。また、内容的にも使いやすいというか、分かりやすくできていまして、
いろいろな災害情報へのジャンプ等も分かりやすくなっていますので、今後もさらに普及を
進めたいと思います。

それから、臨時放送局のお話でございますが、UCVに協力いただける体制が取れており
まして、有事の際には立ち上げることができるわけですが、こちらについては若干の
問題点もございまして、有事の際には信越通信局に許可をもらって、周波数帯を割り当てて
もらって、それからの運用になります。ですから、若干のタイムラグが生じるということで、
緊急時、即使えるということにはなりません。そこが1点問題になるところです。

ただ、物については、今現在、UCVで2台放送機器所有してまして、いつでも取り出
せる体制はつくっていただいている。それから、許可についても、電話で許可が取れるとい
うことでありますので、そう難しくはないものかと考えています。

そのほかに有効な手段がどうかという話ですけれども、今現在、お金さえかければ、いろ

いろいろなものは出てはきているんですけども、一番有効というか、今あるもので使えるものということで考えているのが、FMとうみさんから声をかけていただいているんですが、通常の地上波のFM放送、そちらとの連携ということで、今現在FMとうみについては、スマートフォンのアプリケーションで放送も聞いたり、先ほど申しあげましたような文字情報ですとか、いろいろな情報を取ることもできますけれども、普通のラジオで聞くことができる電波を使つての啓発といいますか、情報の提供、そういったことを今考えています。

ただ、こちらについては、コミュニティFMについては、通常、発信できる電波が20ワットということで制限がございまして、今現在ですと、青木村内ちょっとラジオをつけて車でも走ってみたんですが、屋外であると受信可能なエリアもかなりあるんですけども、屋内に入ってしまうと、かなり厳しいという状況があります。今、技術的な部分と、それから法的な規制の部分含めて、FMとうみさんのほうで検討をお願いしているところです。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 極めてアナログ的な提案をしたいと思います。目からの情報伝達のシステムを強化してみてもいいかでしょうか。青木村では、屋外に出ていてリアルタイムに温度を確認できる場所がありません。御承知のように、隣の上田市ウワサト地区には2か所、屋外電光掲示板による温度表示がされている場所があります。温度表示を目にすることで熱中症予防にもつながるようにも思います。温度だけでなく、夏場には暑さ指数、WBGTも表示できるようにしてはいかがでしょうか。

また、雨量や河川の水位についても、村のホームページで確認するまでもなく、屋外の電光掲示板で確認することができれば、屋外で活動している方にも情報が伝わりやすくなります。大雨、熱中症など様々な警報発令も電光掲示板で発信することができるのではないのでしょうか。

村内の多くの場所にそうした電光掲示板の設置を望みますが、差し当たって道の駅、もしくは避難場所となるふるさと公園並びに役場庁舎前に設置してはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 人が集まる場所、それから往来の多いところに掲示板を設けるということは有効であるとも思いますし、それなりの効果があると考えます。

ただ、今現在、青木村の中にある電光掲示板といいますと、道の駅あおきの前に建設事務所で設置したものがございます。そちらちょっとお聞きしたところ、上田の事務所のほうで管理できて、表示内容も若干変えられるんですが、そのときに応じた内容を掲示するということはできなくて、ある程度決まったパターンの表示のみということでございました。

今、御質問の中であったような温度ですとか、決まった内容の表示だけであれば、簡易のものでもいいと思うんですけれども、そちらの表示する内容、それから規模、そういったものも十分検討しながら今後の参考にしていきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村独自のそうした掲示板ができることを望んでおきたいと思います。ぜひ御検討をよろしくをお願いします。

熱中症予防に関しては、情報電話や防災メールによる警報発令やその日の暑さ指数の予報を流すことで、高齢者の熱中症を防ぐ手だてにもなるように思います。本年度のような悲しい出来事を繰り返さないために、できる限りの対策を講じていただきますようお願いしておきます。

3点目の質問に移ります。高齢者生活福祉センター（居住棟・生活支援ハウス）の利用について質問いたします。

最初に、居住棟・生活支援ハウスの居室数並びにその利用実態について御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

福祉センターのほうでございますが、1人部屋が6部屋ありまして、このうち5部屋に入居でございます。2人部屋が2部屋ございまして、1部屋に入居中でございます。

支援ハウスのほうは、全て2人部屋で5部屋ありますが、4部屋で入居しております。2人部屋でございますが、お二人でお暮らしの方はいらっしゃらなくて、全員1人でお暮らしになっております。

かつては、身寄りがなく、また年金等も少ない方が利用していただいていたおりましたが、最近では、家庭の事情で見守りが受けられず、自立には不安を伴うような方が利用の中心になってきております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今のお答えを繰り返しますが、2人部屋を2人で使っているというと

ころはない。全て1人でお使いになっているということですね。

その方々は、2人部屋でなくて1人部屋のほうが普通だとは思いますが、自ら望んで2人部屋を御利用されているんですか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 1人部屋のほうも空いている部屋もございますので、そちらのほうにいかがですかという話はしておりますが、それぞれ今暮らされている方が2人部屋のほうがというか、もともとその部屋に暮らしておりましたので、引っ越しが面倒という、そういう部分もあるかと思いますが、今までどおり、そこに暮らされたいという考えの方が多いいいことです。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 入居時に2人部屋だったということですね。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） そういうことになります。御夫婦で入られましたけれども、お一人亡くなられたという場合と、1人部屋が空いていなくて、結果、2人部屋のほうを御利用になったという、そういうパターンとございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 1人部屋が空いてなくて、2人部屋を御使用になったという形で入居された方のほうが多いわけですね。2人が1人になったという方は少ないですね。分かりました。

次に、利用料はどれくらいか教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 利用料でございますが、収入が120万円以下の方は3,000円、収入額に応じて10万円刻みで段階的に上がってきまして、200万1円以上で5万円になります。これが限度額になっております。

また、ただしですが、2人部屋をお一人で利用されるときは倍の金額を頂いております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今お示しいただいた利用料の算定根拠は何でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

利用料の算定根拠でございますが、料金表に基づいて行っております。これは、平成13年のときに国のほうで示した標準モデルを採用したものでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 近隣自治体にも同様の施設があるかと思えますけれども、そうした施設の利用料は青木村と同様でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 近隣の自治体でございますが、ちょっと東御のほうを調べてございませぬが、上田市の場合、青木と同じ料金表を使っております。ただし、120万円以下の方は無料という形を取っておるようです。

長和でございますが、長和はちょっと特殊な料金体験になっております。収入が50万円以下が1,000円、80万円以下が1万円、110万円以下が2万円という形で、割と青木に比べると、低所得者の方にはつらい料金体系になっておるのではないかなというふうに思っております。

対象の収入でございますが、上田市、長和町とも年金収入で判定しているということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、国の基準はあるものの、自治体によって利用料は変えられると、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 実際にそれぞれの市町村が違いますので、そういうことになるかと思えますが、青木村につきましては、平成13年のときの標準料金表の中に、対象収入はケアハウスの例によるというふうに入っておりますので、そのケアハウスは青木村にはないんですが、よその地区のそういった計算の方法を基にやっているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村自身の最低の利用料3,000円としていますよね。国の基準ではゼロ円ですよ。基準どおりじゃないですよ。青木村独自ですよ。そのことを確認しておきます。

それでは、先ほど課長がおっしゃられた2人部屋をお一人で利用する場合、倍額負担だというふうにおっしゃいましたが、そういう制度を設けている近隣市町村はあるんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 調べた限り、まず上田市でございますが、元から2人部屋の部屋がないという、全て1人部屋というふうに聞いております。

長和の場合は2人部屋をお一人で使わせることはしない、もうそこを徹底しているということでございます。

青木は、御本人さんの希望で使わせているという形でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 全国のそういった料金表を調べてみましたが、私自身が調べた限りでは、倍額、最高額、青木村の場合5万円、その倍額10万円を規定していると、そういう自治体は見当たりませんでした。10万円をお一人で払っている、この数字を示されて利用を諦めざるを得なかった村民の声をお聞きしました。

また、入居前に5万円の説明を受け、入居後に10万円と言われて、到底払えないと困惑している方、また先ほどもお話ありましたが、お連れ合いが他界されたことで保険金収入が対象収入にカウントされるということで、しかも倍額だというふうなことで途方に暮れていらっしゃる、そういう方もおいでとお聞きをしております。

こうした状況を村としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 10万円というよりも、倍をお願いするという制度は、この施設を造った当時、そういった所得のある方が入居をすることを想定していなかったという部分がございます。実際には、ほかに収入もなく、また身寄りもない、そういった方に使っていただきたいというために造った施設でございまして、実際、上田市の場合もそういった方々が中心、ほとんどの方がもう無料か、それに近い額というふうに聞いております。

青木の場合は、それ以外の方、自立するにはなかなか不安を伴うというような方まで含めて、その範囲を広げておりますので、そういった点では、上田市よりは範囲を広げて受け入れているというふうには思っております。

ただ、その当時想定していなかった、かなりの所得のある方、こういった方が実際にここ一、二年入ってくるようになりました。入ってくるようになるというか、臨時にお金が入って、結果そうってしまった、そういった方も出てきました。そういった点につきましては、私どものほうもこういう決まりでやっておりましたけれども、なかなか本当にこれいいのかという部分は感じております。

そういったところにつきましては、今どういった形がよいのかということで、内部のほうで、今、研究を始めているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 御検討いただいているということでありがたく思いますが、病院でも、空き病室がないために本人の希望によらず1人部屋など差額ベッドを利用した場合、差額は請求されません。先ほどもおっしゃっていただいたように、本人の希望でなく、1人部屋がなかったから2人部屋だったということで入居をされた方がほとんどだということであります。

村は、若者雇用促進住宅、家賃、何人で暮らしていても一律4万円から4万5,000円くらいだったかと思えます。村営住宅も家族の多少によって、多い、少ないによって家賃が異なるということはないはずです。こうした住宅に比べて、10万円の利用料は余りにも高過ぎるのではないのでしょうか。もし、そこに見守り料が入っているという考え方であるならば、お一人の利用にも関わらず2人分の見回り料を払えというのはおかしい話です。全くそれを請求する根拠はなくなります。

居住棟の建設、平成12年であったかと思えます。既に20年が経過をいたしました。増築された1人部屋5室も建築後10年がたちました。早急に利用料を見直し、引下げを検討するとともに、先ほどの倍額規定は当分の間どうたってあります。その道理のない倍額規定請求は即刻取りやめるべきかと思えます。

今、検討中であるということでありましたが、早急に検討していただき、そうした本当に身に迫って払えないということで苦慮している方がいらっしゃるものですから、即座にお答えというか改善をお願いしたいと思えます。再度お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただいております高齢者生活福祉センター、これは居住棟と生活支援ハウス、両方あるわけでありましてけれども、大変当時とすれば画期的なものであった。たくさん使っていただいて、よかったなというふうに思っています。特に、このセンターの場所が御案内のとおりラポートの敷地内にありますので、ラポートを使ったサービスも受けているということで、場所的にもすばらしい場所であるというふうに思っております。

御質問の1人で住んでいて倍払ってという話でありますけれども、当時はそういうようなことは余りなかったので、想定しなくてということだろうというふうに思いますが、今それだけ年月がたってみると、少し不合理な点もありますので、改善について至急検討を

させていただきます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 力強いお答えをいただき、大変ありがとうございます。

併せてもう1点だけ申し添えますが、現状認識に立つならば、1人部屋を増築する、そういったことは考えられないのでしょうか、この点についてお考えいかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現在、先ほど課長が申し上げましたように、1部屋が6、2人部屋が7ございます。今、この13のうち10の部屋が入居中であります。逆にいえば3部屋余っております。こういった実態から、需要と供給はバランスが取れているというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

高齢者を大切に作る村として青木村の価値がますます高まるようお取組をお願いしまして、3点到りました私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（宮下壽章君） 2番、坂井弘議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時ちょうどということをお願いします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 山 本 悟 君

○議長（宮下壽章君） 10番、山本悟議員の登壇をお願いします。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 皆さん、こんにちは。議席番号10番、山本悟です。

さきに通告いたしましたコロナ禍における予算編成について、村長、教育長及び担当者に一問一答方式にて伺います。

松澤、坂井議員と重複しないようにいたしますが、視点は違いますけれども、私の場合は予算ということなのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

言葉は相変わらずままなりません、私なりにやりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長は開会日の冒頭、本日の挨拶もそうでしたが、質問者、答弁者に対して簡潔明瞭にとのことですが、私も全く同感でございます。それらを考慮した中で伺ってまいります。よろしくお願ひをいたします。

6月、前回の議会でもちょっと触れましたが、首長は緊急時には独断的な とと思ひますが、議員には議員活動を控えて首長に任せる状況が続けば実行放棄につながりかねません。したがって、あえて質問をさせていただきます。

本村では今までとほとんど変わらなく議会活動を理解され、理事者及び職員に対して感謝と敬意を表します。

では、具体的に伺ってまいります。

村長と松澤さんとか坂井さんと同じ程度で結構でございますので、今の状況を2次的に見ているようですが、村長はどんなふう到现在のコロナの状況を見えていますか、お聞きします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現在のコロナ状況でありますけれども、国全体で見れば第2波という定義はございませんでしたが、医療関係の方はもう第2波というふうに言っておりますし、いろいろのグラフを見れば、第2波の最中、そして、ほぼ下りかけているかなというふうには思っております。

上田圏域を見れば、このところ1週間、大分ゼロとか1とかになってきておりますし、今日も多分ゼロだろうというふうに思うと、終息はもちろんしていませんけれども、大分下がってきたというふうに思っております。

ただ、レベル4は相変わらずそのままありますが、10万人当たり2.5でしたか、この数字はそのままのようでありまして、このレベル4がレベル3になる、あるいは県のほかの自治体でも多くの圏域でもありますように、2になるには、まだちょっと時間がかかるかなというふうに思っております。

いずれにしても、上田圏域のクラスターについては、圏域的には追えているということで、追えないコロナ感染者がいないということは、今、幸いしているかなと、こんなふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 国、地方合わせて約1,000兆円、国民1人当たりに換算しますと、約900万円近い借金がございます。1次、2次、これを繰り返してお話もございます特別定額給付金と、今年だけでも今年の6月の初めを見ても、160兆円ぐらい支出しています。が100兆円前後ですから、このコロナが始まったことによって、かなり国も支出増が多いと。

国は破綻はしない、北海道の夕張市を見ても、県の王滝村再建団体には落ちるかもしれないけれども、民間と違って破綻はしないと、こういうふうに思いますが、村長、今まで国や県からいろいろと示されて、それに従ってやったと思うんですが、主なものを簡単に結構でございますが、ぜひ教えてください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 定額給付金含めて第1次の補正、第2次の補正で1兆円、2兆円、国は地方自治体を中心に補助を出していただいております。今、知事会は、あと5,000億円というような提言をしておりますし、今いろいろ政権、御案内のと通りの状況で、そのところはストップしておりますけれども、いずれにしても、次の手を打っていただかないと、自治体も含めて、それから民間の各事業者も含めて非常に破綻状況に弱いところも大変出てきているかなというふうに思っております。

国の破綻はしないということではなくて、例えばギリシャとかイタリアなんかは、もう国の破綻、経済危機をいろいろの応援を得て乗り切っておりますけれども、日本も、そんなにかどうか、その国と比べて、そういいわけではありませんし、国の借金というのは地方自治体含めて1,100とか1,250とか兆円という単位でありますので、いずれ大変厳しい時期には来るとは思っています。

ただ、これの国債を含めて買ってくれるところが外国の資本ではなくて、国内でそれがおおむね動いているということで、日本の財政状況は破綻というようなことは聞かれておりませんが、いずれ大変厳しい状況にあることには変わりはないというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、村長からの国債というようなお話が出ましたけれども、日本の

国債は、世界的に見ると高く評価されていると思います。というのは、借金が1,000兆円余あったとしても、資産のほうが1,500とか700とか、日本の国債はいつまでたってもちゃんと買われるし、評価されるんだと、申し上げました。

次に、村長に伺いますが、予算編成時、ちょっと気が早いんですけども、次が12月ですので、村独自にできること、それから国や県といった中、できないことと両方あると思うんですが、現時点で想定される範囲で結構でございますので、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 来年度の予算編成についてでございますけれども、大変まだこれから、コロナがここで終わりというわけではなくて、先ほどの新聞ニュースを見ている、インフルエンザと同時の発症が大変危惧されているというような情報もあります。

そういう中での予算編成、現時点というお話で御質問でございますので、その時点での考えを示しますと、地方創生、あるいは働き方改革など国の施策に対応しながら、村が今、来年最終年になりますけれども、5か月計画、あるいは個別の計画を進めていかなければならない。一方では、少子高齢化とか人口減少、あるいはこの議会でもいろいろ御質問いただいておりますような福祉、介護サービス、それからもう一つは、やはり昨年経験しました台風19号のような異常気象への対応、複雑多岐にわたります行政需要にある、そういったことに的確に対応していかなければならない状況にあると思っております。

コロナの関係では、商工会の会員の皆さんを含めて、あるいは農業を含めて多大な影響を受けておりますので、歳入に際して、歳入、村税に際しても、細心の注意を払っていくというふうに思っております。

幸いにして、昨年の19号台風については、おおむね財政的には今年度で終焉するかなというふうに思っておりますが、繰越しが昨年から今年度にかけて1億円ぐらい足りなかった。いつもの年より少なかったということは、大変今年度の財政面にも既に、コロナに関係なく厳しい状況にあるわけでございます。

来年度に向けましては、一番は国・県の補助制度、交付金等、可能な限り財源を民間の御寄附を含めて求めていきたいというふうに思っております。

いずれ基金も、来年度予算につきましては、ある程度使わせていただくようなことになるかなと、こんなふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 何もできないと思いますが、村独自で何か考えていらっしゃるこ

はございますか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） すぐ効果は出てまいりませんが、先ほど、さきの議員にも御答弁申し上げましたように、企業誘致を確実にする、そして急ぐということが次の一番早い経済効果が出るのかなというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 教育長にお伺いたします。

何らかの形で国・内閣庁ですが、あるいは文科省等から何か学業に関して国・県を通して連絡とかはありますか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） このコロナが過ぎたコロナ禍の学校がどうなるかということは、やっぱり大きな変化だろうと思います。その中の一番大きな変化は、ICTを使った学習を充実させるということが今後の大きな方向の一つになろうかと思えます。

青木でも10月ぐらいには小・中学校全員1人1台のタブレットが配付されますので、それを使って、どう学習を組み立てていくかということが大きな課題になろうかと思えます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今のICT、それから1人1台というふうなお話があったと思うんですが、そうすると、自らはそれほど出さなくてもできるというふうに理解していいですか。

○教育長（沓掛英明君） 何をですか。もう一回、すみません、お願いします。

○10番（山本 悟君） ICTというお話がございましたけれども、自らの村単のお金を出さなくてもできるでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 分かりました。

それは、やっぱり駄目だと。村単の先生はどうしてもお願いしたいところです。結局、特に小学校では、学校に来て、先生と友達と一緒に学ぶということがどうしても必要だなというふうに今回改めて思いました。中学校でもICTを使った学びはできるかもしれませんが、基本的には学校に登校して、みんなとの学びを深めることが、それが不可欠だと思います。

もし、これから大きな波が来たとしても、これまでのように一斉に学校を閉じるということとは多分ないだろうというふうに考えていて、最悪の場合でも、学校を2つに分けて分散登校のような形で、登校しながら学びを途切れさせないという必要があると思うので、やっぱ

り先生方の力をお借りしながら、でも新たな学び、ICTを使った学びも併せて充実させていく必要があると思っています。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君）これで私の質問は終わりますけれども、村長、これから来年の予算という話になると思うんですが、ない袖は振れないというのが個人も企業も家庭もそうでございます。したがって、今だからこそ経済かコロナか考えた場合、命がもちろん一番大事でございます。

どうか、その辺を含んだ上で、また予算を考えていただければと思いますが、以上にて私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 10番、山本悟議員の一般質問を終了しました。

今、消毒中ですので、しばらくお待ちください。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（宮下壽章君） 続きまして、4番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井議員。

〔4番 金井とも子君 登壇〕

○4番（金井とも子君） 4番、金井とも子でございます。

質問に先立ちまして、村長をはじめ、村の職員の皆様、医療従事者の皆様には、新型コロナウイルス感染防止対策について、村民の命を守っていこうという気概に燃え、奮励努力されておられますことに感謝申し上げます。

私の質問は、青木村の福祉についてでございます。村長さんはじめ、担当の皆様にお伺い申し上げます。一括しての質問でございますので、よろしくお願いいたします。

福祉と申しますと、申し上げるまでもなく、法的な配慮、サービスによって社会の構成員が等しく受けることのできる充足や安心、幸福な生活環境を公助扶助によって作り出そうとすること、公共福祉、福祉事業と説明されております。

また、別の説明では、社会福祉とは、狭い意味では、基本的人権、特に生存権の保障の観点から、生活困窮者の生活保障や心身に障害等があり、支援や介助を必要とする人への援助を行う公的サービスをいいます。

そして、広い意味では、全国民を対象に一般的な生活問題の解決を目指す取組をまとめて社会福祉と言っております。国民の生存権の保障、生活の安定や健康の確保などを目的とする制度を社会保障制度と言い、社会保障は社会福祉サービス等も含む概念として用いられております。

日本では公的扶助、社会福祉、社会保険、公衆衛生及び医療、老人保健を総称して、狭い意味での社会保障としています。そこに、恩給及び戦争犠牲者援護を含めて広い意味での社会保障としているようでございます。

私たちは、生まれる前から人生の終末まで、一生以上の長きにわたり福祉により支えられております。福祉は、とても広くて深いものです。私ごときには理解することが難しいテーマでございます。そこで、日頃感じていることや、こうしていただいたら暮らしやくなるのではないかと考えている身近なことを質問させていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染予防の時節柄、手短かに伺いたいと思います。

さて、北村村長には、2期、約7年にわたって青木村の村政をかじ取りしていただきました。この間の業績は数知れませんが、主なものでは、防災機能を備えたふるさと公園の建設、国道143号青木峠新トンネルの開通の目途の実現、道の駅あおきの大改修、五島慶太翁未来創造館の建設、インフルエンザ予防接種補助金など福祉関係の充実、種々の災害の防災計画や土砂災害の予想図の作成、迅速な災害復旧、若者定住や移住の促進、国民健康保険事務の県移管業務、小・中学校等の熱中症予防のための空調機器の早期設置、また、この頃では新型コロナウイルスの感染予防政策にも大変お力を注がれておられます。

上げれば切りがないほど大変いろいろな政策を実現してきたわけですが、いよいよ今任期もあと1年を切ってまいりました。つきましては、以下について質問をさせていただきます。

1番目として、残すところの8か月について、今後の村政への抱負や、やり残されたことなどがありましたら伺いたします。特に福祉関係についてはいかがでしょうか。

また、前段では村長のなされてきたことを私の思いつくままに申し上げましたが、もっといろいろやってきたと、不足の点がありましたら補足いただきたいと思います。

次に、村長、担当課長、担当者に伺います。

2番目として、青木村の民生児童委員については、どのような方をどのようにして推薦され、どのような手続で委嘱されておるのでしょうか。任期は何年でしょうか。報酬はどのくらいでしょうか。さらに、人数は何人でやっていらっしゃるのでしょうか。

3番目に、青木村の民生児童委員の職務について。

この頃はプライバシー保護の観点から深く介入することは大変難しくなっていますが、具体的には、どのような業務、活動をされておられるのでしょうか。買物の代行、車での送り迎え、雪かき、夫婦げんかの仲裁、子供への虐待の認知と介入、母子父子家庭への支援、地域支え合いの支援項目にある草刈り、ごみ出しなどについては、民生委員としてはやるべきものではないものに入っているのでしょうか、お伺いいたします。

主に独居高齢者の訪問、見守りをされていますが、同居家族がいる高齢者、後遺症のある病気をされた方や闘病中の方については訪問等をされていらっしゃるのでしょうか。別居している父母の扶養手当の申請のための証明事務などは実施されていますでしょうか。

次に、4番目として、くつろぎの湯について伺います。

一昨年度はしばらく休業して大改修をしましたが、くつろぎの湯は建築後何年経過しているのでしょうか。改修費用の金額と改修の内容はどのようなものだったのでしょうか。今後の耐用年数など、あと何年もちそうかなど、見通しは立てておられますでしょうか。

また、新型コロナウイルスの影響による利用状況の変化や現状などは、いかがなものとなっておりますでしょうか。

次に、5番目に、住民から村内に福祉風呂を造ってほしいとの要望がありますが、いかがでしょうか。

歩けるが、つえや介助者など必要な場合、また1人では体を洗うのが難しいなど、どちらかお一人が体が不自由な御夫婦がくつろぎの湯を利用されておりますが、男女別々の入浴になり介助をしてやりたいができず、不便を感じています。また、同居されている御家族からも、高齢者の入浴介助のためにも欲しいとの要望があります。できれば老人福祉施設などを利用したくない、家族と暮らしていきたいと考えておられる方は特に必要性を訴えておられます。

上田市の別所温泉にありますあいそめの湯には、福祉風呂があります。青木村からも利用されている方がおられます。

行って、お聞きしてまいりました。あいそめの湯の福祉風呂は、介助が必要な方に温泉を楽しんでいただくためのお風呂とのこと。1人では入浴できません。必ず介助する方の同伴がなくてははいけません。原則はお二人での利用ですが、2人以上のときは御相談に応ずるとのことです。

事前に予約が必要ですが、現在は新型コロナウイルスの感染予防の観点から、1回1時間の入浴時間で、午前10時から午後9時半まで、1日8組が利用できます。コロナでない場

合は、もうちょっと多くできたようでございます。料金は一般の入館料と同じです。障害者手帳をお持ちの方と介助される方は割引料金となります。

あいそめの湯は、新築間もないこともあり、全般的に快適でございます。福祉風呂も、脱衣所、トイレ、お風呂も広く、洗い場も2か所あり、さらに外に廊下もあり、涼むこともできます。至れり尽くせりの感がありました。

このような福祉風呂が青木にもあると、村民の皆様も安心して生活ができるのではないかと思います。コロナ禍の現在、予算的に厳しい面もありますが、国からも第3次臨時交付金があるようでございますので、それを利用していただくなどして、できればよいかなと思っております。村のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、6番目の質問は、くつろぎの湯は大改修をされた後ではありますが、全面改築のお考えはありませんか。

先頃も9月8日から9日まで、ボイラーの故障により休業となりました。大改修後でありながら一抹の不安を覚えております。

さて、長和町のやすらぎの湯の例がありますが、道の駅あおきにも入浴施設があると大変便利で、車中泊の方などの利用者が大勢訪れ、活性化にも役立つと思われませんが、改築される場合には道の駅あおきにいかがでしょうか。少々福祉の観点からは外れてしまうかもしれないですけれども、以上です。

7番目に、支え合い活動も、新型コロナウイルスの影響で、お茶飲み会など大勢での集会は無理と思われ、停滞されると推察されますが、活動についての把握はされておられますでしょうか。

続いて、8番目に、2019年8月1日開所となりましたたんとキッズあおきの活動についてお聞きします。

現在の状況はどんなふうになっているのでしょうか。どのような子供が入所しているのでしょうか。また、どのようなことをされているのでしょうか。入所により具体的にどのような成果が出ていますか。また、ここに入所された場合のその子の未来をどのように予想されますでしょうか。

最後に、9番目として、9月5日の信濃毎日新聞に、食品の生産や流通過程で販売されずに企業や農家で廃棄対象になったり家庭で余ったりした食品を引き取って、困窮者や施設に無償提供する社会福祉運動がフードバンクで、2008年のリーマンショック以降にフードバンクが拡大し、2019年には120団体ほどが活動していると掲載がありました。

先頃、当村の社会福祉協議会ではフードバンクあおきを開設されたとのことですが、この目的やシステムの説明と、初回を実施しての成果、提供者や被配付者、担当者などの反響はいかがでしたでしょうか。8月20日の信濃毎日新聞にも掲載されておりましたが、もう少し詳しく分かりましたら、お教えいただきたいと思います。

以上について、村長をはじめ担当課長等の御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） ただいま金井議員の冒頭の御質問の中で、住民福祉の向上について改めて勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

まず1点目は、私への質問でありますけれども、私は農家の長男で生まれながら、長らく田舎を留守にしておりましたので、農家の長男の義務を果たしてこなかった、そういう中に今、村長という大変重い職責ではありますけれども、こんな大きなチャンスをいただいたということに感謝しておりますし、だからこそ一生懸命やらなければならないというふうに思っております。

お褒めをいただいた、このことは、私というよりは、議会の皆さんとか村民の皆さんとか、あるいは職員の皆さんの関係する皆さんの御支援のおかげというふうに思っております。

御質問にもありましたように、2期目も余すところ8か月というふうになってきました。1期4年という負託の中で、やり残したことがないようにしなければならないというふうに思っております。青木峠のバイパスの着手、それから公共用地の造成、そして進出企業への売渡しなど大きなプロジェクトがございますので、この推進を大きな課題としておるところでございます。

8か月の中でなくてはならないことは、何といてもコロナ対策ですよ。これをしっかりやると。この状況の中で行政が停滞することのないような社会経済活動の推進、命と暮らしと健康を守る、これを一生懸命やらなければならないというふうに思っております。

もっと実績でやったことがあればというお話ですが、もうこれで十分でございますので、特にはございません。

御質問で特に福祉についてということでもありますので、それについて答弁申し上げますが、4つの重点推進プロジェクトを5か年計画の中で立てました。そのうちの大きな一つに、健康寿命延伸プロジェクトというのを掲げさせていただいております。健康づくりの実践活動の全村的な普及活動、高齢者の生きがいづくりなどを大きなテーマとしてやっております。

もう少し具体的に申し上げますと、地域医療の推進体制の充実、村民一人一人の健康管理、子供・子育て支援の少子化対策、住み慣れた地域で高齢者の方々が安心して暮らせる高齢者対策、障害者福祉、これは社会全体で障害者を支えていく体制づくりでございます。社会保険制度の拡充、充実ということで、国民年金、健康保険、介護保険等の社会保障制度の充実につきましても、大きなテーマとして、この7年余り取り組ませていただいているところでございます。

この推進体制として、職員、あるいは組織の拡充に努めてまいりました。住民福祉課の保健師さんの数も倍増をいたしました。それから、7月から栄養管理士の方も新規採用をいたしました。人口規模同数の町、村と比べてみても、決してこの組織は遜色ないという状況というふうに思っております。

それから、もう一つ、懸案でございました地域包括支援センターがラポートにございました。これを役場内の課の中に移動しまして、福祉、衛生、介護、こういった業務のワンストップ化を図ったところでございます。こういった住民サービスに努めてまいりました。

今後、健康寿命の延伸とか国保税の軽減、こういったことが県のいろいろ関係する皆さんと話してみると、村の努力がいずれ数字として表れてきますよと。それが少しずつ、こういうふうに、いろいろなところが改善してきましたねというふうに言われておりますので、その効果は今後出現するというふうに思っております。

いずれにいたしましても、行政は継続をしなければなりません、私は、仕事は人がするんだ、組織もそうですけれども、個人、個人がするんだというふうに思っております。役場の職員も本当に大きく成長してくれましたので、そういったことも今後の期待に応えてくれるというふうに思っております。

御質問にもありましたように、私の任期はあと8か月しかございませんが、日にちで数えると240日もあるわけでございますので、コロナ禍など大きな課題と取り組みながら、議員皆さんの御協力をいただきながら職責を、あるいは職務を全うしてまいりたいというふうに考えております。

それから、あと2点、私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、福祉風呂についてでございます。

しばらく前になりますけれども、田沢温泉の内湯へ、よく昼間通っていた頃がありまして、あの頃はまだ埼玉に住んでいる時代のことですけれども、そうすると、日中ほとんどお客さんがいないときに、御主人と奥さんが水着を着て、一緒に入ってやっておりました。こんな

ことを今、思い出しているところでございますけれども、くつろぎの湯を担当させた社会福祉協議会の当時に、このことをいろいろ検討させていただきました経緯がございます。

なかなか課題はありまして、一番は、温泉の絶対量がある。今でもかすかすなんです。緊急加水とって、お湯が足りないというときには多少水道水を使うこともございます。

それからもう一つ、管、パイプの範囲が、太さが決まっております、絶対量がそれ以上増えない。それから、この温泉は御案内のとおりレポートでも使っておりますので、お湯の絶対量が足りないというのが一番の課題でございます。

そうはいいながらも、福祉風呂について、今後そういった行政事業も必要になってくると思いますので、ほかの方法も含めて考えてやったほうがいいですね。

ただ、温泉でなければ、ほかの方法もあろうかと思っておりますけれども、温泉にこだわるとすると、少し検討する時間が欲しいなど。普通の風呂でよければ、レポートのところは今2つ、ほとんど使っていない、水道水ですけどもあるんで、それも相談乗りますよというふうに施設長からは言っているところがございます。

それから、くつろぎの湯の改修についてであります、ボイラーの故障は大改修とは違ひまして、大きなことではなくて、部品がなくて少し時間がかかってしまいましたけれども、その大改修とは違って、一部のサーモスタットなんですけれども、部品が少し近くなかったもので時間がかかってしまったということでございます。

くつろぎの湯も私も時々利用させていただいておりますけれども、ほとんどお湯は温泉ですから、非常に目的にかなった温泉だなというふうに思います。

お湯のあの建物の中で通るパイプだとかポンプだとか、経年劣化、温泉はなかなか管理が大変なんです。こういうことに関して。温泉水は適切な管理を行っていきたく思いますし、今回の決算の報告書にも、資料にもありますように、年間6万3,000人余、毎年これだけの方々に使っていただいておりますので、その利用に応えてまいりたいと思っております。

道の駅に温泉施設ということでございますが、道の駅の活性化を幾つか検討する中に、当然こういうことも検討してありました。これができれば、村の活性化や道の駅の活性化にもつながるなというふうには思いますが、これも大きな課題がありまして、1つは田沢温泉、沓掛温泉の旅館の皆さんと、どうやって共存していくか、共栄していくかというのが大きな課題でございます。観光客というのはパイが決まっておりますので、こういったパイを増やすことをしながら、あるいは新たなお客さんの新規開拓をするとか、こういうことをしていないと、なかなかこの経営は難しいなど。

議員さんたちも研修に行って、筑北村の議員さん、あるいは説明にもありましたように、行政が温泉施設を経営するというのはなかなか難しい、黒字経営にするというのは大変な困難が伴うものというふうに思っております。全国的に見ればそういう方向ですけれども、うまくいっている例もありますが、一般的にはそういうことであります。

もう一つの課題は、温泉を掘ることですね。田沢温泉、沓掛温泉から引いてくるということは物理的にも量的にも不可能でございますので、温泉を掘らなければならない。1本掘ると1億円弱というふうに言われておりますし、これも100%温泉が出るかという、これもそうは言えないというふうに言われております。

こういった大きな解決しなければならない事項もございますが、民間がやってくれる、例えば田沢温泉、沓掛温泉の温泉組合の皆さんがこれをやっていただければ解決する部分もあるかなというふうには思っておりますが、少し時間をいただきましての検討課題とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

〔教育長 沓掛英明君 登壇〕

○教育長（沓掛英明君） 8番のたんとキッズあおきについての御質問についてお答え申し上げます。

状況と、どのようなお子さんがということですが、現在、小学校入学前のお子さんで、療育の指導を受けておられるお子さんが3名おられます。それから、たんと職員が青木保育園を訪問して、保護者や保育士にアドバイスを行っているお子さんが4名おられます。それから、小学生や上田養護学校の小学部のお子さんで、放課後にたんとを利用しているお子さんが5名おられますという状況であります。

次に、どのようなお子さんが対象になるかといいますと、療育手帳をお持ちのお子さん、それから発達障害の診断を受けたお子さん、また、通所に入りたいと希望されて、心理士の検査を受けて通所が適当と思われるお子さんが対象になります。

次に、どんな活動かということですが、一言で言うと、障害を改善、克服する取組を行っているということになります。その子の障害に応じて個々に様々なトレーニングを行ったり、遊びを通して話を聞くことや約束を守ることなどの集団で生活する力を育てたりしています。

成果ですけれども、小さいうちから丁寧な指導や療育を行うことが、将来に大きく影響す

るという研究が今世界で理解されてきていることから、このような施設が青木にできたことは大変大きいと認識しています。

3つお話ししますが、成果の1つですが、その子供さんにとって、集中して活動すること、それからコミュニケーション力を育てること、自信を持つことというような点数で測れない力、「非認知能力」という言葉で言っているんですが、点数で測れない力を育てることが大事だというふうに考えています。このことが今の生活だけでなく、将来にわたってたくましく生きる力に直結していくと、そういう考えであります。

2つ目ですけれども、支援の必要な子供さんの支援方法について、保育園や小学校の先生方、保護者の皆さんとたんとキッズあおきの先生方が相談をして、お互いに、より高い指導の専門性を持つことができるようになる、そう思っております。

また、そのどの場でも同じ指導ができるようになることが大事なことだ、成果の2つ目だというふうに思っています。

3つ目ですけれども、保護者が孤立しないで多くの方が寄り添って指導ができる。その指導が継続できるということがありがたいなと思っております。

次に、最後、未来予想ですけれども、本来、支援というのは、小さいうちにいっぱい支援をして、それをだんだん減らして行って、それで最後、社会に出るときには、もう支援が本当に要らないか、あるいは障害が重くて支援が必要であっても、できるだけ、その子の自立する力を伸ばして行って、少しの支援で社会生活ができることが大事だというふうに考えていますので、今ここでたくさん支援をして、その子の力をつけることが将来にわたって生きるというふうに考えています。

運営が始まって1年が過ぎたところでありまして、多くの保護者や児童・生徒、先生方がこのよさを分かっていたら、一層の連携が深まるというふうに思っています。こういう連携というのは、実は多くの市町村で理解されていることではありません。青木村がもう先駆的に取り組んでいるところなので、このよさをいろいろなところで発信していきたいと思っております。

最後に、全く別の話なんですけど、上田養護学校の小学部に進学したお子さんですけれども、副学籍というのをつくったんですが、コロナのために交流ができないという状態が続いている中で、このたんとキッズあおきの中で、小学校の子供たちと友達と自然な交流が図れていると。ここで一緒に遊べるということで、保護者はとても喜んでおられました。こういう成果も、やってみたら期待できるなということが分かりました。

以上、本当に連携を深めながら、よりよいものにお互いにしていきたいというふうを考えております。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小宮山俊樹君 登壇〕

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） では、私のほうから残りの質問についてお答え申し上げます。

まず、民生委員の選出、任期、報酬等でございますが、民生委員の定数は16人、任期は3年、報酬は年15万7,000円でございます。

選出の方法でございますが、各区から推薦を受け、村の推薦会に諮り、県を通じて厚労大臣から委嘱されます。児童委員は、村で適任者をお願いする形を取っております。また、民生児童委員は村の福祉委員もお願いしているところでございます。

次に、民生委員の業務、活動ということでございますが、民生委員の業務、活動は民生児童委員法第14条に規定されております。住民の生活状態の把握、相談に応じ助言やその他援助、福祉施策等の必要な情報の提供、福祉関係者との連携、事業や活動の支援、関係行政機関との業務協力、その他住民の福祉の増進というふうに規定されているところでございます。

実際に具体的な業務、活動ということでございますが、こちら、まず送迎とか雪つきとか、ごみ出し等につきましては、その場で困っていらっしゃるようでしたら手助けすることもあるかとは思いますが、次からは支援のできる人や団体を探して、その方を紹介するなど仲介や調整をすることが本来のことだと思っているところでございます。

虐待の認知等、シリアスな問題のときは、警察や行政にいち早く連絡していただくようお願いしているところでございます。独居、高齢者世帯、病気の方などにも気にかけていただいております。委員ごとに引き継がれている福祉台帳に新た得た情報等を書き加えながら、見守りの必要な方に訪問や電話相談等を行っているところでございます。

民生委員として証明できることであれば、それはそのようなことになるかと思いますが、別居父母の扶養手当申請ということでございますが、当村では、まだそのような事例はございませんが、別居先の自治体で確認していただき、それが必要であるということであれば、民生委員のほうもやっただけというように思います。

民生委員として、その後、賠償責任等がもし出てくる場合でしたら、そのときは、また村のほうでもどういうふうにするかは考えたいと思います。

次に、くつろぎの湯について申し上げます。

くつろぎの湯についてですが、平成5年10月に建てられておりますので、もうじき築27年目となるところでございます。平成30年に大改修をいたしました。その費用が3,888万円でございます。工事の内容といたしましては、浴場の天井張り替え、浴場、脱衣室及び天井裏の換気機能の向上、タイルの目地補修、照明施設のLED化及び漏電検査といったところでございます。

今後の耐用年数ということでございますが、一般に鉄筋コンクリート造の場合は50年とされております。ですので、およそ半分を過ぎたところで改修を行ったということになります。

この50年というのは構造躯体に対してですので、内装や電気、ボイラー等の設備は、それよりも早くあります修繕や交換等を行いながらということになるかと思えます。

新型コロナウイルスの影響でございますが、8月の利用者数で申し上げますと、4,360人で前年度と比較して1,002人、約19%の減でございました。7月は前年比で7%の減にとどまっておりましたので、第2波の流行に伴って減少してしまったものと思われます。

また、8月13日から16日までのお盆期間の平均利用者数が159人で、8月全体の平均168人より逆に少なくなっております。帰省や旅行の利用者が自粛し、訪れなかった結果かと思えます。

支え合い活動について申し上げます。

地区支え合い活動につきましては、金井議員が御心配されているとおり、思うような活動ができないでいる状況でございます。

8月20日に支え合い事業連絡会が開催されましたが、その中で各区の状況をお聞きいたしました。9地区ございますが、どの地区も一様に茶話会等の集まりができないので、元気にしているかどうか、お年寄りの顔が見ることができないといったことでもございました。緊急連絡カードが届いたので、役員が各戸に配った際、様子を見ている、電話連絡で様子を伺っている等の話はございましたが、それ以上の活動は控えていらっしゃるようでもございました。

最後に、フードバンクについて申し上げます。

社協では、8月18日と19日に、日持ちのする食料、米とか乾麺とか缶詰等でございますが、これらを新型コロナウイルスの影響等で生活に困窮する24世帯にお渡しいたしました。これら食品は社協で受付をし、住民の方、また県社協からも御提供いただいたものでござい

ます。

民生委員の方に希望者の取りまとめと配達をお願いいたしました。民生委員を介したのは、希望者が直接取りに来るには勇気の要る場合もあるからということでございます。

開催して、社協にも民生委員にも感謝の言葉を多数いただきました。ですので、反響はかなりよかったのではないかと思います。

反省点としまして、民生委員からは、もっと積極的に困窮者の発掘、声かけを行えばよかった、社協のほうからは、この活動の賛同者をもっと増やして、十分な食料を確保できるようにしたいということございました。

年末に向け、再び困窮にあえぐ方が増えてくるのではないかとということで、その頃には、またもう一度配付会を実施したいということでございます。

なお、この活動は、食べられるのに捨てられる食品のフードロスの対策にもなっていることを御承知いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） 大変細かく説明をいただきまして、誠にありがとうございました。

民生委員は、国の民生委員法に定められるところによりますが、第1条に、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と明記されております。

現代にあってはプライバシーを最優先する世相になっており、具体的な行動は、それを実践することは非常に困難であると思われまます。もちろん守秘義務はきちんと守られておりますし、我が村の民生児童委員の方々は社会奉仕の精神で活動されており、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、村の福祉についてお聞きしてまいりましたが、福祉は本当に範囲が広く、業務も多岐にわたっています。今回は一部についての質問でしたけれども、村長の今後の抱負もお聞きし、また村当局も前向きにお考えいただいていることに安心、安堵を覚えました。

今後も村民のため隅々まで行き届く福祉行政をしていただくことをお願いし、質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 4番、金井とも子議員の一般質問は終了しました。

消毒をします。しばらくお待ちください。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、1番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議席番号1番、宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして質問させていただきます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず、グリーンリカバリーを取り入れた村づくりについて伺います。

日本だけではなく、世界的な危機的状況にある気候変動ですが、数十年に一度ですとか、百年に一度という何かしらの災害級レベルの大雨や台風が毎年何回か来ています。

ケニアの農場でサバクトビバッタの大群が来て農作物を荒らした後、また次の大群が押し寄せて農作物を食べ尽くして去っていくというショッキングな新聞記事を読みました。国連食糧農業機関、FAOによると、サバクトビバッタの被害で4,200万人が食料危機に瀕していると言われています。

中国では食べ残し文化というものがあるそうなんですけれども、大雨による農産物の不作で食料事情が悪くなったことから、この食べ残し文化を見直す動きがあるというニュースも目にしました。

皆さん御存じだと思いますけれども、海水温の上昇によって今年の8月のサンマの漁獲量は激減しているということです。今の気候変動の異常さは、直接、私たちの生活に影響して、命にも関わる問題だということが身を持って感じられつつあります。

気候危機に取り組む大都市による国際ネットワークC40も、コロナ危機からの復興は、これまでどおりのビジネスで戻るのではなくて、公正で持続可能でなければならないことを訴えています。これは一体何を意味しているのでしょうか。

EUでは、7,500億ユーロ、約88兆円を調達して、復興基金を創設すると言われています。日本でも脱炭素社会に向けた投資が、これからの経済復興の鍵とも言われています。このような状況において、現在のこの気候変動についてはどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現在の気象変動についての考えでございますけれども、今年の夏は大変暑くて、全国各地の地点で、いろいろ観測史上初めてという記録が多発しております。地球温暖化に起因すると考えられる災害も、世界的に見て各地で起こっております。この気象の変動というのは、今や人類共通の大きな課題であるというふうに思っております。

この原因が、人間活動がこの100年単位で見ると温暖化が大きな要因になっているということが言われておりますし、当然そうだろうというふうに私も思っております。二酸化炭素など温室効果ガスの継続的な排出によりまして、生態系が非常に深刻な状況になっていると、影響が出ているというふうに思っております。

このまま何もしないでいけば、昨年、19号台風が青木村にもありましたように、豪雨の頻度の増加だとか、あるいは熱帯低気圧の本当にこの9号、10号もすごい台風でございましたけれども、それと海水水位の上昇、それから生態系の改革、食料価格の上昇、あるいは不足、こういった過酷な気象環境の中にあるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 青木村では、これまでも自然エネルギーに対して積極的に取り組んできたものと考えていますけれども、現在の自然エネルギーの位置づけについて、また併せて、今までどのように対応してきたかお答えいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 自然エネルギーの位置づけ、それから行政上の位置づけ、そして今までの対応についてでございますが、第5次青木村長期振興計画後期基本計画、いわゆる今の5か年計画の中に、分野5といたしまして、生活基盤・環境保全という大きな項目を出してございます。

この中で再生可能エネルギーの活用ということで、大学等と連携して商工会、村内企業と連携して太陽光、風力、水力発電等の再生可能な自然エネルギーの活用を図る事業を推進するというところでございます。これも3か年行政が携わりましたけれども、今、民間がこれに向けていろいろやっておりますして、海外への輸出についても通産省の補助金をもらいながら今やっているところでございます。

周辺の環境の景観との調和を図りながら、各家庭への太陽光発電の施設の導入ということで、これも補助金を出しながら、太陽光の発電、屋根を中心にして補助金を出しております。

それから、小・中学校の体育館、それから図書館等の屋根の太陽光の屋根貸し、こういったこともしております。

それから、蓄電池も大変重要になったということで、これの補助金も開始をいたしました。ということで、10年間で116件の補助を出している実績でございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村としても、自然エネルギーに対しては積極的に取り組んでいるということでした。

今、グリーンリカバリーという考え方が世界で広がってきています。グリーンリカバリーとは、代替エネルギーの開発や温暖ガスの排出抑制など環境保護につながる分野への投資を増やして、コロナ後の経済復興と脱炭素社会への移行を両立させようという考え方です。

先ほど申し上げたEUの大きな基金をつくるという話も、そこに当たるわけなんですけれども、こういったグリーンリカバリーはEU加盟国を中心に世界で実践されて始めており、我が国でも環境省が日本版グリーンリカバリーを推進するという姿勢を示しています。このグリーンリカバリーの考え方については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） グリーンリカバリー、村民の多くはなかなか耳慣れない言葉だろうと思いますけれども、今、宮入議員の質問にもありましたように、経済回復と温暖化の解決、両方を目指すということで、私は緑の回復という一文を読みまして、なるほど、端的な分かりやすい言葉だとな、説明だなというふうに思っております。今の社会にあって必要な、そして緊急性のある事態を表す言葉であると思っております。

コロナ禍の中で、経済復興に当たって環境社会よりも経済社会を優先させることなく、むしろこの機会をきっかけにいたしまして、今御質問にもありましたような脱炭素に向けた気候変動対策をさらに推進しまして、生態系、あるいは生物の多様性の保全を通じて、災害、あるいは感染症などに対して柔軟に対応できる社会へ移行を目指していくということでございます。

これは小さな一自治体ができるわけではなくて、県も大きな取組の中でやっておりますけれども、国全体、あるいは世界全体で取り組んでいくということが求められていることではないかというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 国の動き、県の動きあるわけですが、その中でまた村の動きというものがありますので、そういった動きを踏まえて今後も考えていっていただきたいと思いますが、昨年9月に白馬村の高校生が中心となって行われたグローバル気候マーチ in

白馬、気候非常事態宣言を行うことを求める署名活動も行われ、白馬村では2050年における再生可能エネルギー自給率100%を目指すという気候非常事態宣言が今年の12月4日に出されました。

長野県でも気候非常事態宣言が今年の12月6日に出され、今年4月には長野県機構危機突破方針を出してプロジェクトを推進していくとしています。県内では、白馬村以外でも松本市、千曲市、池田町、立科町、南箕輪村、木祖村、小谷村などの市町村で気候非常事態宣言を出している状況です。国や県、他の市町村の動きから、この気候非常事態宣言についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問にありましたように、令和元年度12月6日、都道府県としては初めて気象非常事態に関する決議、いわゆる2050ゼロカーボンへの決意ということで県はこれの宣言をいたしましたけれども、当然、青木村もこれに賛同して署名をしているところでございます。

ゼロカーボン、これは二酸化炭素排出量を実質的にゼロを目指すということでございまして、この課題は、逆からいえば、全ての自然エネルギーに切り替えるということでございます。

また、課題として、同時に森林とか農地を守ることも重要でありますので、これも同時に併せてやっていくということも我々に課せられた課題であるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ゼロカーボンを目指すとかそういう話になると、一体、じゃ、私たちは何をしたらいいのかと、なかなか分かりにくかったりするわけですが、何から、じゃ、始めたらいいのかということなんですが、1つは、エネルギーを無駄に使わないということだと考えています。節電や熱の有効利用など、住まいであれば、断熱性能を高めるということも、その一つになります。

また、もう一つは、エネルギーをつくり出すということではないでしょうか。今はどうしても自然エネルギーというと太陽光発電ばかりに目が行きがちなんですけれども、身の回りのものからもエネルギーをつくることは可能です。

例えば天ぷら油を利用した食とエネルギーの循環を村の中で行うことが考えられます。畑で菜の花を育て、種を取り搾油して、その油で天ぷらを作って食べる。その天ぷらの廃油からストーブで熱を取ったり、車を動かすことができます。車の場合はディーゼルの車になり

ますけれども。そして、ディーゼル発電機で発電をすることも可能です。そのエネルギーを村内で使うという仕組みです。発電した電気はもちろん売電も可能です。実際に天ぷら油から発電して売電しているという地域がございます。

今の自然エネルギーは、どうしても個人の投資的なものであったり、ある限られた会社の投資だったり、何かそういった側面が大きくて、なかなか理解されないこともあるんですけども、公共的な公平な使われ方をすれば理解は深まるのではないかと私は今、考えています。

先ほど言った菜の花を育てながら最終的にエネルギーと食の循環をさせるという、そういった仕組みはもう10年以上前から提唱されていて、一つは、小さな規模から始められるということが特徴です。各家庭や団体、企業の単位で始められるということです。何よりも耕作放棄地の解消にも役立つものです。

これはあくまでも一例でしかありませんけれども、こういった何か新しいエネルギーをつくり出すということに対して、今はどうしても太陽光パネルの補助とか、そういったことになってしまうんですが、そうしたこと以外の大きな意味合いでの自然エネルギーを有効活用していく、そういったことに対して支援していくということが、これからの行政の姿勢ではないかと考えています。

最初に、公正で持続可能でなければならないという言葉がありました。エネルギーと食と、あとお金だと思うんですけども、それが地域内で循環する仕組み、こういったことを考えていくことが、これからの将来像を描くときに必要なのではないのでしょうか。エネルギーと食のこういった自給を目指すという考え方はありませんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 幾つか御質問いただきましたけれども、まず一つのエネルギーの消費を減するというところで、当然のことですけれども、歩くということですよね。電車とか歩くということ、あるいは電気自動車にするとか、それから新築家屋は高断熱、高密度化するとか、効率のいい照明にする、空調にする、断熱改修する。あるいは、これはなかなか難しいかと思いますが、ボイラーをヒートポンプにするとか、そういったこともあるかと思いますが。

それから、エネルギーは、どうしても今、御質問の中にもありましたように、太陽とか水力にいきますけれども、バイオマスとか、あるいは、なかなか青木村では、私も考えたことはあるんですが、温泉熱の利用だとか、そういったこともできるかなというふうに思ってお

ります。

エネ空あおきタワーを前の副知事さんが視察に来てくれました。もともと環境省の方でありましたから、この考え方、あるいは実行していることについて大変評価をいただきました。

昨年、軽井沢でサミットがありました際に、これも実は見てもらえればというようなことで少し運動しましたけれども、これは県がサミットを主催しているわけではなくて実現しませんでしたけれども、そういったことも評価していただいているかなというふうに思っております。

様々な社会を通じて、こういったことを一人一人が消費の考え方を変えていくことが必要かなというふうに思っております。

それから、食料についてでありますけれども、青木村は一部、魚とかそういうものを除いての食料を生産しているところでもありますので、ここは、いわゆる射程距離内にあるかなと思っておりますけれども、エネルギーと環境と食料、これは大変3つ、三位一体になった21世紀の我々の課題だというふうに思っております。

冒頭の御質問のテーマにありますように、グリーンリカバリーを取り入れた村づくりというのは、将来、子どもが環境と経済、社会の長期的な向上を目指していかなければならない。もっと言い方を変えれば、日本一住みたい村の一つのテーマであると、そういうふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） こういったコロナの状況の中で、私たちが今、じゃ、何ができるのかとか、どうしていったらいいのかという中の、それが全てではないとは思いますが、一つの答えはそこに、そういったグリーンリカバリーであるとか環境に対することをやっていく。それがビジネスになったり経済活動になったり、そういったことで世界含めてどんどんいい方向へ行く。そういった動きをしていくことが、これからの一つの解決法ではないかと思っております。

次の質問になります。

地域公共交通について伺います。

先ほども松澤議員のほうで質問した部分に関しては、一部割愛させていただきます。

10月から平日の昼間においてはフルデマンド化され、ドア・ツー・ドアのサービスが開始予定とのことでした。

現状については先ほど回答いただきましたので割愛させていただきます。当初の計画で

は、社会福祉協議会を中心とした運営で、ドライバーなども募集をかけて行うという予定だったかと思いますが、今回のフルデマンド化の体制というのは、どのような体制になっているのでしょうか。

また、併せて、今までの村営バスのやり方と何か変わった制度とかを使って今回のフルデマンド化を行っているのでしょうか。同じような制度の中でフルデマンドの運用をするのでしょうか、お答えください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） フルデマンド化の体制ということでございます。村もいろいろな方法を模索といいますか考えて、検討してく過程の中で、特にアンケートの中でもボランティア輸送ということを御紹介して、御意見を村民の皆さんにも伺ったところでございます。

このやり方については、8割の方が「いい仕組みだ」というふうに答えていただいたところなんでございますが、一方の御意見として、「やっぱり運転はプロじゃないとちょっと心配だな」とか「不安だ」、また、「ボランティアになっていただける方がいるのか」、それから、「長く継続できる仕組みなのか」というようなこと、そういった御意見もございまして、そういった御意見を総合的に判断させていただく中で、まずは村直営で、このフルデマンド化ということを決断したということでございます。

体制につきましては、これまでどおり、先ほども申し上げましたとおり、運転手3名による運行となります。

これまで、セミデマンドを利用される場合には、商工会のほうへ予約の電話を入れていただくというような仕組みでしたけれども、10月以降については、今、運転手の待機室がバスターミナルにあるんですが、そちらに電話を移しまして、運転手が予約を受けるということとしております。また、電話、NTTといいますか、情報電話でない一般の電話回線も入れて、フリーダイヤルでお客さんに御負担をかけないような形で予約を受けていきたいと。万が一そこに運転手がいなくても、例えば運転手の携帯のほうに転送されて、間違いなく予約ができるような仕組みを取っていきたいというふうに考えております。

したがいまして、これまで商工会にお願いしていた予約の業務というのは商工会から離れますので、今までお支払いしていた委託料については減になるということになっています。

ただ、回数券とか定期券の販売は、今まで同様にやっていただけるということで伺っておりますので、その辺についてはこれまでどおりということになるかと思えます。

あと制度についての御質問がありましたけれども、これは、これまでと同様の仕組みといえますか、国の地域公共交通維持確保事業の中で自家用有償旅客運送の市町村運営の有償運送という位置づけになります。したがって、何かしらの国の補助も受けられる制度ということになります。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 一部変更点等、予約に関してはあるかと思えますけれども、それに伴ってサービスとかが低下しないようにしていただければと思います。

今回は平日の昼間の9時半から14時半、午後2時半の利用に限られた運用となるわけなんですけれども、その時間内というのは、フルデマンドを利用する想定の利用者はどういった人を考えて、そういった時間帯を考えたんでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 朝夕については、今までも定時運行といえますか、路線を時刻表によって運行していたということについて、今後もそこについては変更はございません。

まず、これまで昼の時間帯に診療所ですとかJ Aとか役場とか、そんなようなところを利用していただいていた方がまず利用の対象になってくる人になってくるかと思えます。

それと加えて、アンケートの結果から推測をさせていただいたところ、運転免許を持っていないとか、あるいは持っているけどほとんど運転しないという方が村内で2割ほどいらっしゃいます。「外出を手助けしてくれる人がいない」と答えた方も、そのうちで15%とかいらっしゃいます。日常的にそういった意味で外出に際して公共交通を必要とされている方というのは、100名以上、百二、三十名とか、高齢者を中心にいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。

同じ質問の中で、「今後5年以内に免許返納する予定があるか」というような質問の中で、やはり1割ぐらいの方は、10%ぐらいの方は今後、もう5年以内には返納の予定だということ。また、「10年以内に返納」と答えた方も9%ということで、1割近くの方がいらっしゃいましたので、そういった意味では、利用される方は増えていくのではないかなというふうに思っています。

また、今回のようにフルデマンドということで利用しやすくなるということで、これまで以上に、今まで免許の返納をちょっとためらっていたけれどもというような方が、あるいは返納を検討されたりするという方も出てくるのかなというふうに推測しています。

また、フルデマンドといいながら、千曲バスの上田からの到着時刻、昼間の時間なんですけれども、その時間に合わせてバスターミナルを出発する便を待機するような仕組みを考えました。したがって、その便については予約なしで乗っていただくことができますので、例えば観光とか、あるいは用事とかで村を訪れた方、また旅館利用されるような方についても、バスターミナルに着いたときには、そこにバスがおりますので、そこから村内の目的地へ移動していただけるという意味では利便性は向上するのではないかなというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 先ほど観光でいらっしゃった方なんかも、バスに乗ってきて、その時間帯であれば利用が可能だということなので、もともと広報と一緒に配られたかと思うんですけれども、この案内の中にも特に利用者の何か制限みたいなものはなかったように思うんですが、要はそういった外部、村外の利用者という人たちも使うことができる仕組みだという、要はいろいろ事前に、ほかの自治体なんかの例を見ると、最初に利用登録をしなければいけないとか、いろいろあるところも多くあるんですが、今回の青木村のこの仕組みに関しては、特に事前の登録とかそういったものはなく、観光目的で来た人も使えると、そう理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 当初、やっぱり利用登録みたいなことも検討しましたがけれども、この仕組みを運営していく中で、やはり事前予約という仕組みでありますので、そこまでしなくても、事前予約という形で当然村内の方は御利用いただけるわけですし、せっかく動いているバスを村外の方が利用できないというのも、それも一つの課題ですけれども、今までの観光客の利用とかということについても課題を感じておりましたので、その辺については、今おっしゃられたとおりの対応ということでございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 非常に画期的な仕組みだと思いますので、ぜひそういった方が利用できるように、村のほうとしてもお知らせなんかも含めてしていただけたらと思います。

先ほどもアンケートを受けて、いろいろ反映したということなんですけれども、やはり使う人の意見、使いたいという人たちの意見を聞いた上で、こういった仕組みを考えていってほしいなと思うわけなんですけれども、最初のその計画のときも、最初は実証実験をしながら本運用みたいなことをするようなお話だったかと思うんですが、この形、このいただいや

つだけではちょっとよく分からないんですが、今後も村民の方の意見を聞きながら何か仕組みづくりというか、やっていただけるという理解をしていいのかどうか。

もう、これ決まったことだから、このままだというような感じだと、何か本当はこうしてほしかったのにと人たちの意見がどこに行っちゃうのかとちょっと思ってしまうので、その辺どうなのかということと、ちょっと私が過去4回、多分一般質問で話をしているかと思うんですが、そのとき、村民の方からの要望としては、もちろん千曲バスを使っての話なんです、上田のほうの病院へ行きたいんだと。例えば長野病院へバスを使って行きたいんだけどもという、そういう人たちが、でも自分が村営バスの青木のバスターミナルまでなかなか行くことができないから、そういうことができるような仕組みをつくってくれという要望があって、それは私の考えですけれども、一般的に外来の病院へ行くといったら、何となく午前中に行くイメージがあるんですが、もちろん午後の予約は取れるわけですが、午前中に例えば長野病院へ行くという何かシミュレーションをする場合、この9時半からのタクシーの運用で果たして行けるのかどうか。

ちょっといろいろなやり方があるかもしれないのであれなんですけれども、11時の予約が取れるのか11時半の予約なのかは分からないんですけれども、午前中行こうと思えば行けるのか、やっぱり行けないのか。シミュレーションというか、この9時半からだ、ちょっとそういう人にとっては使いづらいのかなと思ってしまったりするんですね。

実際そういった方々がどれぐらいいるのかとかということもありますので、私が今受けている意見としては、そういった方たちが多かったということだけはお伝えしたいと思います。これからも意見を反映した形で対応していただきたいと思います、その辺いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） このフルデマンド化に至るまで、先ほども御質問いただきましたように、当初といいましょうか、一つの大きなこととして社会福祉協議会に籍を置いて、そこが運営していく。例えば長和町の「なっちゃん」というのがありまして、そこが長年魅力だなというふうに見ておりました。勉強をさせていただきました。

それから、いろいろ全国の例を見ると、必ずしもフルデマンド化がいいということではなくて、フルデマンド化やったけれども課題が多くてやめたというような自治体も多くありました。

今、幾つかの課題やアンケートをしたり、それから長野県では安曇野市が非常に一生懸命

公共交通、特にフルデマンド化をやっておりまして、その勉強もさせていただきました。いろいろうまくいかない点、うまくいっている点、学ぶべき点、あるいは反面教師もございまして、結論からいうと、こういう形にいたしました。

一番は、やっぱり今村の中をよく知っている運転手さん、それから日中、ふだんどこでおばあさんが乗って、どこで何時頃降りるということをよくよく知っている運転手さんがするというのは、非常に今回魅力的でしょうか。その方が予約も受けるということにいたしましたので、いろいろ圏内の各地の課題も、大きくそこで一つ解決するかなというふうに思っております。サービスができるというふうに思っております。

それで、これで決定かというところではなくて、やっぱり試行しながら、その都度、あるいは半年たったら、1年たったら、3年たったら、よりよいものに変えていくということは、一定の条件の下ではありますけれども、固定したものではございません。

それからもう一つ、千曲バスとの関係なんですけれども、やはり私ももともと千曲バスは青木村の生命線だというふうに思っております、朝から夜まで、それぞれいろいろな方が使われている。これが例えば間引きをするとか、隣の市でありましたような廃止になるというようなことがあれば大変なことになるわけでございます。それで、今回の地方創生臨時交付金の中でも、千曲バスも大変な状況でありますので、300万という応援をさせていただいたのも、その一環でございます。

フルデマンド化、たくさん失敗例、成功例見ながら、青木村の現状に合った、この方式が今のところ最適だなどというふうに思っておりますし、変わることによって特にお年寄りの皆さんは戸惑う方が多いので、このPRにも最大、一生懸命、しつこいくらいといたしましうか、丁寧に告知をさせていただいております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） やはり使うのは村民の方ですので、村民の方が実際使ってよかったという形のものに徐々にしていっていただけたらとは思いますが。

こういったサービスが向上していくわけですが、より多くの人に利用してもらいたいと考えているんですが、どのように利用者、使っていただくために告知をしていく予定でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今、議員さんもお持ちでございましたけれども、先日、広報紙とともにチラシの全戸配布を行ったところでございます。このほか、村内

の主要箇所へのポスターの掲示、あるいは情報電話、これからメール等でのお知らせも行っていくと。また、情報電話では、来週でしたか再来週でしたか、「ホットタイム」という特集のコーナーがありますけれども、そこでも特集を組んで、特にフルデマンド化について掘り下げて時間を取って告知をする予定でおります。

また、次の文書配布が今度は10月の頭近くになると思うんですけども、そこでは保存版といいますか、ある程度御家庭のどこかへ貼り付けて御利用いただけるような時刻表と利用案内等を兼ねたようなものを少し厚紙でお配りしてというようなことも今準備をしています。

また、現利用者、今、実際に御利用いただいている方には運転手がまた直接周知もしておりますし、今、セミデマンドの登録者が四十数名、既に今までの登録者という方がいらっしゃいますので、そちらには個々にダイレクトメールといいますか御案内を出して、変わりますよというようなことで御案内をしていきたいと思っています。

また、今、本当にちょいちょい免許の返納に訪れていただける方がいらっしゃるんですけども、そのような際には、都度、今度はこんなサービスになりますからというようなことで御案内をしていく予定でございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） そういったやはり知っていただかないと使えない部分もありますので、あらゆる方法を使っていただければとは思いますが。

時代に合わせたフルデマンド化が一步進もうとしているところなんですけれども、将来的には、どのような地域公共交通を青木村として目指すのか、いただけたらと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 10年後ぐらいを見ると、人口の動態も変わると同時に、こういった車、自動車の技術も大きく変わってくるというふうに思っております。買物とか診療所へ行くとか、まさしく命と健康を守るための大きなツールだと、公共交通についての位置づけはそう思っております。

10年後になると、自動運転というのがあって変わってきて、今、自動運転レベル3の実用化の直前というふうに聞いております。高齢者が安全で自動車が利用できるというようなことに、そういう時代もこの10年後には当然来ているかなというふうに思っておりますが、冒頭の御質問にも関係しますけれども、ガソリンを燃焼させない、CO₂を排出しない電気自動車も出てくるでしょうし、エンジンが、もう部品が100ないし300分の1なんだそうで

すね。ということで、故障も極端に少ないと。

それから、ランニングコスト安いということで、ノルウェーでは2025年、全ての車を電気自動車に、それから、その次に来る自動運転ということが見られておりますので、こういった技術の革新、あるいは村民の皆さんの人口動態、社会動態を見ながら、この公共交通を一生懸命守っていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） こういった地域公共交通というのは、村民の皆さんの暮らしに本当に影響するものですので、村民の方が安心して青木村で暮らせるように、今後もその時代に合わせた形での運用ということを常に考えながらやっていただければと思います。

私からの質問は以上です。

○議長（宮下壽章君） 1番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました6人の議員の質問は、これで全て終了いたしました。

◎総括質疑

○議長（宮下壽章君） 引き続きまして会議を進めます。

これより令和元年度一般会計及び特別会計の決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（宮下壽章君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第1号から議案第7号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） それでは、委員会付託の案件につきまして、事務局より資料を配付い

たします。

[事務局資料配付]

○議長（宮下壽章君） 資料はお手元に届きましたでしょうか。

片田事務局長より内容について説明申し上げます。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、令和2年第3回定例会議案等委員会付託明細について御説明を申し上げます。

委員会付託する案件につきましては、議案第1号から議案第7号まで、それぞれの委員会へ付託いたします。

以下の報告3件と議案第8号から16号までにつきましては、最終日の本会議で御審議をいただきます。

初めに、議案第1号 令和元年度青木村一般会計決算の認定につきましては、次のページをお願いいたします。

歳入については、このページとその次のページ、2枚になります。該当するページについては、左端に記載しております12ページから35ページまでとなります。

歳出につきましては、4枚目の紙になりますけれども、該当するページは36ページから103ページまでとなります。

また、特別会計については、次の表のとおりでございます。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄にそれぞれ記載がしてあります委員会をお願いをいたします。

最初のページに戻っていただきまして、議案第2号と6号、7号、こちらは社会文教委員会をお願いいたします。議案第3号から5号につきましては、総務建設産業委員会をお願いいたします。

以上、委員会付託明細について御説明をいたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 何か不明な点、ございますでしょうか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了といたします。
これにて散会いたします。

散会 午後 2時44分

令和 2 年 9 月 1 8 日 (金 曜 日)

(第 3 号)

令和2年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年9月18日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 健全化判断比率について
- 日程第 5 報告第 3号 資金不足比率について
- 日程第 6 議案第 1号 令和元年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 2号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 3号 令和元年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 4号 令和元年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 5号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 6号 令和元年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 7号 令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第 8号 青木村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 9号 青木村文書館設置条例について
- 日程第15 議案第10号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 上田地域広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第19 議案第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第15号 令和2年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第21 議案第16号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算につ

いて

日程第22 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書について

出席議員（10名）

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	杳掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	杳掛英明君
総務企画課長 兼事業推進 室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	多田治由君
商工観光移住 課長兼商工 観光移住係長	中沢道彦君	教育次長兼 公民館長	宮下剛男君
保育園長	若林喜信君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター長	宮澤章子君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	稲垣和美君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢幸哉君
税務会計課 課長補佐兼 資産税係長	奈良本安秀君	総務企画課 課長補佐兼 企画財政係長	小林利行君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進 室長	塩澤和宏君	住民福祉課 課長補佐兼 福祉係長	上原博信君

住民福祉課
課長補佐兼
保健衛生係長

早乙女 敦 君

建設農林課
建設係長

小山明之君

住民福祉課
住民係長

奈良本 いずみ君

教育委員会
教育係長

金井大介君

総務企画課
総務係長

小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男

事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 定刻となりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から第3号、議案第1号から第16号までを議題とし、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、報告第2号及び第3号の討論、採決はありませんので、御承知おきください。

◎委員長審査報告

○議長（宮下壽章君） 各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告を願います。

堀内議員につきましては、ちょっと歩行に難が見られるということでございますので、自席にて報告をお願いいたします。

それでは、堀内総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君） ただいま宮下議長からのお話のとおり、若干障害を生じておりましたので、今日はこの席で報告を申し上げたいというふうに考えておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

議案第1号 令和元年度青木村一般会計決算の認定について、総務建設産業委員会に付託されました案件について報告をいたします。

歳入では、村税の未納者への対応や地方交付税の今後の動向等について質疑がされました。

歳出では、総務関係につきましては、地域おこし協力隊の現状や退任後の状況等について、また、村営バスのアンケート調査、情報センターの機器更新等の質疑がございまして、また、建設商工関係につきましては、台風19号の災害復旧工事の進捗状況や、松くい虫対策、新

規就農に関わる補助金などの質疑がございました。

限られた財源の中で非常に有効に交付金、補助金、積極的に活用されておるわけでございますし、また、村営バスのきめ細かなサービス提供に向けた取組、災害復旧事業の確実な実行、それから五島慶太未来創造館の観光、それから、文化施設としての活用の期待、こういうような内容についていろいろ協議、検討されたわけでございますけれども、健全財政を維持し、村民第一の事業展開を今後、非常に強く望むと、こういうようなことがございまして、賛成討論の中で、全員賛成で、いろいろと問題はありましたけれども、原案のとおり認定することに決定をしました。

第3号議案 令和元年度青木村簡易水道特別会計決算の認定につきましては、未納の状況やその対応、対策について質疑がございました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をしました。

議案第4号 令和元年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、転売状況、それから売買の状況、それから適正な管理、今後の方向性等について質疑がございました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をしました。

議案第5号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定につきましては、コウコウ制度への移行に関わる業務委託などについての質疑がいろいろとございました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をされたわけでございます。

簡単ではございますけれども、以上で報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 続きまして、社会文教委員会について、委員長より報告を願います。

居鶴社会文教委員長。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） おはようございます。社会文教委員長の居鶴でございます。

社会文教委員会に付託されました案件につき、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により御報告を申し上げます。

議案第1号 令和元年度青木村一般会計決算の認定についてです。社会文教委員会関係部分です。

教育委員会関係では、小・中学校の全学級に設置されたエアコンの活用や効果、小学校の校門側に設置された防犯カメラの状況、デジタル教科書の効果、美術館の企画展の状況、プールのコロナ対策等について質疑応答がなされました。

住民福祉課関係では、保健基盤安定負担金の内訳、戸籍台帳等のセキュリティー対策、介

護予防、日常生活圏域ニーズ調査の実施手法、地域少子化対策強化事業などについて質疑応答がなされました。

歳入では、国・県補助金の有効活用に努め、歳出では、小児等へのインフルエンザ予防接種補助、健康事業延伸計画の策定、小・中学校へのエアコン配備、保育料の無償化やデジタル教科書の取組がなされ、村民の健康福祉並びに教育に寄与し、適切に予算執行されたとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第2号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

国保税の現年度分徴収率1人当たり医療費等の県内順位、保険者努力支援制度の算定内容、特定健診受診率の向上策、特定保健指導の取組、人間ドック受診補助などについて質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第6号 令和元年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてです。

質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第7号 令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてです。

質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上です。

○議長（宮下壽章君） ありがとうございます。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） それでは、9月9日の議会開会日にお配りしました議事日程に沿って進めてまいります。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

令和2年度青木村一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、お願いします。

専決理由についてですが、地方自治法第179条第1項の規定によってとされております。この規定では、専決処分が認められる場合を4点挙げてございます。今回の場合は、そのう

ちの時間的余裕がないことが明らかであるときと認められるときに該当するものと解釈されますが、そういった解釈でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 国の第2次補正による地方創生臨時交付金の活用に当たっては、全国的に自治体ごとに対応が迫られました。この予算編成、執行を近隣の自治体はどのように扱っていたのか教えてください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 管内の市町村におきましては、臨時議会の手続を取って行ったというふうに承知しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、おっしゃっていただいたとおり、1次補正の際はおそらく東御、長和でも専決処分だったのかなというように思っていますが、2次補正では上田、東御、長和いずれも臨時議会を開いて議決していたというふうに認識をしております。青木村では3月議会においてコロナ対応の予算を専決することを認めました。これに基づいて専決したものと承知はしておりますけれども、しかしながら3月議会で承認した際には国からこれほど高額な補正予算が下りてくるということは想定できかねる部分もありました。3月議会で補正予算として承認したコロナ対応予算は、2事業380万円であったと思います。地方創生臨時交付金総額2億3,800万円とは桁外れに異なっております。青木村では近隣自治体のように7月臨時議会を開いて補正予算を承認することはできなかったのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御指摘のとおり、当然臨時議会の開催をまず第一に検討をさせていただいたところでございますが、やはりスピード感を持って対応したいということの中で、招集告示から一定のプロセスを追っていきますと、最低でも3日前には告示をしなくちゃいけないとか、それからまた予算書の調製、そんなことを含んでいくと、すぐ1週間とか10日ぐらいの時間がかかってしまうわけでございます。その辺のこともございましたので、急遽全員協議会を開いていただきまして、そこで説明も丁寧というか細かく計画書を基に御説明をさせていただいたところでございます。その中で議会と同様に御質問もいただいたりして、私どもとすれば丁寧に説明をさせていただいたというふうに考え

ております。また、その場で議員の皆さんにお諮りをして、今回も専決という形でやらせていただいてもよろしいでしょうかということで確認をさせていただいて、御了解をいただいて決定したというふうに認識をしております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 7月の締切りに間に合わせるということは、大変、御努力をいただいた。その村の姿勢については高く評価をするところであります。また、今の御答弁の内容によりますれば、時間的になかなか難しかったという中で専決というような態勢を取ったということで理解はいたしますが、その一方で二元代表制の確立、議会の主体性確保という点ではやはり考えたほうがよかったかなという部分はございます。今後の対応の中で時間的余裕がないという場合、やむを得ないとは思いますが、その議会制民主主義の部分についても配慮して検討願いたいというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 議会の議決の重さというのは十分承知しております。

今回の場合、今も坂井議員の御理解いただいている質問の内容で少しは安心しておりますけれども、やはりコロナの痛みを受けた人に公平に平等にどうやって内容を詰めるかというところは大変、私ども、苦勞して積み上げたつもりであります。非常にきめ細かくやったと思いますし、痛みのある人たちには平等にというところでできたかなというふうに思います。議会のプロセスはそれなりに事務的にも大変ですし、その前にやるべき我々の仕事といえますか業務が大変、山積しておりましたので、今回はこのようにさせていただきました。

それで、一番はそれと議会の議決を経た後、今回の場合で言えば住民サービスをどうやって早期に出現させるか、そこに重きをなしました。ですから、商工会の地域商品券もご案内のとおりになりました。それからもう一つ私ども、気にしたのは財政運営なんですよ。だからここで億円のお金が出ていく、現金ですぐ商工会にもお店にも払わなきゃいけない、その現金を早く受けるために早く申請する必要があった。ですから、昨日も決裁しましたけれども、1億5,000万余が国から交付申請、現金で来るような手続にもう入っております。実は9月というのは非常に現金が出る月なんですよ。特に水道なんかの償還金を億単位で、水道を含めて払わなければならないと、こういうことで、一方では出るだけ出てということじゃなくて、プラス出るのはやっぱり頂かないとその財政運営も回っていかないと。あるいは銀行から借りなきゃならないような、あるいは基金を取り崩さなければならないようなことも出てくる可能性もありましたので、そのところは急いでさせていただいたということでござ

います。

それからもう一つ。昨年、クーラーの件は議会の初日に議決をいただきました。できるものは、議会の議決できる時間的なものはそういうふうにさせていただきますし、今回は専決をさせていただきますけれども、重ねて申し上げますけれども、議会の議決の重要性というのは十分承知する中でありますけれども、今回はそのような背景がありましたので、専決をさせていただきます。

○議長（宮下壽章君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の質疑

○議長（宮下壽章君） 報告第2号 健全化判断比率について、質疑のみを行います。

質疑はありますか。ないですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 報告第2号 健全化判断比率についての質疑を終了します。

◎報告第3号の質疑

○議長（宮下壽章君） 続いて、報告第3号 資金不足比率について質疑を行います。
質疑はありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 報告第3号 資金不足比率についての質疑を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第1号 令和元年度青木村一般会計決算の認定について
を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 令和元年度一般会計決算につきまして、賛成の立場から述べさせていただきます。

歳入総額30億7,771万1,000円、歳出総額28億9,540万円、実質収支が1億5,585万4,000円の黒字決算となりました。財政状況を示す数値も良好な状態で、健全財政の運営を認めます。

歳入について、各種事業実施に当たり、国からの交付金並びに財政措置の有利なものを選択し、事業を推進してきたこと、また企業版ふるさと寄附金やクラウドファンディングなど新たな方法で財源をつくり出す姿勢に対し、評価します。

歳出については、総務企画関連では村営バス運営事業において住民アンケートを行うなどして村民の声を聞いており、今後そのアンケートを反映させ、より細かなサービスに向けて運行されることを期待します。

住民福祉課関連では、生後6か月から3歳児及び中学3年生の子供への1人当たり3,000円の小児インフルエンザ予防接種の費用補助事業を行うなど、子育て支援の拡充が図られ、また健康寿命延伸プロジェクトにおいて青木村健康寿命延伸計画を策定し、本年3月に発効されるなど、今後も村民の命と健康を守るための社会福祉施策を期待します。

建設農林課関連では、有害鳥獣駆除、松くい虫駆除の事業が実施され、また昨年10月の台風19号による災害復旧工事については繰越しとなっているものもありますが、引き続き対応をお願いします。

商工観光移住課関連では、移住促進のための各種事業が行われており、また新たな観光スポットとして五島慶太未来創造館ができ、その魅力を発信してきたことは評価できます。観光だけでなく、村民に対してもより一層理解いただき、今後の青木村の発展のために活用されることを期待します。

教育委員会関連では、命を守り、健康を第一に考えた小・中学校全教室へのエアコン設置事業、また昨年10月から幼保無償化が開始されることになり、年収360万円以下の世帯及び第3子の副食費について全額を補助し、村独自で第2子についても半額補助を行うなど、保護者負担軽減に努めたことを評価します。青木村の将来を担う子供たちに対する魅力ある子育て政策をより一層お願いします。

以上、今後も健全な財政運営と事業推進をお願いします、賛成討論とします。

○議長（宮下壽章君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第1号 令和元年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第2号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第2号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第3号 令和元年度青木村簡易水道特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第3号 令和元年度青木村簡易水道特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第4号 令和元年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第4号 令和元年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第5号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第5号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第6号 令和元年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第6号 令和元年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第7号 令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第7号 令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のと

おり可決、認定されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第8号 青木村税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第8号 青木村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第9号 青木村文書館設置条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず1点目ですが、この条例を設けることによって具体的に変わることは何でしょうか。文化会館3階の資料室、その横に閲覧できるような場所があったりもしますが、そういった場所についての改装を考えていらっしゃるのか。あるいはまた職員の勤務形態について変える予定はあるのか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 基本的には今とそう大きな変化はないと思っています。そこにもうたつてあるように規則をこれから定めることになりまして、そこで文書の利用許可証ですか、利用申請書を教育委員会としては用意させていただきます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 2点目です。

文書館設置条例というふうになっていますけれども、他市町村のものを見たりしますと、文書館条例というふうになっているものも多くございますが、この違いは何でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 新たに文書館を設置しようということを書いたということにしております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 基本的に同じ解釈だということによろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そう思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 3点目。

設置第1条 地方自治法第244条の2第1項の規定によりと法的根拠を示されておりますけれども、上田市公文書条例にはこの規定とともに続けて、及び公文書館法第5条第2項の規定によりとうたわれております。この部分を挿入しなかった理由は何でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 少し時間をいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） この後、後ほど答弁ということによろしいですか。

坂井君、そういうことで。

○2番（坂井 弘君） はい、分かりました。

今の分に関わっているのであれば、やはり上位法、じゃ、それは、ごめんなさい、今、取り消します。お答えいただいたところでまた再質問するかもしれません。

次の点、4つ目ですが、同じく第1条に村の歴史的、文化的価値を有する行政資料、地域資料その他の記録の収集、整理、保管及び研究を行いとありますが、この中の行政資料とは何を指しているのでしょうか。提案説明では役場改築時に残されていた行政文書というような説明であったかと思いますが、それだけでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文書館ということで、3階にある文書を私たちでは想定しておりますので、御説明したように役場へ展示の行政文書というふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 行政資料そのものについては、役場の地下にも保存されてございます。これも含むという文書館という場合には、多くのところでそういった行政文書を含むということで解釈されておりますけれども、この点についていかがですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私たちは文書館を3階というふうに規定しましたがけれども、いろいろな研究とか調査の中で、役場地下にあるその文書も閲覧を希望するという場合にはそれは当然、応じていかなければいけないものであろうと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、2条の1ですが、文化会館地番のみでなく、役場庁舎の地番も分室として併記すべきではないかと思いますが、いかかでしょう。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今のところの文書館というのは、まさに、何度も言いますが、あの3階のところの文書を、とにかく散逸しないようにきちっと保管するということを目的として考えておりますので、文書館としてではなくて、役場の地下にあるものは閲覧の希望があれば、これはそういう意味でも閲覧をすることを妨げるものではないということでもありますので、ここは文書館ということで3階を特定していきたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 第1条では、設置の目的について広く住民の利用に供するためとしておりますけれども、東御市、長和町、両文書館の条例ではその後に加えて地域の文化の発展に寄与するとともに開かれた市政あるいは町政を推進していくためという目的が付されてい

ます。この目的の部分は大変重要であると思っております。行政資料の扱いの上でも明記すべきことであるというふうに考えていますが、この部分を挿入しなかった理由は何でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 意図とすれば当然、それは考えられるべきであります。とにかく人をつけるわけでは実際にはなくて、教育委員会の中で運営していくということが基本になりますので、気持ちとしてはそのとおりだというふうに認識しておりますが、この辺りでもまとめていきたいかなと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 5点目の質問です。

第3条、今の教育長のお話とも重なりますが、文書館の管理及び運営は、青木村教育委員会が行うとされております。一方、先ほど来、話しております東御市、長和町の文書館条例ではともに第3条で職員について規定しており、文書館に館長その他必要な職員を置くとするほか、開館時間とか休館日についても次の条で規定はしています。これらについて規定せず、とりわけ職員配置を明記せずに管理運営権限を教育委員会のみ委ねる形を取った理由を再度お聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 一言で言うと、その人的に割ける余裕がないという青木村の村らしいコンパクトなところで運営したい。ただし、週1日という割合で本当に堪能な方に来ていただいておりますので、青木村としてのできる精いっぱい努力はそこでさせていただいているというふうに考えています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村の公民館設置条例並びに青木村図書館設置条例、いずれも職員規定があるわけです。一方で、体育施設条例や信州昆虫資料館設置条例、五島慶太未来創造館設置条例には職員規定がございません。規定はないけれども、昆虫資料館、未来創造館、職員が配置されております。体育施設にも必要に応じて監視員などの職員が配置されます。文書館の職員配置については古文書の解読、整理に、今、教育長からお話、あったように、今、会計年度任用職員でしょうかね、をパートという形をお願いをしているという現状ですが、必要に応じて将来的にこの配置の仕方について強化することもあり得ると解釈しておいてよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 未来のことはちょっとここでは何とも言えませんが、もしそういう状況があったならばそれはそうすべきとき、例えば村史を作るだとか、そういう動きがあったときにはやぶさかではないと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 6点目の質問です。

上田市公文書館条例では、第9条に公文書館運営協議会の設置、そしてまた東御市並びに長和町文書館においても第10条で文書館運営委員会の設置がうたわれております。青木村でこれを置かない理由は何でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほどとの話の同じ延長になるんですけれども、取りあえずあの3階の文書を散逸しないように保管するよということが基本的な趣旨でありますので、ここで委員会を置いて、新たな活動をと提案を受けたとしても実際それはあまり現実的な話ではないということがありますので、まずはこの第一歩を踏み出したというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 一定理解をするところでありますけれども、文書館における古文書あるいは行政文書の管理については図書館や文化財の管理と同様に大切な書物を吟味し、そして管理するという重要な役割を持っているかと思えます。教育委員会の一元という管理であってはならない分野だというふうに理解をしております。協議委員もしくは運営委員会を設けるべきだと考えております。そのことを申し添えておきたい。

6点目。

第8条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会の規則で定めるとあり、先ほど教育長の冒頭での御答弁の中で施行規則をまた定めていくというふうなお話でしたが、上田市、東御市、長和町においては条例そのものと同じ制定、施行日にこの管理規則あるいは施行規則についても制定、施行されておりますが、青木村としてはこれをすぐ準備して同時施行ということにはならなかったのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 準備はしてございますので、今日ここでお認めいただいたならば規則はすぐ決裁を回して同時に施行していきたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑はございませんか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） よろしくお願ひします。

保管、管理の方法でございますけれども、保管リスト等はもうできているのでしょうか。これからなんでしょうか。

それから、電算の入力みたいなものもされる予定でしょうか。この文書をお借りする場合、電算での検索等はできる予定でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 目録はできております。古文書についてはできておりますので、まずそれを見ていただいて調べていただくことになると思います。

それから電子管理ですけれども、今、週1回来ていただいているその方に古文書をコンピューターに落とししていただいている。ところが莫大な量なので、本当にこれからもずっと続けていく必要がありますが、そういうことで電子管理は動いてはおります。ところが今、一切全てできているかということまだ進行中ということでもあります。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村文書館設置条例制定に賛成の立場で討論をいたします。

昨年12月議会において文書館の設置について一般質問いたしました。続く本年3月議会では上田等の小県地域市連絡協議会会長名で仮称青木村文書館設置を求める請願が提出され、審議の結果、全員賛成で採択をされました。こうした動きを受けて、請願採択から半年後の本議会において本議案が提案されたことは村並びに教育委員会の真摯な、かつ文書館設置に前向きな姿勢の表れであり、敬意を表するものです。しかしながら条例の中身については、

不備な点が何点か見られます。具体的な箇所、内容については質問の中でのる申し上げた点です。

よって、それらの不備な点を修正すべく修正案を提出することも考えましたが、10月1日付で施行させたいとする村、教育委員会の積極的な姿勢に鑑み、以下の点を付帯事項として申し上げた上で賛成したいと思います。

付帯事項1、以下の点に配慮し、喫緊のうちに条例改正を行うこと。

①設置の根拠法令に公文書館法を加えること。これについてはまだ回答いただいておりますので保留します。

②設置場所に役場地下室を加えるとともに、設置の目的に地域文化の発展並びに開かれた村政の推進を加えること。

③職員の配置を明記すること。

④仮称運営委員会、協議委員会でもいいわけですが、を置くことを明記すること。

以上申し上げ、青木村文書館の設置によって上田、小県地域における全市町村において文書館が設置されることになること、また村営による文書館の設置は全国初のケースとなり、文化の発信拠点としての青木村の地位をさらに向上させるものになることを申し添え、賛成討論とします。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほどの質問に対する答えがないまま採決ということでよろしいんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） これは提案だけでなく質疑ということですか。

今、賛成討論ということでは言っているわけですが。質疑を終了、先ほど質疑しました。その後、反対討論、それから賛成討論で今、坂井議員が賛成討論のところでは賛成を見ながらということで申しあげましたね。ですからこれには答えはありません。

○2番（坂井 弘君） おっしゃることは分かっておりますけれども、今、採決という段階なんですよね。採決という段階で質問に対する答えがない中で採決してしまっているのかということが疑問なんですよ、私は。以前に本議会において質問に対する答えがない中で、そ

れを聞かなければ採決に手は挙げられないという議員がいらっしやって、そのまま、気持ちは賛成でもそれに賛成できなかったという過去の例がございますので、その質問についての答えがない中でやってしまっているのかなという、私自身採決に加われないことはないですけども、今の段階では。しかしながら議事進行としてそれは正しいのかどうかということがちょっと疑問に思うところです。

○議長（宮下壽章君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時49分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 申し訳ありませんでした。回答が遅れていて議事を妨げた、申し訳ありませんでした。

質問のある公文書館法ですが、国立公文書館法の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置すると、地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなきゃならない。ここのところをうたっているかなと思うんですが、一つ考えられるのは、公文書館というところでうちは文書館というもので、これはなくてもいいのかなというふうには考えていたところではありますが、御指摘があったところを今後、検討課題として残させていただいて、今回はこれにて承認をいただければありがたいと思っております。

どうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員、よろしいでしょうか。

○2番（坂井 弘君） はい。

○議長（宮下壽章君） それでは採決に入りますけれども、よろしいですね。

討論終結、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第9号 青木村文書館設置条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第10号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。よろしいですか。坂井議員、質疑はいいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第10号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第11号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 概要説明の中で、青木村には該当の施設がありませんというふうにされておりますけれども、今後、こうした施設が設置される動きはないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 今のところそういう情報は入ってきていないので、こういう概要説明にさせていただきました。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 記憶が十分に定かでないところで申し上げることになりますが、近い以前ですけれども、新聞広告あるいはコンビニエンスストアなどに置いてあるチラシなどで家庭的保育事業等に類する保育を提供する方を募集しているというふうに思えるような案内を見た記憶があるのですが、これらについてはその範疇に入るものではないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） どこか大きな企業団体がそういう指定のような形で応募したのかなど、今、御意見を伺うとそういうことだろうと思うんですが、もしそうだとすれば該当の施設になろうかと思えます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません、もう一点お願いします。

本条例第3条2項には、村は最低基準を常に向上させるように努めるものとするというふううにうたわれておりますが、本改正案のほとんどはその基準を低下させるものになっているのではないのでしょうか。第3条2項と矛盾する改正ではないかと私は思うのですが、国の省令を受けたものであるので、やむを得ない改正であるというふうには思いますが、村としての基本的スタンスについて伺っておきたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 本来、国がなぜこういう改定を出したかという、無償化に伴って待機児童を解消したいということが多分、国の根本的な狙いであろうと。そうすると、施設を多くつくって待機児童を解消するというので、今、御指摘のあったように連携をするという、ここで言うと青木の保育園との連携をするかしないかのようなところは若干、緩くなっているかなど確かに読み取れるところはあるんですが、おっしゃるように国の基準が出たものですからそれにのっとるという必要はあります。こういう改定になったんですが、実際

にそういう動きがあったとしても早期教育は本当に重要だと思っていますので、これは保育園との連携はどうしても綿密に取っていきたいと思いますし、質は落とさないように努力はしてまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今のお答えで大体尽きているかなと思いますけれども、本改正案の多くの部分は、村長による何々することができるというできる規定であります。したがって、言い換えればこれを適用せずに本来の基準の姿で適用することが本筋なのかなというように思っております。乳幼児の心身ともに健やかな育成を保障することになるという考えから、そういった点で再度見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるようにできる規定でありますので、できない、できる、連携はきちっと取るように、これは質、先ほどと同じなんですけど、質は確保していただくよう努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第11号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第12号 青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 第13条第4項3号の改正内容となっている副食費の減免規定についてお伺いをいたします。

ここでは、第3子について小学校第3学年終了前の子供が同一世帯に3人以上いる場合とされており、本村の保育条例施行規則第7条保育料の額に記載された別表の利用者負担の基準額の中のことわり書き、副食費の特例軽減（1）村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯及び全ての世帯の第3子以降の副食費を全額免除するという規定と矛盾しているように思われますが、この点については今、改正条例として上げられている条例がその4項で費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができるという規定、先ほども出しましたが、そのできる規定であるというふうなことから、青木村保育条例施行規則第7条別表のほうを優先するというふうな解釈でよいのかどうか、その点について確認をお願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるようとおりであります。できる規定でありますので、平成元年10月1日に保育条例施行規則を改訂しましたので、青木村ではそちらを該当させることになると思います。

○議長（宮下壽章君） よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第12号 青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第13号 上田地域広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第13号 上田地域広域連合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第14号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第14号 教育委員会委員の任命については、人事案件でございますので、慣例に従いまして別室にて説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（宮下壽章君） ここで、暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、議員控室へ御移動をお願いします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時20分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（宮下壽章君） 北村村長、説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） 議案第14号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意をお願いいたします。

記。住所、青木村大字田沢102番地、氏名、増田千春さん、生年月日、昭和49年5月9日。

令和2年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下壽章君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第14号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第15号 令和2年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それでは、3ページの債務負担行為についてお聞きをいたします。

まず、ここに県議会に対する債務保証費、債務保証が出ているんですが、実際の場合は債務保証か損失保証と、この2つがあるかというふうに思いますが、まず債務保証を選択された理由を教えてくださいと思いますが。

○議長（宮下壽章君） 多田会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） ただいまの答えですが、土地開発公社で今回、事業を行うに当たりまして、借入れを行う部分についての保証ということに今回、限定しておりますので、債務保証ということで表記してございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この債務保証と損失保証、これも今まで何回か訴訟が発生したりした経緯があったようであります。それで、最近は債務保証という方法をお取りになっているのが一般的かなというふうに私は理解しているんですが、これ、損失保証、債務保証ってそんなに変わらないかなと思います。細かくというか、私もそんなに十分理解はしていないので

すが、債務保証という選択を今、されたということです、この点についてはそれで、はい。

続いてよろしいですか。

この限度額8億円になっておりますよね。ここに利息、延滞、損害金を含むと、このようになっているんですが、この8億円、これ限度額で上限ですよ、この8億円の内訳というかそういうものは、どこにどうでこうでこうでというようなことは想定されているんですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 今回の債務負担行為につきましては、青木村土地開発公社、次項にもございますが、青木村土地開発公社の関連でございますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

8億円の内訳ということでございますが、ただいま岡谷市の工業地造成工事ということで進めております。まだ実施設計までは行っておりませんが、概算でいろいろ設定をしておりますが、その中でやはり土地購入費、測量設計、施工監理、あと土地造成事業費、そのほかに諸経費ということで見込んで、約7億1,000万円余りが必要かなということで現時点で考えております。まだ実施設計、これからということもございますので、いろいろ鑑みながら上限として8億の金額を限度額と設定させていただいております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） はい、分かりました。

ここに金融機関に対する債務保証と、このように書かれているんですが、この金融機関についても今後どこの金融機関ということをお決めになるだろうかというふうに思いますが、選定方法等が今、お分かりでしたらお願いします。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） まだ具体的に決定してございませんが、指定金融機関を含めて今、お取引のある金融機関の中から選出させていただくことになると思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 私も今、3期目なんです、今まで債務保証というのは、私、初めて、この10年以上やっているんですが、初めてありましたので、今お聞きしたと。これにつきましては、今、冒頭申し上げてもらったとおり、過去において安曇野市もこの関係で裁判になったと、こういうことがあったようであります。また、夕張とかもろもろありましたので、

当然ながらこの第3セクターじゃありませんけれども、そういうところにはリスクも存在しますので、今後ともまたより一層慎重にお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 答弁よろしいですか。

○7番（居鶴貞美君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑。

沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 関連になりますけれども、この債務負担行為。分かりますけれども、この私の、全般的には聞きたかったんですけども、令和2年から令和3年という中で、設定かかっているということですけども、今も答弁の中にはこれから本設計、実際あると。土地代についてはある程度、これから払うのはもう決まってくるかと思えますけれども、この額約4億から5億近い額を、この来年1年間で施行できるかどうか、これは会社との関係がもう既にどの会社というのは新聞等で報道されておりますので、会社等の希望等もありますけれども、ここら辺、今後の見通しについてお聞きできればと思えますけれども。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 企業誘致で大事なものは3点ありまして、1つは企業が進出してくれること、2点目は土地をお譲りいただくこと、3点目は今、農振地域でありますので、その解除が第一義でありますけれども、おおむねその3点については解決、もうほとんどしておりますので、立地についてはもう確実だというふうに思っております。しかも社会的信用といいましょうか、財政力もしっかりあるところでありますので、前の議員からの御質問にも併せてお答えしますが、そこのところは確実性があるというふうに思っております。

それから、ただいまの御質問で、これだけの工事を実施設計、終わっていませんけれども、基本設計といいましょうか、概略のところはできつつありますので、全体像は見ております。一番は、私どもが造成工事をしてお引渡し、お譲りするというところでありますので、行為とすれば実に量は多いんですけども、単純な作業になります。整地をして盛土をして、低圧して、基本的には排水溝あるいは調整池を造ってお譲り渡すということで、内容については難しいような内容ではありません。作業する手といいましょうか、たくさんの労力をここに投入できるような業者の選定がポイントでありますけれども、そういうことが今、可能であるとすればこの向こうが望む、立地会社が望むようなスケジュールを確保できるという

ふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） はい、分かりました。

制度や何かの変更、大分あるからちょっと大変かなと思いましたが、相手の会社、来られる会社の希望に沿ってやるということですので、間違えのないように向こうの都合のとおり実施いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（宮下壽章君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 9ページ、10ページ、歳出をお願いします。

総務費の中の企画費ですが、その中の18番あるいは説明の中の001負担金、商工会館喫茶室改修工事負担金300万とありますけれども、このうちオボウの状況、個人か法人か。

固有名詞は結構ですが、それが1点。それから、たしか月2万円の、年間2万円くらいの収入だったと思うんですが、そうすると単純に計算しても相当時間かかると思うんですが、まずもう1度説明をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 商工会館にバスターミナルのところがございます喫茶室でございます。今、個人の方ですけれども、御夫婦で営業を検討されている方が既に商工会の指導員さん等も入って具体的な経営の方針等について今、最終の詰めを行っていただいているところでございます。これを改修工事の負担金とさせていただいたのは、本来ですと村のほうである程度空調ですとか、水回りですとか、経年劣化でもう改修をしなければいけない部分があります。そこは村で改修をしてお使いいただくというのが筋だと思っておりますが、実際にやられる方がどんな使い方をしたいかというところで、先に村が工事をすることで手戻りが発生する場合もございますので、御本人が希望される改修計画の中で、本来、この部分については村が負担しておかなくちゃいけない部分だねという部分については、村が負担金として逆にお支払いするようなことを今、考えております。実際には、御本人も見積り等を取ってやられているようですけれども、最高でもこのくらいの予算を確保しておけば足りるかなということで、300万円というお金を今回、計上させていただいております。家賃については、今までは月2万円というようなことで頂いてきているところでございます。この辺についても実際におやりになる方の経営計画みたいなこともございますので、その辺のところを酌む中でまた決定していきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） いずれにしましても、村の玄関口であり、顔であるので、借手があつてよかつたなと思います。そうしますと、改修には経年経営劣化というふうなことも考えられるので、500万円かかるから300万円までということではなく500万円かからなくて300万で収まれば300万ということ。それから、一つ希望なんです、いずれにしても外から中から見えるようにしてほしい。そうでないと今の状況だと中に人がいるのか の全然分からないので、その辺よろしくお願いします。説明。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） コロナ禍の中でありますから、なかなか人が集まってというのは難しいんですが、もう少し先を見据えて場所柄、いわゆるバスの乗り継ぎ場所でありますとかということになりますので、特に若い人たちが集まれる場所とか、子育ての皆さんが気楽に寄れる場所だとか、気楽に喫茶ができる場所は欲しいということは多くの皆さんから言われておりますので、そういう場になってほしいというふうに思っております。

今回のその予算をお願いしておりますのは、貸主として最低限度といいたまうか、使ってもらうためにやっている、活用してもらうための予算でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） いずれにしましてもその期待どおりに頑張つてほしいと思います。

それから、あと強く要望しておくのは、外から見ても中が分かるように透明のガラスということですか、中がわかるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑はございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） ちょっとこの補正予算と外れるかもしれませんが、農政の関係で一つ質問をしたいのですが、今、これからマツタケが出る時期でございますが、今年も心配されるという中で、青木村の一つの大きな特産として道の駅としては非常に大きな収入源を目的としていると、こういうふう聞いておりますけれども、こういった予算の中で、私、考えるのは、マツタケの林というのはただ放っておけばいいものじゃなくて、手入れをすればそれなりに成果が出ると、こんなふう最近のテレビでもやっておりますし、町村によってはいろんな手入れをして補助していると、こんなふうにもテレビ等で見た記憶がございま

すが、その辺のところを、こういった例えば12ページにあります第6次産業フロンティア支援金というものがございしますが、そういった中に含まれていくのかどうかですけれども、そういったマツタケを守る、マツタケも入奈良本のほうでは営林署関係の山を競売しているというのは聞いておりますし、その辺の掌握が私も分かっておりませんが、そういったマツタケを少しでも守っていけるような、そういうお考えはあるのかどうか、ちょっと村長なり課長の御意見をお伺いしたいと思いますのですが、よろしく申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 昨日も民放で青木道の駅をやっておりました。御覧になった議員さんもいらっしゃるかと思っておりますけれども、去年の同日にはあんなに出ていたんだな、出ない出ないと言いながら出ていたんだなというふうに改めて認識しました。今年、このところ雨が少し降り出してきたし、気温も下がってきたんで期待をしているところでございます。マツタケの件ですけれども、その前に私はトクドといいましょうか、村の土地、国土に対して村の土地を守るという意味から、松林の健全化については大変大事なことであるというふうに思いまして、議会の皆さんの同意をいただきながら毎年、国庫補助、だんだん下がってくるんですけれども、単費も4,000万近く投入しながら松林、いわゆる村の土地を守るということをやっております。松くい虫対策です。ということで、そういう中で、マツタケのお話でありますけれども、何十年たってもなかなか人工栽培はできないという、非常に難しい生き物で、菌であるわけでありまして、言われているのは今、松澤議員がおっしゃったような手入れ、さらうと言うんですかね、さっぱさらいと昔、言いましたけれども、そういうようなことをやればというようなことも言いますし、散水すれば増えるんじゃないかという方がいたり、風台風が来れば出るとかいろいろ言われておりますけれども、まだどうすればこのマツタケが必ず100%出るといのはいろいろな本、見ますけれども、可能性の話としてはありますけれども、なかなか決定打がないように思っております。マツタケを含めて6次産業、一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

その中の方面も考えていただいてひとつよろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑はございますか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 1点申し上げます。

9、10ページの総務費、総務管理費、6企画費にございますハザードマップについて質問いたします。

このハザードマップの作成委託料ですが、そのハザードマップはどの部分を指したハザードマップになるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今、作成を行おうとしているのは洪水ハザードマップでございます。これ、歳入のほうにもございますが、補助を頂いて、100万円もらってハザードマップを更新するという内容ですけれども、ちょっと今、村の独自で考えているのは、その洪水ハザードマップにほかの、例えば地滑りですとかそういうようなデータも上手に載せられれば一つのところに載せていって作りたいねということで、その辺も併せて検討をさせていただいているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村中のというふうを考えてよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） はい、全村です。人が住んでいる近くに限定されると思いますけれども。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 以前、一般質問の際に、当郷地区の貯水池、塩之入池、中原池、洪水ハザードマップができてはいるけれども、それぞれ単独のものが越水したときというふうな形の中であって、両方同時に決壊したとき、あるいは東部の場合もう1つ上のほうに管社池があるわけですが、そうした部分が同時決壊ということもあり得るので、そうした場合を想定したハザードマップの作成はどうなるのかという質問をした際に、そこを想定して今後つくる中で考えていきたいということではいただいておりますが、そのことを網羅した形でのハザードマップになるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） その当時の質問、2か所の設定、ため池の関係です。ため池の関係のそういうマップを作らせていただいたかと思います。その同時決壊につきましては、その都度、池の管理者が違うものですから、それぞれ塩之入池は管理者は土地改良区、中原池は当郷区ということで、管理者が違う中での設定で、それぞれで当時、ため池についてマップを作成しておりまして、同時決壊ということも想定されるということですが、

やはりその全体を見直す中で当郷地区において、地区の防災マップ、それを作成するタイミングにおいてそこら辺を調整しながら作成のほうをさせていただきたいというふうに回答している記憶がございます。今回のマップについてはちょっと関連は結びつけておりません。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今のお話ですが、当郷区がどう動くかということに関わってくるようにも思いますが、想定としていつ頃それを作る予定でいるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 今、お話しましたように当郷地区のほうで、そのマップ、各地区で今、入っていると思うんですけども、各地区でその防災の関係、それを推進していただけるタイミングでこちらは検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 今の関連ですが、管理者が川西土地改良区と当郷区という課長のお話ですが、実際に管理しているのは当郷の土木水利委員でございます。そこら辺、承知おき願います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 説明不足で申し訳ございません。

当初、ため池についてのマップの関係ですが、塩之入池のほうが先に作成をされておりました、その後にその時期に防災関係の国のほうの活用がありまして、その事業を活用して中原池のほうを村として、中原池をマップについて、ため池について調査をさせていただきました。時間的に差があったものですから、同時にはちょっとできないこともありましたので、そこら辺も踏まえて今後の合同のマップ作成につきましては、また検討させていただきたいというふうに認識しています。

○10番（山本 悟君） 了解しました。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 12ページでございますが、教育費の中の委託料なんですけど、学校施設環境改善事業費でございますが、学校施設長寿命化計画策定委託料。国の求めに応じて

大規模改築のときに必要になるという御説明でございましたが、小・中の施設、全面的に調査をされるのでしょうか。これは今までにもあった調査なのでしょうか。よろしく願います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小・中とも全面的に行うものでありまして、今までにあった調査は耐震診断が行っております。さらに今回はそれに加えて躯体以外の屋根や屋上、外壁、窓サッシ、電気、機械設備等の劣化状況を各項目で測って4段階に評価ということで、本当に綿密に調査を行うこととなります。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） これ、初めてですか。何年かに一遍ある調査でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 10年に一度ということで10年をめどに改築の修理、計画を作ることになると考えております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） よろしいですね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」のあり]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第15号 令和2年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第16号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第16号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 意見書の第5項について質問をいたします。

その中に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置とございますが、これは具体的にどんなものを指すのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それでは、お答え申し上げます。

この関係につきましては、令和2年4月に総務省から出ております。

まず1点ですが、この特例措置に伴う地方公共団体の一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置を創設と。まずこれが1点です。

それから2番目。固定資産税ですが、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置。ちょっと内容はひとつ割愛をしたいと思います。もし必要であればまたお答えします。それから、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充。この2点が固定資産税になります。

3番目として、自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長。この関係は自動車税、軽自動車税環境性能税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。それで、この措置に伴う減収については、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収保証特例交付金により全額を補填。それから、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応、耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化、イベントを中止等した主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応。

以上が特例措置になります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ただいまの御説明によればいずれも新型コロナウイルスの感染症によってその影響で納税困難となっているものの、救済措置的な条項であろうというふうに思います。それに対して、そうした納税困難者への救済措置を第5項の次のところに書いています、本来国庫補助金等により対応すべきものでありと。国庫補助金としてこのように救済措置に対応するという意味合いが私は理解できないのですが、それについて説明をしてください。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、このとおりでというふうに私は理解しておりますので、意見書をお出ししたんですが、ただいまの坂井議員の発言に対しまして一理あ

るかなと、このように私も今、思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） じゃ、質問は結構です。分かりました。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） じゃ、よろしいですね、この件について。よろしいですね。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） これにて質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 反対討論というようにおっしゃっていただきましたが、反対討論を述べる前に、この取扱いについて、先ほど私の質問に対する居鶴議員、提案者からの御答弁を踏まえるならばここで採決という形ではなく、別に継続審査という形にしたほうがこの部分についてお互い納得した上で取り扱えるのではないかなと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） それでは、継続審査ということで今、発言がございましたけれども、継続審査ということの方向でよろしいでしょうか。

沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 継続審査に持っていくには現時点で2人が必要じゃないですか。2人の賛成がなければ継続審査。前回もこのようなことを私、議長のとき、言われましたよね。1人で決めたものを継続審査にしたということ自身を私、かなり突っ込まれましたよね。ですから、この時点で賛成か反対かする前に、もう1人の人が賛成を、誰と誰が賛成だということ踏まえた中で結論を出すべきだと思いますけれども。

○議長（宮下壽章君） ただいま沓掛議員のほうから御意見ございました。これについてそれでは、これ、賛成のほうに挙手されるか、ちょっと挙手していただきたいと思うんですが。

[「議事進行」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません。今、沓掛議員がおっしゃったことが、私が1人で委員会に審査に回したほうがよくないかと意見を言ったんですが、これ一つの動議ですよね。それに対してその動議を取り上げることに賛成だという方がいれば、その方がいなければ坂井が

1人言っているだけで無視していいわけですし、ですからその方1人以上いらっしゃったらその上で付託することについて賛成か反対かを取っていただくという形になるかと思います。

○議長（宮下壽章君） 了解です。

じゃ、坂井議員のが一応、動議ということで、この坂井議員に賛同される方、いらっしゃいますでしょうか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） なし。それでは、動議として認めないということで、先に進めさせていただきます。

これで討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 意見項目1から4については異議を唱えるものではございません。しかしながら、ただいま5について質問の中でも明らかにしたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によって納税困難となっている者の救済措置、これを否定することにつながる内容であるというふうに思うところです。先ほど居鶴議員から御説明がございました特例措置の中身、徴収の猶予制限の特例については、地方公共団体の一時的な減収について地方債の特例措置の創設、また中小企業者等の固定資産税の軽減、自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長に伴う減収については、それぞれの全減収補填特別交付金によって全額補填されることになっております。したがって、地方公共団体の財政を逼迫させることにつながるものではないというふうに考えるところです。

よって、意見項目5についてのみ、私は異議を申し立てる立場から本発議に反対の態度を取らざるを得ないということを示し述べ、反対の立場からの意見とします。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結。

発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（宮下壽章君） 賛成多数。

発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下壽章君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回青木村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時00分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和二年

第三回〔九月〕定例会

青木村議定会議録

令和二年

第三回〔九月〕定例会

青木村議定会議録